



練馬区
都市計画マスタープラン
実施状況報告書

令和8年(2026年)3月 練馬区



はじめに

現行の練馬区都市計画マスタープランは、平成 13 年 3 月に策定したのち、平成 27 年 12 月に改定（中間見直し）したものであり、現在、目標年次である「平成 30 年代中頃（2020 年代）」を迎えています。

区はこの間、鉄道や都市計画道路など遅れている交通インフラの整備を着実に進め、これにあわせて周辺のまちづくりに取り組んできました。一方で、少子高齢化・人口減少社会が到来し、リモートワークの一般化による生活・行動様式の変化やデジタル技術の進展に伴うまちづくりの DX 化が進むなど、社会情勢は大きく変化しています。また、地球温暖化をはじめとする気候変動の深刻化により、都市を取り巻く環境も急速に変化しており、改めて今後のまちの将来像を描き、まちづくりの方向性を定めるべき時期に差しかかっています。

こうした状況を踏まえ、都市計画マスタープランに記載された各施策・取組の進捗等を把握し、実施状況報告書として取りまとめることとしました。

※ 本報告書においては、原則として現行の都市計画マスタープラン策定以降の平成 27 年度から令和 6 年度までの実績・データを対象として分析します。

実施状況報告書の作成・公表までの手順

令和 6 年度

令和 7 年度

報告書
作成・公表

- ▶ 各施策・取組の所管部署に対して、書面およびヒアリングによる調査を実施し、現状・進捗を確認します。
- ▶ 客観的な実績やデータ等とあわせて分析することによって、まちづくりの到達点や成果、実際のまちの変化をまとめます。
- ▶ まちづくりの到達点や成果等の概要を周知し、区民の皆さまをはじめ、有識者など区の外部の方々から意見等を伺います。
 - ※ 意見聴取の方法
 - ・ 区民アンケート
 - ・ パネル展（説明・質疑応答・意見交換等）
 - ・ 都市計画審議会
- ▶ 頂いた意見等を整理し、内容を踏まえたうえで、これからのまちづくりの方向性（都市計画マスタープラン見直しに向けた考え方）を示し、報告書として取りまとめます。

目 次

第1章	重点的に進めるまちづくりの実施状況	1
1.	災害に強い安全なまちづくり	1
2.	鉄道、道路などインフラの整備	13
3.	地域生活を支える駅周辺のまちづくり	22
4.	みどりあふれるまちづくり	29
5.	環境に配慮したまちづくり	39
第2章	分野別まちづくりの方針に基づくまちづくりの実施状況	43
1.	安全・安心のまち	43
2.	活動的でにぎわいのあるまち	48
3.	みどりと水のまち	54
4.	環境と共生するまち	60
5.	ともに住むまち	64
第3章	地域別指針に基づくまちづくりの実施状況	69
1.	第1地域	70
2.	第2地域	72
3.	第3地域	74
4.	第4地域	76
5.	第5地域	78
6.	第6地域	80
7.	第7地域	82
第4章	これからのまちづくりに向けた視点	85
1.	社会潮流を踏まえた新たな視点	85
2.	アンケート結果から読み取る区民の意識	94
3.	パネル展および都市計画審議会で寄せられた意見や提案等	106
第5章	練馬のこれからのまちづくりの方向性	111
	～都市計画マスタープラン見直しに向けた考え方～	

練馬区都市計画マスタープラン実施状況報告書の構成

現行 都市計画マスタープラン

全体構想 I

第1章

都市計画マスタープランの
目的と位置づけ

第2章

まちの現状と課題等

第3章

まちの将来像

第4章

重点的に進めるまちづくり

第5章

分野別まちづくりの方針

地域別指針

第1地域 第2地域 第3地域

第4地域 第5地域 第6地域

第7地域

全体構想 II

第6章

都市計画マスタープランの実
現に向けて

- 1 まちづくりの基本的な進め方
- 2 都市計画マスタープランの実
現に向けて



第1章

重点的に進めるまちづくりの実施状況

第1章では、現行都市計画マスタープランの「第4章 重点的に進めるまちづくり」に記載した各取組について、実績・データに基づいて現状と進捗を分析し、達成状況をまとめます。

第2章

分野別まちづくりの方針に基づくまちづくりの実施状況

第2章では、現行都市計画マスタープランの「第5章 分野別まちづくりの方針」に記載した各取組について、第1章と同様の手法を用いながら達成状況を概括的にまとめます。

また、第3章では各取組を7つに区分した地域ごとに整理し直し、まちづくりの取組状況を視覚的に示します。

第3章

地域別指針に基づくまちづくりの実施状況



第4章

これからのまちづくりに向けた視点

第4章では、社会潮流を踏まえた新たな視点を提示するとともに、区民や有識者など区の外部の方々実際に感じているまちの変化や、それに対する評価や意向等を把握します。

そのうえで、これからのまちづくりの方向性を示す基礎となる、より本質的なまちづくりの到達点を整理します。



第5章

練馬のこれからのまちづくりの方向性 ～ 都市計画マスタープラン見直しに向けた考え方 ～

前章までに整理した各施策・取組の達成状況や新しい視点、区民の評価等を踏まえ、第5章では、練馬のこれからのまちづくりの方向性（都市計画マスタープラン見直しに向けた考え方）を示します。

第1章 重点的に進めるまちづくりの実施状況

1. 災害に強い安全なまちづくり

重点事業1 特定緊急輸送道路¹沿道にある対象建築物等の耐震化

マスタープラン記載概要

特定緊急輸送道路は、地震発生時に建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路および輸送路を確保するための道路で、区内では目白通り等の7路線の幹線道路が指定されています。

特定緊急輸送道路の沿道で耐震化の対象となる建築物101棟の所有者へ個別に働きかけ、耐震改修助成制度の活用等を促し、沿道の建築物の耐震化を進めます。

区内の特定緊急輸送道路図



出典：練馬区ホームページ「特定緊急輸送道路沿道建築物の助成」

現状・進捗

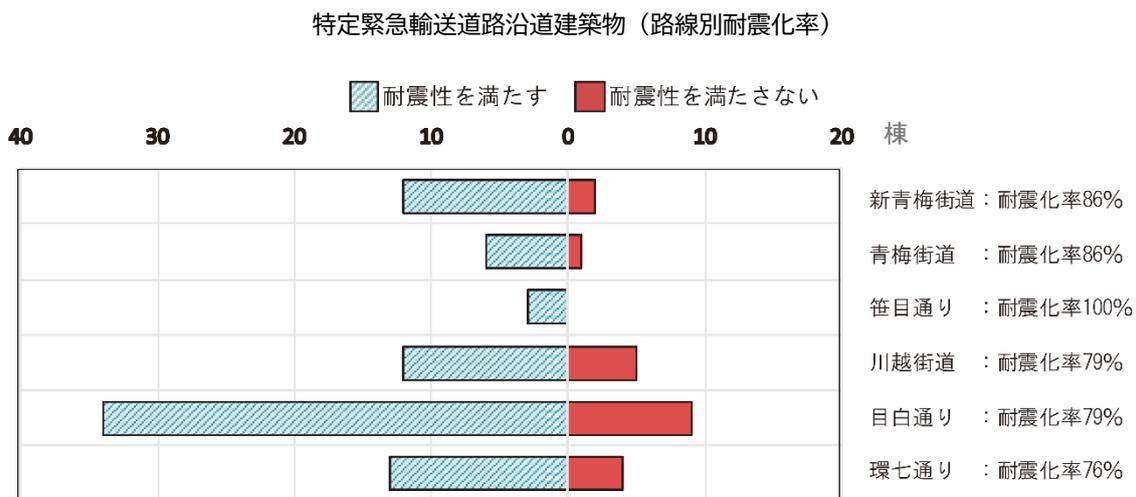
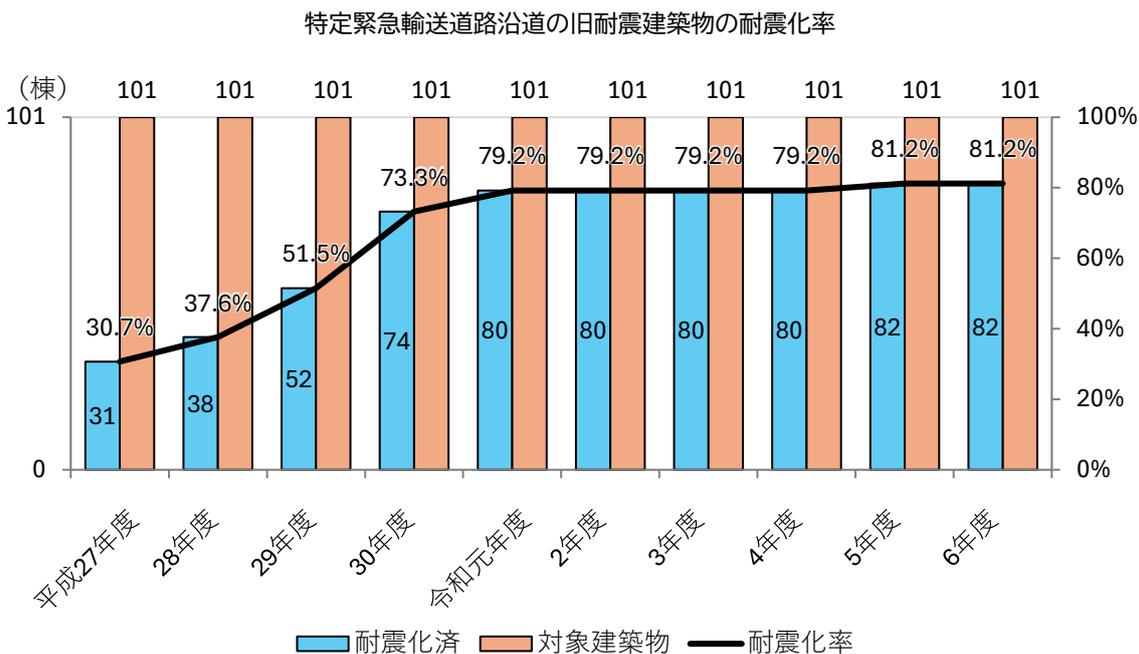
- 平成27年度末時点で特定緊急輸送道路沿道の旧耐震基準²による建築物全101棟のうち、耐震性ありと確認できたのは31棟でしたが、耐震改修助成制度の活用等を個別に働きかけた結果、令和6年度末までに新たに51棟が耐震化され、耐震化率は30.7%から81.2%にまで高まりました。
なお、新耐震基準³によるものを含む全建築物（507棟）に対する耐震化率は96.2%となりました。
- 対象建築物の耐震化率を路線別にみると、目白通りは100%、その他の路線は概ね8割となっています。

¹ 特定緊急輸送道路：緊急輸送道路のうち、応急対策の中核となる主要な施設や、防災拠点等を連絡する道路として、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路で、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」（平成23年東京都条例第36号）に基づき、地震発生時に建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路および輸送路を重点的に確保すべき道路として指定されている。また、特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路を一般緊急輸送道路という。

² 旧耐震基準：昭和56年6月1日の建築基準法の耐震基準の見直しより前に用いられていた耐震基準。

³ 新耐震基準：昭和56年6月1日に導入された耐震基準。

実績・データ



出典：練馬区耐震改修促進計画 (令和3年3月)

達成状況 まとめ

- 特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化率 (新耐震を含む) は 96.2%となり、災害時の道路通行機能の確保が進展

重点事業2 都市計画道路沿道建築物の不燃化による延焼遮断帯⁴の形成

マスタープラン記載概要

都市計画道路は、災害時において地域の骨格となる道路であり、大規模地震によって火災が発生した際には、都市計画道路と沿道建築物の不燃化により、不燃化空間をつくり、火災の延焼を防ぐ延焼遮断機能を有します。

放射7号線等の都市計画道路事業にあわせた沿道まちづくりにおいて、防火地域等の都市計画決定を行い、沿道建築物の不燃化を誘導します。

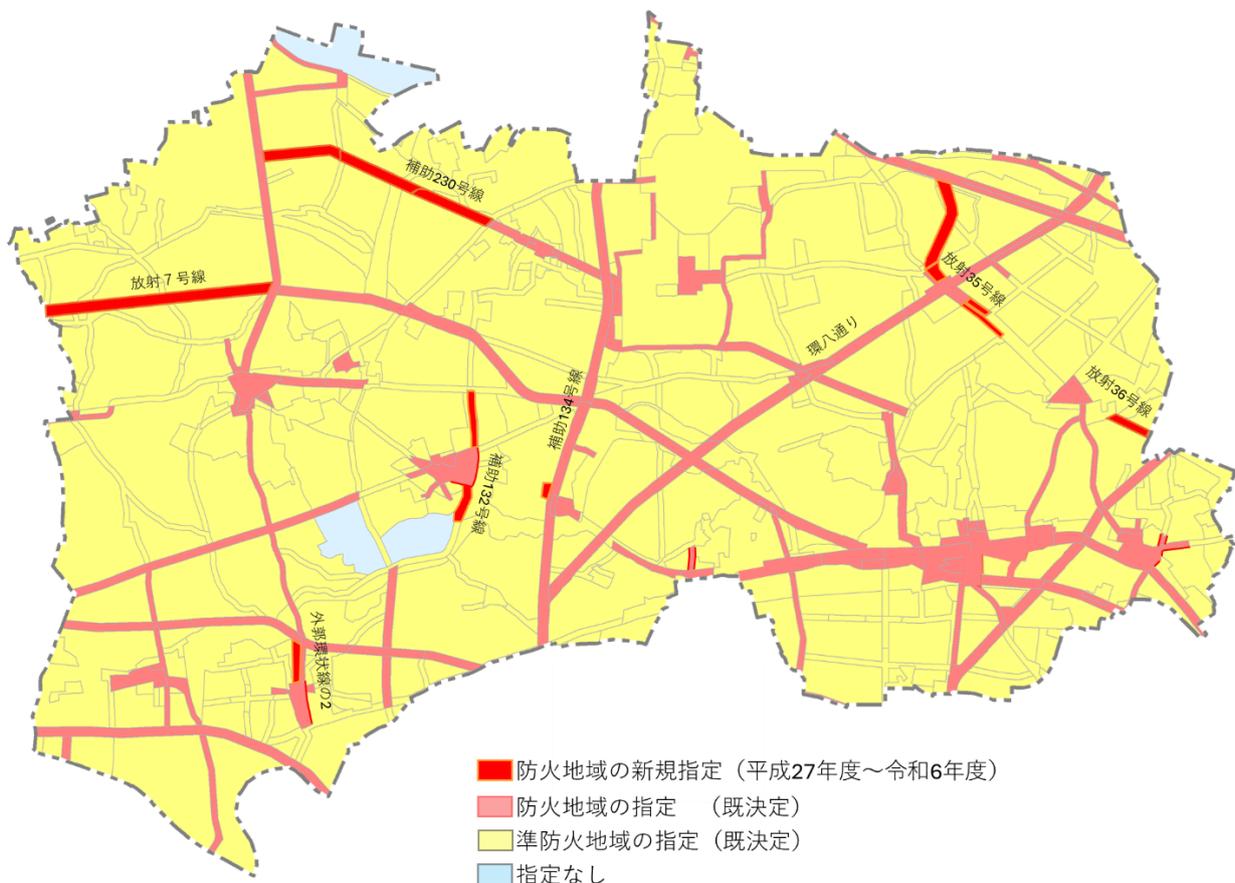
現状・進捗

- 放射7号線、放射35号線、放射36号線に加え、補助230号線、補助132号線、外郭環状線の2沿道のまちづくり地区では、沿道にふさわしい街並みの誘導や不燃化による延焼遮断帯の形成を図るため、地区計画の策定にあわせて防火地域を指定しました。

➔ 《関連》 第1章-2. 鉄道、道路などインフラの整備 重点事業2 (p.15~18)

実績・データ

防火地域等の指定状況（令和7年3月31日時点）



⁴ 延焼遮断帯：道路、鉄道、公園、河川等の都市施設と、これらに近接する耐火建築物等によって構成される帯状の不燃空間のこと。地震等による市街地の火災の延焼を阻止する機能を果たす。

都市計画道路事業にあわせた延焼遮断帯の形成

時期	路線名	地区名
平成27年度	放射7号線	放射7号線西大泉・大泉学園町地区
平成28年度	補助230号線	補助230号線大泉町三丁目地区
平成29年度	放射35号線	平和台駅東地区
令和2年度	放射35号線	放射35号線北町地区
	補助132号線	石神井公園駅南地区
令和3年度	放射35号線	早宮二丁目南地区
	補助230号線	補助230号線大泉学園町地区
令和5年度	補助132号線	用途地域等の一括変更（石神井町二丁目）
	補助230号線	補助230号線大泉町二丁目地区
	放射36号線	羽沢・桜台地区
	外郭環状線の2	上石神井駅周辺地区

達成状況 まとめ

- 都市計画道路沿道の11地区を防火地域に指定し、延焼遮断帯の形成を促進

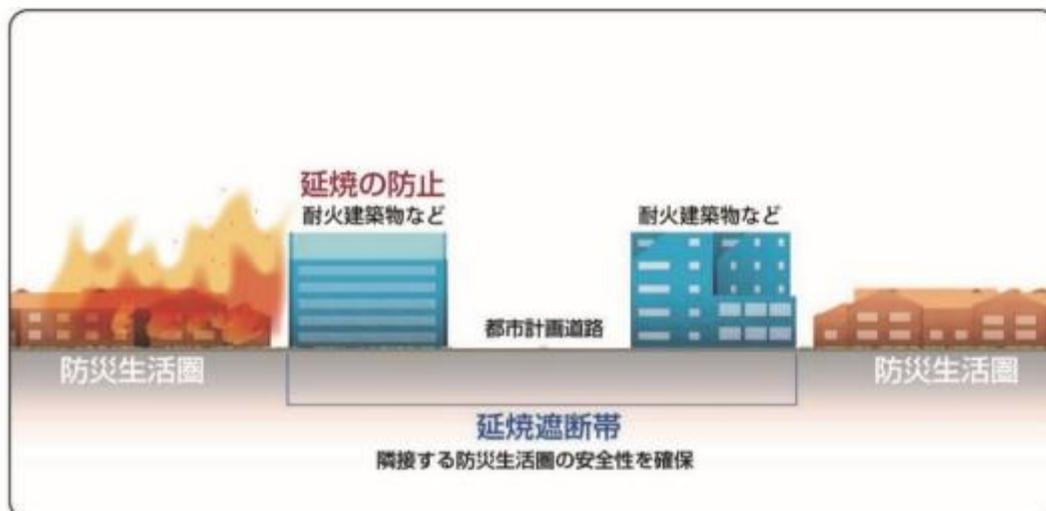
《解説》防火地域等の指定による不燃化

防火地域等は「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」として指定されるもので、建物を建築する時などに建物の階数や延床面積に応じて耐火建築物等にならなければならない地域です。

耐火建築物とは、主要構造部（柱や梁など）が建築基準法で定められた耐火性能を満たすなど、火災により建物が倒壊し延焼することを防ぐ構造を有した建築物を言います。

防火地域に指定されると、地域内の建物が建て替えられるに従って耐火建築物等が増えていくため、時間の経過とともに延焼遮断帯が形成されることになります。

防災生活圏と延焼遮断帯のイメージ



出典：東京都 防災都市づくり推進計画（令和2年3月）

重点事業3 無電柱化による避難路確保

マスタープラン記載概要

震災時の電柱の倒壊により、避難や救援活動に欠かせない道路が塞がれることがないように、都市計画道路や生活幹線道路の整備に合わせた無電柱化を進めます。また、歩道幅員の狭い既存道路においては、モデル事業を踏まえ、無電柱化の進め方を検討します。

現状・進捗

- 区は、平成 30 年 3 月に「練馬区無電柱化推進計画」を策定し、区内 24 路線を優先的に無電柱化する道路として位置づけました。令和 6 年度末現在、うち 3 路線で事業が完了し、15 路線（延長約 6.5 km）が事業中となっています。
- 歩道幅員が狭く、地上機器の設置が困難な既存道路における無電柱化については、電線管理者、東京都、区等をメンバーとする技術検討会や住民協議会で検討し、2 路線の設計および整備を実施しています。

実績・データ

補助 132 号線
Ⅲ期



整備前



整備後

補助 235 号線



整備前



整備後

練馬主要区道
67 号線



整備前



整備後

事業中の路線

路線名	区間	延長
区画街路1号線	早宮 3-24 ~ 練馬 2-29	340m
主要区道2号線	貫井 4-27 ~ 富士見台 3-5	710m
主要区道6号線	豊玉中 2-10 ~ 豊玉中 3-12	420m
主要区道32号線	三原台 1-1 ~ 谷原 5-31	450m
主要区道56号線	東大泉 2-10 ~ 東大泉 2-25	500m
補助135号線	大泉学園町 4-23 ~ 大泉学園町 6-12	460m
補助135号線	東大泉 4-26 ~ 東大泉 4-27	70m
補助232号線 I-2期	石神井町 3-24 ~ 石神井町 3-30	260m
外郭環状線の2 上石神井駅前広場	上石神井 1-5 ~ 上石神井 4-2	300m (5,100 m ²)
補助235号線	北町 6-1 ~ 北町 5-2	300m
補助301号線	光が丘 2-1 ~ 光が丘 2-9	570m
主要区道3号線	高松 1-29 ~ 向山 4-35	480m
補助230号線	関町北 4-33 ~ 関町北 2-2	910m
補助301号線	光が丘 2-1 ~ 光が丘 2-2	370m
区画街路1号線	練馬 1-36 ~ 練馬 2-29	430m
計 15 路線 延長 6,570m (令和6年度末現在)		

達成状況 まとめ

- 優先的に無電柱化する道路とした 24 路線約 13.2 kmのうち、3 路線約 1.1 kmが完了
- 15 路線約 6.5 kmが事業中であり、着手率は総延長の約 6 割

重点事業4 木造住宅密集地域における道路・公園の整備と不燃化

マスタープラン記載概要

木造住宅密集地域は、木造建築物が密集し、地域の中に幅員の狭い道路が多いため災害時の消防活動が困難な地域です。これらの地域においては、密集住宅市街地整備促進事業⁵（以下、「密集事業」という。）により、災害危険性を改善します。あわせて地区計画等によるまちづくりを進めます。

さらに、木造住宅が連担している比較的小規模の地域において新たな制度を創設し、改善の取組を進めます。

現状・進捗

- 江古田北部地区および北町地区では、密集事業により、15路線の道路拡幅事業、15箇所の公園等の整備を行いました。また、災害に強く、安全で快適なまちの形成を誘導していくため、地区計画を策定しました。
- 貫井・富士見台地区では、密集事業により、道路の拡幅事業（2路線）を行っています。また、地区内で段階的に地区計画を策定するとともに、建て替えに伴う不燃化を促進するため、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制区域を指定しました。
- 桜台東部地区では、令和5年度に密集事業に着手し、防災道路の整備等に向けた取組を進めています。あわせて、地区計画等の策定に向けて地域住民や関係者との合意形成に取り組んでいます。
- 密集事業を実施している上記の2地区に次いで危険性が懸念される3地区（田柄、富士見台駅南側、下石神井）を、令和2年度に「防災まちづくり推進地区」に指定しました。この3地区では、新たな防火規制区域を指定するとともに、助成制度を拡充し、老朽木造住宅の建て替え、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去などを促進しています。
- 面的な整備が困難なエリアにおいては、「道路の築造を猶予する道に関する指定道路等取扱基準」を新たに運用開始し、建て替えの促進を通じて不燃化を推進しています。

実績・データ

密集事業等による整備の進捗

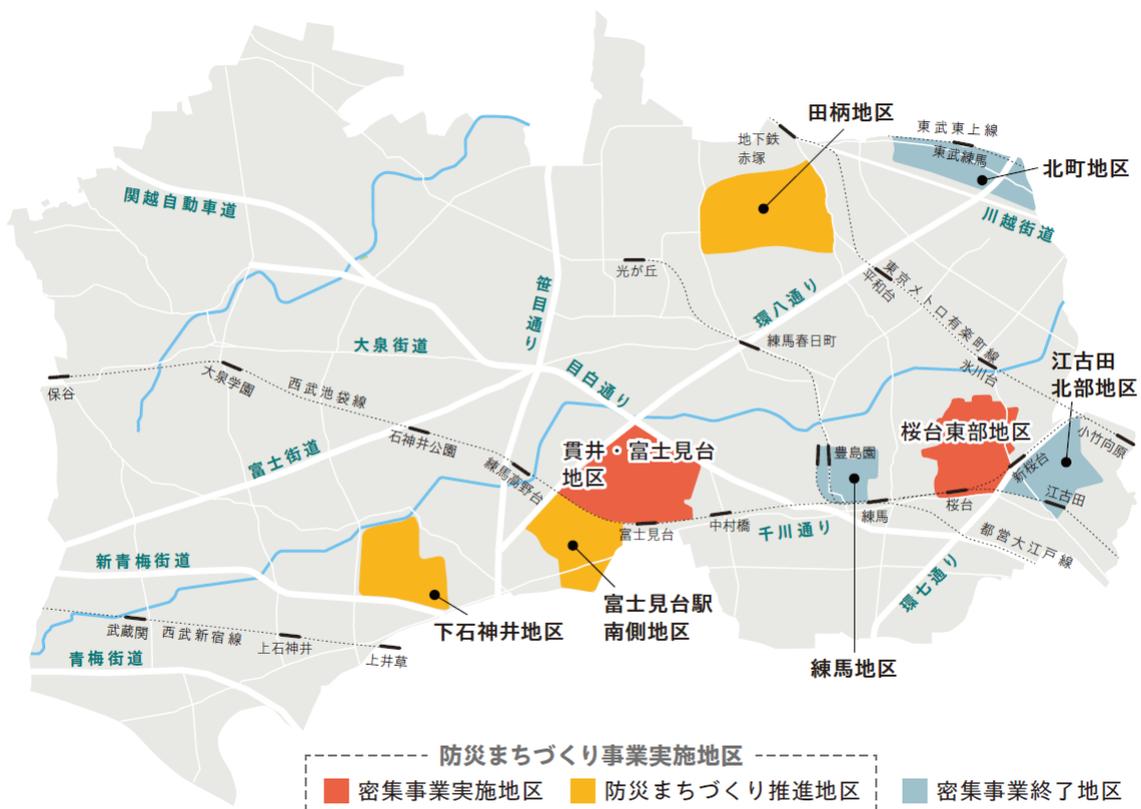
地区	対象面積	事業期間	地区計画等（施行年月日）
江古田北部	46.4ha	平成4年度 ～平成30年度 （事業終了）	・江古田駅北口地区地区計画（平成18年11月1日） ・江古田北部地区地区計画（平成30年7月1日） ・江古田南部地区地区計画（令和2年4月1日）
北町	31.1ha	平成8年度 ～令和元年度 （事業終了）	・東武練馬駅南口周辺地区地区計画（平成23年4月1日） ・北町二丁目西部地区地区計画（平成27年4月1日） ・北町一丁目地区地区計画（令和元年11月1日）

⁵ 密集住宅市街地整備促進事業：老朽住宅が密集し、道路や公園等の公共施設が未整備なため、良好な住宅の供給と住環境の改善が必要な地区において、老朽住宅等の建て替え促進、良好な住宅の供給と住環境の整備を図り、災害に強いまちづくりを進める事業。

地区	対象面積	事業期間	地区計画等（施行年月日）
貫井・富士見台	92.3ha	平成23年度～ （事業中）	<ul style="list-style-type: none"> ・富士見台駅北部地区地区計画（平成31年4月1日） ・富士見台駅北部地区 新たな防火規制（平成31年4月1日） ・富士見台三・四丁目環八南地区地区計画（令和5年11月1日） ・富士見台三・四丁目環八南地区 新たな防火規制（令和5年11月1日）
桜台東部	50.6ha	令和5年度～ （事業中）	—
田柄 ※	87.2ha	令和2年度～ （事業中）	・田柄地区 新たな防火規制（令和4年7月1日）
富士見台駅南側 ※	44.2ha	令和2年度～ （事業中）	・富士見台駅南側地区 新たな防火規制（令和4年7月1日）
下石神井 ※	60.2ha	令和2年度～ （事業中）	・下石神井地区 新たな防火規制（令和4年7月1日）

※ 防災まちづくり推進地区

防災まちづくり事業実施地区



出典：ねりま区報（令和6年2月21日号）

達成状況 まとめ

- 江古田北部地区および北町地区では密集事業が終了、地区計画を策定
- 貫井・富士見台地区および桜台東部地区では密集事業を実施中
- 田柄地区・富士見台駅南側地区・下石神井地区では新たな防火規制区域を指定、老朽木造住宅の建て替え等を促進

重点事業5 雨水貯留浸透施設⁶の増設等水害対策の強化と地下室・半地下室の浸水対策

マスタープラン記載概要

区内の白子川や石神井川、旧田柄川流域など河川沿いの低地では、集中豪雨時における河川から下水道管への逆流などにより浸水被害が発生しています。そのため、浸水被害が想定される場所で、東京都の河川改修や浸水対策に加え、区の雨水流出抑制対策を強化します。民間開発や公共施設の整備にあわせ、雨水貯留浸透施設の設置、道路の透水性舗装⁷の整備などにより雨水の流出抑制を図ります。

また、建築物の新築・増改築時に浸水対策の届け出を制度化し、地下室・半地下室の浸水対策を促進します。

現状・進捗

- 石神井川稲荷橋付近、白子川子安橋付近、旧田柄川沿いの3地区や、浸水被害が想定される区域周辺の公園等に雨水貯留浸透施設の設置を行っています。「練馬区総合治水計画」（令和3年3月改定）では、令和19年度末までに時間10ミリ降雨に相当する約72.5万㎡の流域対策を目指しており、令和6年度末までに公共および民間による取組により、目標の8割を超える約63.1万㎡の対策を実施しました。
- 新設道路や河川管理通路などの整備に際しては、約26kmの透水性舗装を新たに実施しました。
- 平成28年4月以降、地下室・半地下室を設置する場合、必要な浸水対策を講じ、その対策方法を届け出を求めています。区ホームページへの掲載やパンフレットの配布等によって制度の周知を図り、平成28年度から令和6年度の間に累計164件の届け出を受け付けました。

実績・データ

流域対策による対策量（各年度末時点）

区分	平成27年度	令和6年度
民間施設等	257,427 ㎡	379,505 ㎡
公共施設	210,041 ㎡	251,850 ㎡
総数	467,468 ㎡	631,355 ㎡

浸水対策の例（止水板の設置）



地下室・半地下室の浸水対策届出数（各年度）

出典：練馬区総合治水計画（令和3年3月）

	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
届出件数	29	29	17	21	13	20	14	9	12	164

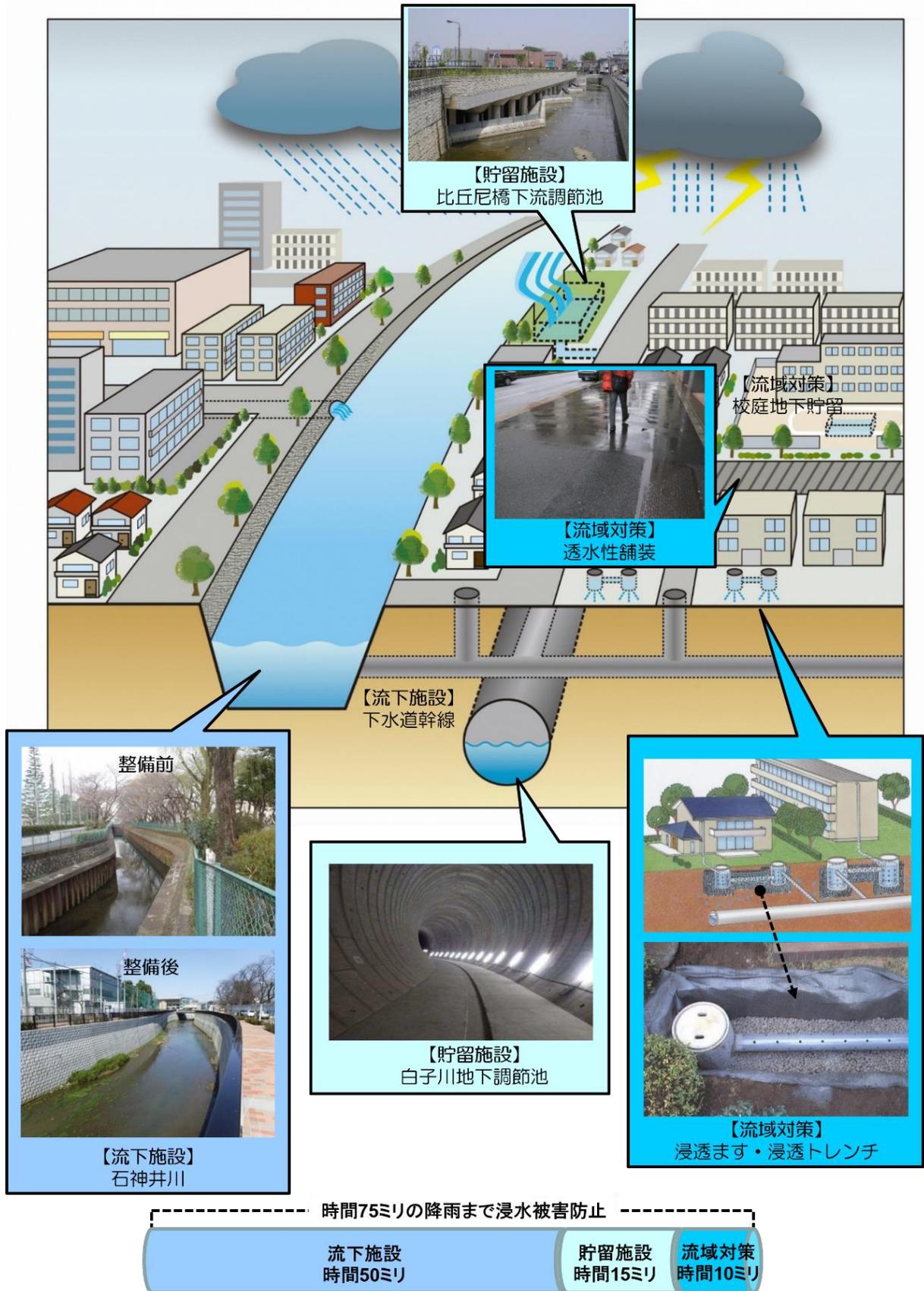
達成状況 まとめ

- 雨水貯留浸透施設の設置などにより、目標の8割を超える約63.1万㎡の対策が完了
- 地下室・半地下室の浸水対策に係る届出制度を創設し、広く周知することにより、浸水対策を促進

⁶ 雨水貯留浸透施設：雨水を一時的に貯留し、地中に浸透させることにより、河川や下水道への雨水の流出を抑制する施設。

⁷ 透水性舗装：道路路面に降った雨水を舗装内の隙間から地中へ浸透させる機能を持った舗装構造をいう。

《参考》練馬区総合治水計画のイメージ



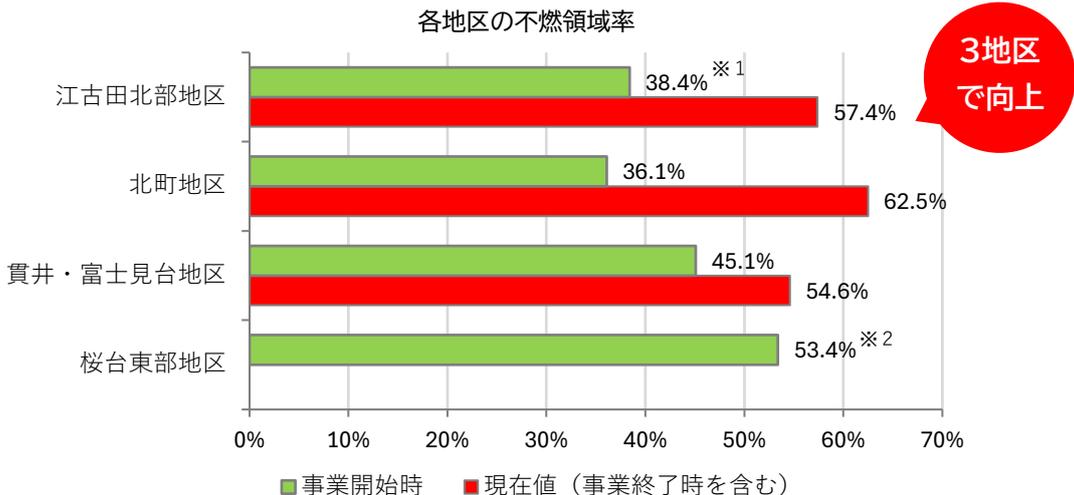
出典：練馬区総合治水計画（令和3年3月）

1. 災害に強い安全なまちづくり 総括

各地区の不燃領域率が改善

木造住宅密集地域においては、密集事業（道路拡幅事業・公園等の整備など）や地区計画の推進により、不燃化が着実に進展しています。これにより、各地区の不燃領域率が向上し、地域の防災性・安全性の向上という成果が確実に現れています。

指標



※1 江古田北部地区は平成13年度末より算出を開始したため、平成14年3月時点の数値を記載
 ※2 桜台東部地区は令和5年度より事業を開始したため、事業開始時点のみ記載

消防活動困難区域の改善に向けた区の取組

区内には、老朽木造住宅が密集し、狭い道路が多く、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地域が存在します。こうした地域では、密集住宅市街地整備促進事業の実施により、消防活動困難区域の解消に必要な道路の整備を行っています。

消防活動困難区域とは、消防活動が容易にできる範囲⁸に含まれない区域のことを指します。

これまで、江古田北部地区や北町地区において道路整備を進めてきたことにより、消防活動困難区域の面積は着実に減少しています。



⁸ 消防活動が容易にできる範囲:消防車搭載ホースを延長200mとし、ホースの屈曲を考えて幅員6m以上の道路から140m以内の区域。

2. 鉄道、道路などインフラの整備

重点事業1 都営地下鉄大江戸線の延伸

マスタープランの記載概要

区部では数少ない鉄道駅から1 km以上離れている鉄道空白地域の改善のため、区北西部において、大江戸線の早期事業化を図り、大泉学園町まで地下鉄を延伸することを目指します。

そのため、事業予定者である東京都と、事業化に向けた協議を進めます。また、大江戸線延伸推進基金を積み増しするとともに、新駅予定地を中心に、大江戸線延伸の導入空間となる補助230号線沿道のまちづくりを具体化します。

現状・進捗

- 東京都は令和5年3月、副知事をトップとする「大江戸線延伸にかかる庁内検討プロジェクトチーム」を設置しました。令和7年10月、同プロジェクトチームは、区が、財政負担と鉄道施設整備への協力を行うことで、事業性が改善するとした事業化に向けた検討結果を公表しました。
- 事業着手を確実なものとするため、大江戸線延伸推進基金を令和元年度までに50億円確保しました。さらに、令和6年度には、30億円を積み増し、計画的に積み増ししています。
- 補助230号線沿道では、すべての地区で地区計画の決定と用途地域の変更を行いました。新駅予定地周辺では、地区の特性にあわせた新たな拠点づくりに取り組んでいます。また、新たな生活拠点としての基盤整備、沿道の土地利用の誘導など、延伸を見据えたまちづくりを進めています。

実績・データ

大江戸線延伸に関する経緯

時期	経緯
平成27年 7月	東京都：「広域交通ネットワーク計画について」 ・「整備について優先的に検討すべき路線」5路線の1つに選定（光が丘～大泉学園町間） ➔ 東京都との実務的協議を開始
平成28年 4月	国：交通政策審議会答申第198号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」 ・事業化に向けて進めるべき6つのプロジェクトの1つに選定（光が丘～大泉学園町間）
平成29年 8月	区内経済・産業団体、町会等と大江戸線延伸促進期成同盟による「大江戸線延伸推進会議」が初開催される
令和元年 12月	東京都：「未来の東京」戦略ビジョン ・調整が整った路線から順次事業に着手 ・関係者と事業化について協議・調整を進める
令和3年 3月	東京都：「未来の東京」戦略 ・関係者と事業化について協議・調整を進める
令和4年 3月	東京都：主要事業に「地下鉄12号線（大江戸線）の延伸に関する調査」と明示した調査費を予算計上

時期	経緯
令和5年3月	東京都が副知事をトップとする「大江戸線延伸にかかる庁内検討プロジェクトチーム」を設置 ・課題解決の方策や今後の進め方についてスピード感を持って検討を進めていく ・区と連携し、都区で更なる検討を行う
令和7年3月	東京都：「2050 東京戦略」 ・大江戸線延伸他3路線の検討を深度化 ・関係者と事業化について協議・調整を進める
令和7年10月	東京都：大江戸線延伸の事業化に向けた検討結果を公表 ・一定条件を仮定した試算で事業性が改善

大江戸線延伸推進基金残高（各年度末時点）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R6
積立額	5	2	2	2	5	10	10	7	7	30
累計	5	7	9	11	16	26	36	43	50	80

単位：億円

大江戸線延伸を見据えた道路整備やまちづくりの状況（令和7年3月時点）



出典：練馬区ホームページ「大江戸線延伸地域のまちづくり」

達成状況 まとめ

- 大江戸線延伸に向けた課題解決の方策や今後の進め方など、都と実務的な協議を実施
- 大江戸線延伸推進基金を計画的に積み増し、80億円を確保
- 補助230号線沿線ではすべての地区で地区計画の決定と用途地域の変更を行うなど、延伸を見据えたまちづくりを推進

重点事業2 都市計画道路の整備

マスタープランの記載概要

都市計画道路は、円滑な都市活動を支えるとともに、区民の日常生活にも重要な役割を担っています。また、交通・環境・防災など様々な機能を持ち、都市を形成する最も基本的な都市基盤です。

区内の整備率は約5割で、23区平均である概ね6割を下回っており、着実に道路整備を進めることが必要です。また、東京都と区市町で平成28年度から令和7年度を計画期間とした事業化計画を策定し、完成後の整備率が概ね8割になることを目指します。

現状・進捗

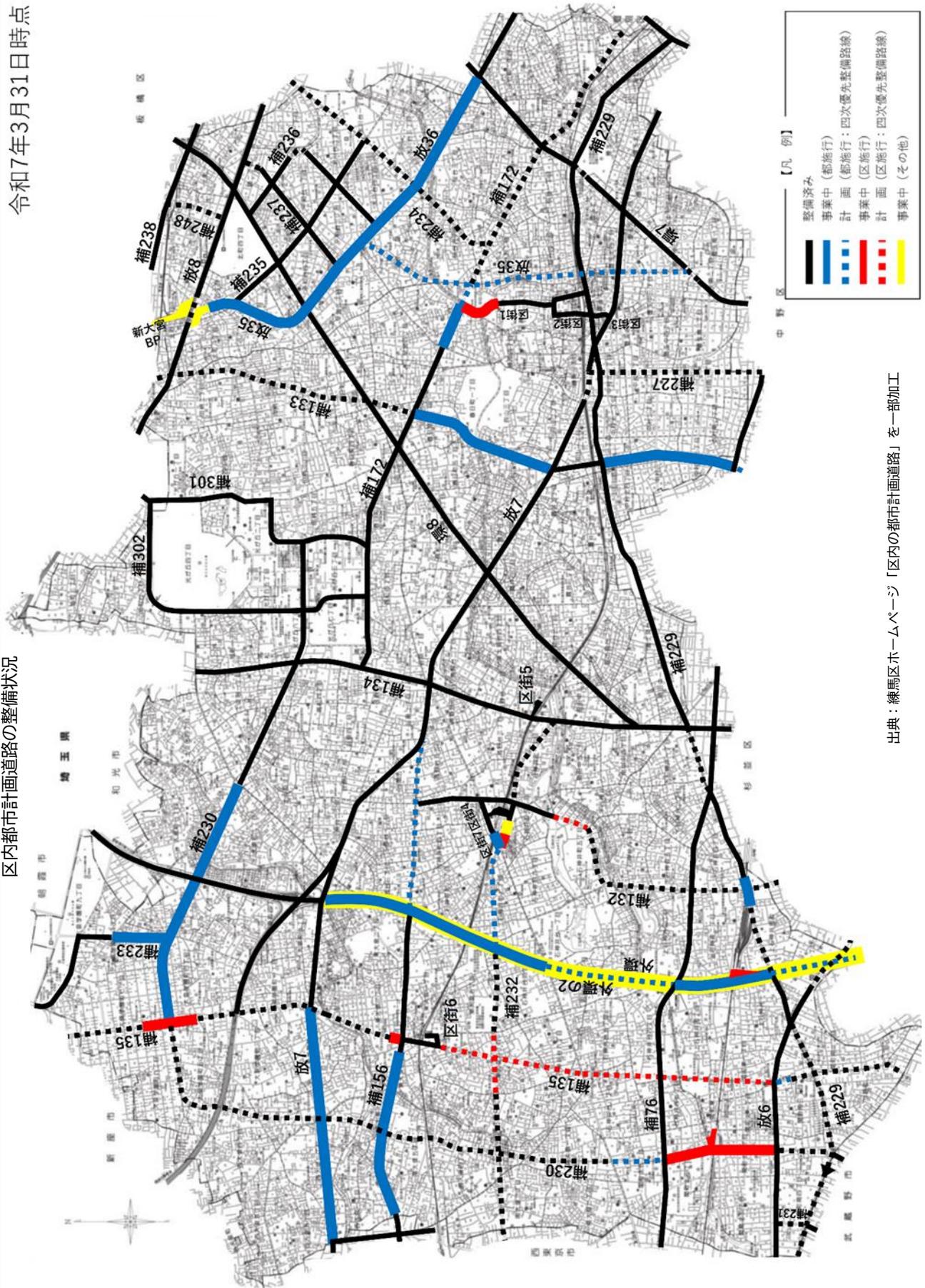
- 平成27年度から令和6年度までの間に4路線約1.7kmの整備が完了し、8路線約7.5kmについて事業着手しました。令和6年度末時点における区内の都市計画道路の整備率は51.9%となっており、着手率（完成を含む）は67.9%です（鉄道付属街路、特殊街路等を除く）。
- これまで東京都は、放射7号線や放射35号線・放射36号線、補助230号線などの早期完成に向け、用地買収や道路整備に積極的に取り組んできました。放射7号線や放射35号線、補助230号線の一部区間においては、暫定的に交通開放するなど着実に整備を進め、渋滞解消などの効果が現れています。
- 区が施行する石神井公園駅周辺の補助132号線は、令和4年度に補助232号線から石神井公園までの区間において整備が完了しました。また、放射35号線の整備と連動して、補助235号線についても、令和4年度に北町五丁目から七丁目までの区間において整備が完了しました。これにより、地区内の道路ネットワークが形成され、安全な歩行者空間が確保されました。
- 補助135号線（富士街道～区街6号）および補助232号線（学芸大通り～主要区道42号線）は、「大泉第二中学校の教育環境保全と大泉学園駅南側地区まちづくりの取組方針」を令和7年3月に策定しました。引き続き、早期事業化に向けて取り組みます。
- 都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、東京都と区市町は、平成28年に「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を策定しました。区内では、約18.5kmを優先整備路線（令和7年度までに優先的に整備すべき路線）に選定し、東京都の施行する外郭環状線の2（前原交差点以南）の一部区間や補助133号線（目白通り～補助172号線）、区が施行する補助230号線（青梅街道～新青梅街道間）に事業着手するなど、着実に道路整備を進めています。事業中路線の早期完成と、現時点で着手に至っていない路線の早期事業化が必要不可欠です。

実績・データ



令和7年3月31日時点

区内都市計画道路の整備状況



出典：練馬区ホームページ「区内の都市計画道路」を一部加工

事業中(令和7年3月時点)

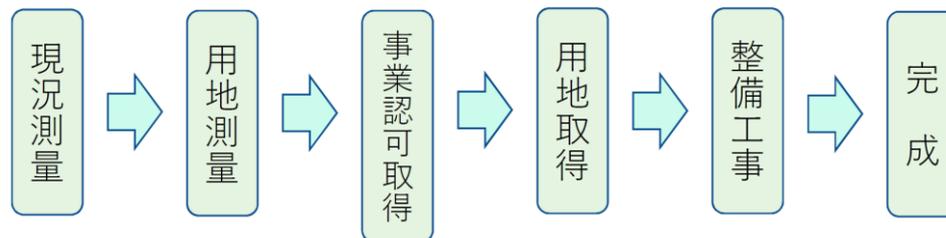
都市計画道路	事業中延長	事業の状況
外郭環状線の2 (前原交差点以南)	1,740m	・平成30年12月、千川通り～新青梅街道間および上石神井駅交通広場(5,164.41㎡)に事業着手 ・令和6年2月、富士街道～前原交差点間に事業着手
放射7号線 (補助135号線以西)	2,000m	・令和5年11月、用地取得が完了していない箇所を除き、暫定整備した歩道を全線開放 ・令和7年2月、都道24号線から西側区間を暫定開放
放射35号線 (早宮二丁目～北町五丁目)	1,330m	・令和2年3月、環八通り～川越街道間において、2車線暫定開放 ・令和6年2月、平和台駅前交差点を立体交差化する平和台トンネルを暫定開通
放射35・36号線 (環状7号線～早宮二丁目)	1,970m	・用地取得を進めるとともに、石神井川橋梁工事を実施
補助230号線 (土支田通り～補助135号線)	2,100m	・令和3年3月、土支田三丁目(土支田通り交差点)から大泉町二丁目(別荘橋通り交差点)までの区間を部分交通開放
補助133号線 (千川通り以南) (目白通り～補助172号線)	2,345m	・平成29年10月、補助229号線(千川通り)以南に事業着手 ・令和7年3月、目白通り～補助172号線間に事業着手
その他事業中の路線 ○区施行の路線 ・外郭環状線の2(上石神井駅交通広場) ・補助135号線(補助156号線交差点) ・補助232号線(I-2期) ・練馬区画街路8号線(武蔵関駅交通広場) ・練馬自転車歩行者専用道2号線 ・補助135号線(補助230号線交差点) ・補助230号線(青梅街道～新青梅街道間) ・練馬区画街路1号線 ・西武鉄道新宿線付属街路6号線(区施行部) ・練馬自転車歩行者専用道3号線 ○都施行の路線 ・外郭環状線の2(大泉) ・補助172号線 ・補助233号線 ・西武鉄道新宿線付属街路5～9号線 ・補助156号線 ・補助229号線(西武新宿線交差点) ・練馬区画街路7号線 ○国施行の路線 ・東京外かく環状道路(関越～東名) ・放射35号線(練馬一般区道42-220号線(北町5-19)以北の区間)		

達成状況 まとめ

- 第四次事業化計画において、都内最長となる約18.5kmを優先整備路線(11路線20区間)に位置づけ
- 4路線約1.7kmが完成、8路線約7.5kmに事業着手(鉄道付属街路、特殊街路等除く)
- すべての優先整備路線が完成すると整備率は約8割到達

《参考》都市計画道路の整備

事業の流れ



(1) 現況測量

まずは、整備予定地の地形や建物の位置など、現在の状況を正確に把握するための測量を行います。これにより、計画の基礎となる地図やデータが整います。

(2) 用地測量

つぎに、道路整備に必要な土地の境界や面積を調べます。

(3) 事業認可取得

測量結果をもとに整備計画をまとめ、国や都などの関係機関に申請し、事業の認可を受けます。これにより、正式に事業がスタートします。

(4) 用地取得

認可後は、道路整備に必要な土地の所有者の方々と丁寧に調整を進め、土地を取得します。

(5) 整備工事・完成

用地が確保された後、工事が始まります。安全や周辺環境へ配慮しながら、計画に沿って道路を整備します。すべての工事が終わると都市計画道路の完成です。

整備イメージ



整備後のイメージ（補助132号線）

重点事業3 西武新宿線の立体化の早期実現

マスタープランの記載概要

外郭環状線の2は、西武新宿線との立体交差を前提に都市計画変更がされました。外郭環状線の2の整備促進とともに、早期の連続立体交差化⁹に向けて、区民、区議会、区が一体となった要請活動に取り組みます。西武新宿線沿線のまちづくりを進め、早期の事業化を東京都に働きかけます。

現状・進捗

- 外郭環状線の2（千川通り～新青梅街道間）は、事業着手に向けて都への働きかけを進め、平成30年12月に都市計画事業認可を取得し、事業に着手しました。
- 令和6年3月には、西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業や関連する側道等について、都市計画事業認可を取得し、事業に着手しました。令和6年12月、用地確保に向けて用地補償説明会を開催しました。

➔ 《関連》 第1章-3. 地域生活を支える駅周辺のまちづくり 重点事業2・3 (p.24~27)

実績・データ

西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業の経緯

時期	経緯
平成16年6月	東京都が踏切対策基本方針において、西武新宿線井荻駅～東伏見駅付近を鉄道立体化の検討対象区間に抽出
平成20年6月	東京都が本区間を事業候補区間に位置付け
平成27年1月	区民、区議会、区が一体となって西武新宿線立体化促進協議会を設立
平成28年3月	東京都が本区間を準備中区間に位置付け
平成30年12月	外郭環状線の2（千川通り～新青梅街道間）および上石神井駅交通広場について、都市計画事業認可を取得
令和3年11月	西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業等が都市計画決定
令和6年3月	西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業および関連する側道等について、都市計画事業認可を取得



踏切待ちによる渋滞（上石神井四丁目付近）



上石神井駅南口の状況

達成状況 まとめ

- 西武新宿線の連続立体交差事業の都市計画事業認可を取得し、事業に着手
- 都、鉄道事業者、沿線区市と連携し、早期実現に向け整備を推進

⁹ 連続立体交差化：道路と交差している鉄道を一定区間連続して高架化または地下化することで立体化を行い、多数の踏切除却や新設交差道路との立体交差化を一挙に実現すること。

重点事業4 自転車レーン等の整備促進による散策しやすいまちづくり

マスタープランの記載概要

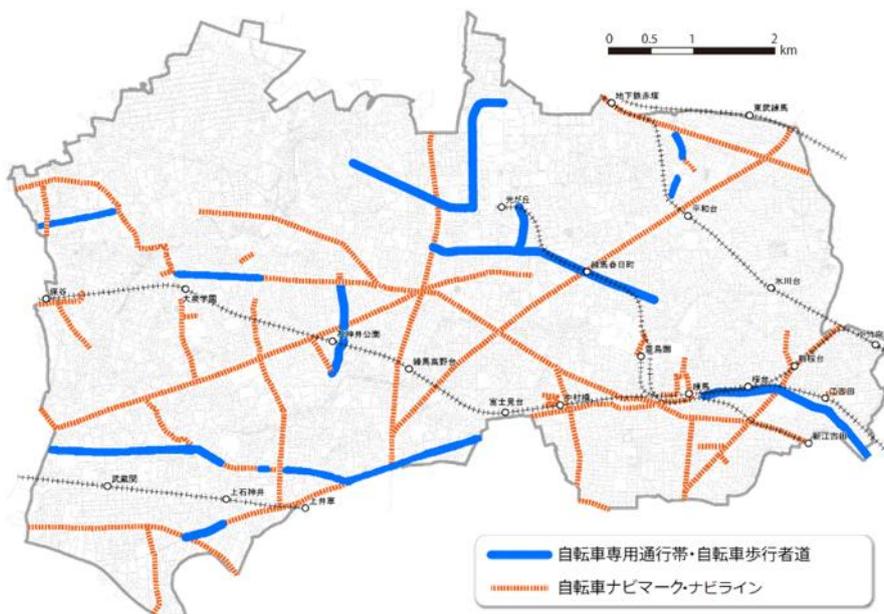
国や東京都などと連携し、都市計画道路の整備にあわせて自転車通行空間の整備を推進し、街路樹等による緑化や無電柱化を進め、散策しやすい快適な都市環境の実現に取り組みます。

現状・進捗

- 区内の自転車通行空間は、主に「自転車専用通行帯（自転車レーン）」、「自転車歩行者道」、「自転車ナビマーク・ナビライン」による整備を進め、歩行者と自転車の分離による安全な走行環境づくりを行っています。区道全体では約 4.4 kmが整備済み（令和6年度末時点）となっています。
- 令和4年3月には、「第3次練馬区自転車利用総合計画（令和4～13年度）」において、自転車ネットワークの整備を位置付け、都市計画道路の整備などにあわせて自転車通行空間の整備を進めています。

実績・データ

自転車通行空間の整備状況（令和6年度末時点）



出典：第3次練馬区自転車利用総合計画「自転車走行空間等の整備状況（令和3年10月）」の図を一部加工



自転車専用通行帯（区道：補助132号線）



自転車歩行者道（都道：千川通り）



自転車ナビマーク・ナビライン（区道：主要区道32号線）

達成状況 まとめ

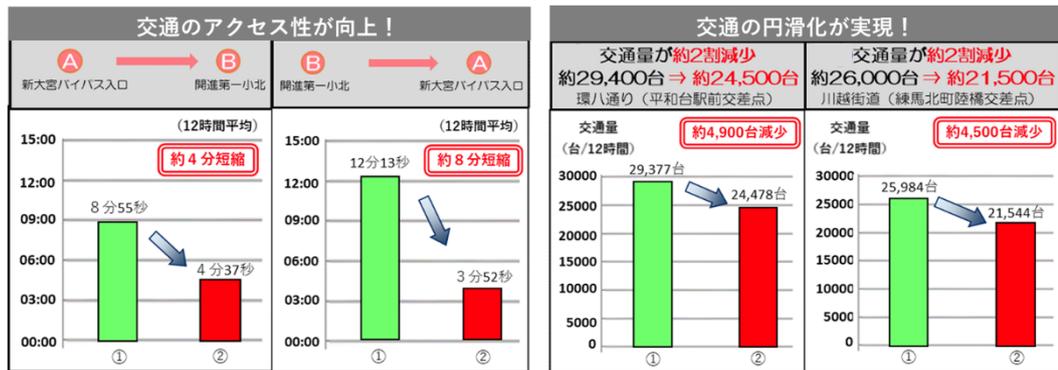
➤ 区道全体で約 4.4 kmの自転車レーン等の整備を実施し、歩行者と自転車が安全・快適に通行できる環境づくりを推進

2. 鉄道、道路などインフラの整備 総括

道路整備による交通の円滑化

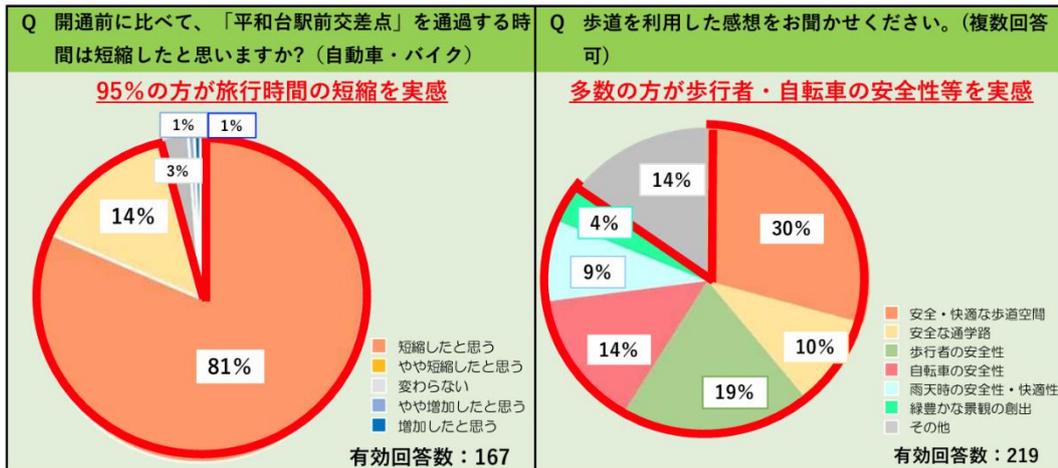
令和6年2月に、平和台駅前交差点を立体交差する放射35号線平和台トンネルが暫定開通したことで、交通のアクセス性が向上し、円滑な移動が実現しました。平和台トンネルを含む区間では移動時間が短縮され、環八通りや川越街道など混雑が見られる道路の交通量が減少しました。また、利用者が感じる快適性や安全性も向上しています。

指標



【交通量等調査実施日】①暫定開通前 平成31年2月27日(水)
②暫定開通後 令和6年10月22日(火)

開通区間の沿道にお住まいの方、周辺の事業者の方にアンケート調査を実施しました。(総回答数：283)



出典：放射第35号線 平和台トンネル暫定開通による効果 開通から約6か月後の利用状況(東京都建設局)を一部加工

道路整備による安全性の向上

令和3年3月に土支田三丁目(土支田通り南交差点)から大泉町二丁目(別荘橋通り交差点)までの区間が交通開放しました。円滑で安全な通行に課題があった都道108号線(別荘橋通り)と都道68号線(土支田通り)の交差点周辺では、交通事故発生件数が減少傾向を示しています。

指標



事故件数の推移

平成31/令和元年	6件
令和2年	7件
令和3年	4件
令和4年	2件
令和5年	1件
令和6年	1件

出典：警視庁事故発生マップより集計

3. 地域生活を支える駅周辺のまちづくり

重点事業1 石神井公園駅周辺地区

マスタープランの記載概要

石神井公園駅周辺では、これまで西武池袋線の連続立体交差事業や補助232号線（補助132号線～南口駅前広場）および駅前広場の整備、北口地区での市街地再開発事業¹⁰の施行などのまちづくりを進めてきました。

今後は、南口西地区市街地再開発事業施行への支援や補助232号線（南口駅前広場～富士街道）の整備を進めます。また、駅と石神井公園を結ぶ駅南側の補助132号線の緑化を図り、沿道では用途地域の変更などを含む、地区整備計画の決定を行います。

さらに、安全で快適な歩行空間を確保するため、都市計画道路などの整備にあわせて、無電柱化やバス経路、歩行者優先路線などの交通動線を見直します。

現状・進捗

- 駅と石神井公園を結ぶ駅南側の補助132号線では、令和4年度に整備が完了し、沿道の緑化、歩道や自転車レーンの整備、無電柱化の実施や商店街を通行していた路線バスのルート変更など、駅周辺の円滑な交通環境や安全で快適な歩行空間を整備しました。
- 補助132号線沿道では、住宅と店舗などが調和した土地利用の誘導等を図り、駅周辺では、土地の高度利用と都市機能の更新、防災性・安全性の向上など、地域拠点としての駅前にふさわしい空間を形成していくため、令和2年12月に用途地域および地区計画の変更、市街地再開発事業の都市計画決定を行いました。
- 令和4年9月には、石神井公園駅南口西地区第一種市街地再開発事業が認可され、現在、再開発組合により、施設建築物の新築工事が進められています。区は、円滑な事業実施に向け、再開発組合の取組を支援しています。また、再開発事業区域から富士街道までの区間で、補助232号線の整備を進めています。

実績・データ

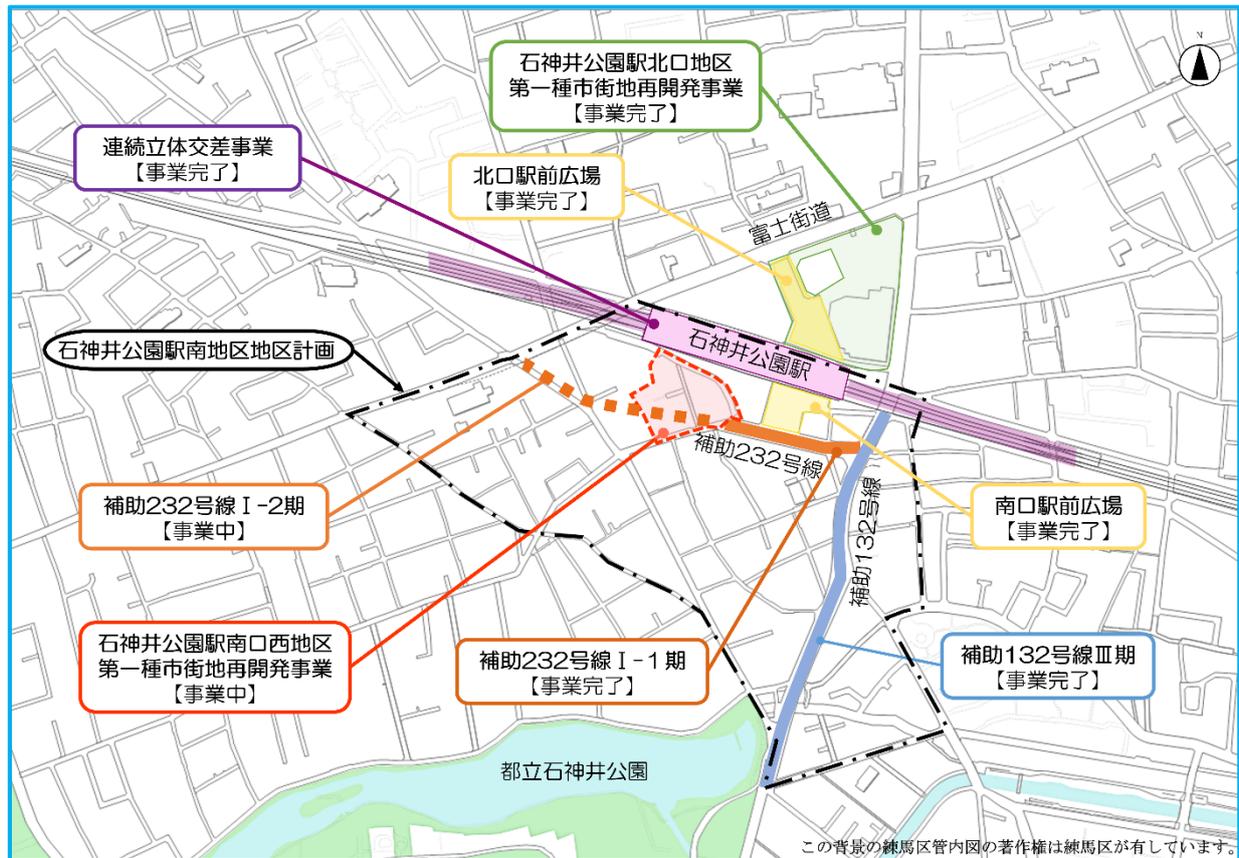
石神井公園駅周辺のまちづくりの経緯

時期	経緯
平成15年3月	石神井公園駅北口地区第一種市街地再開発事業（完了）
平成18年6月	補助132号線Ⅲ期および補助232号線Ⅰ-1期（事業認可）
平成19年5月	連続立体交差事業（事業認可）
平成23年2月	補助232号線（南口駅前広場）（事業認可）
平成24年5月	石神井公園駅南地区地区計画の決定
平成27年3月	補助232号線（南口駅前広場）（事業完了）
平成29年3月	連続立体交差事業（事業完了）

¹⁰ 市街地再開発事業：都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づき、市街地の土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物や建築敷地、公共施設の整備などを行う事業のこと。

時期	経緯
平成 30 年 3 月	補助 232 号線 I - 1 期 (事業完了)
令和 2 年 12 月	石神井公園駅南地区地区計画の変更
令和 4 年 9 月	石神井公園駅南口西地区第一種市街地再開発事業 (事業認可)
令和 4 年 10 月	補助 232 号線 I - 2 期 (事業認可)
令和 5 年 3 月	補助 132 号線Ⅲ期 (事業完了)

石神井公園駅周辺のまちづくりの変化



バスルート (変更前)



バスルート (変更後)

達成状況 まとめ

- 補助 132 号線 (駅周辺部) は整備が完了、地区計画を策定し、沿道の用途地域を変更
- 駅南口西地区において市街地再開発事業の認可を取得し、事業に着手、基盤整備や建物の共同化を実施中
- 補助 232 号線は駅前広場周辺の整備が完了、引き続き西側の整備を実施中

重点事業2 上石神井駅周辺地区

マスタープランの記載概要

上石神井駅周辺地区においては、西武新宿線と交差する外郭環状線の2の事業化や西武新宿線の連続立体交差化を見据え、新たに区南西部における地域拠点としてのまちづくりを進めます。

外郭環状線の2の沿道では、東京都と連携してまちづくりを進めます。引き続き、上石神井駅周辺の商店街と良好な住宅地のまちづくりにも取り組みます。地域における活動と交流の中心である地域拠点にふさわしい計画的な土地利用や、土地の高度利用を進めます。

現状・進捗

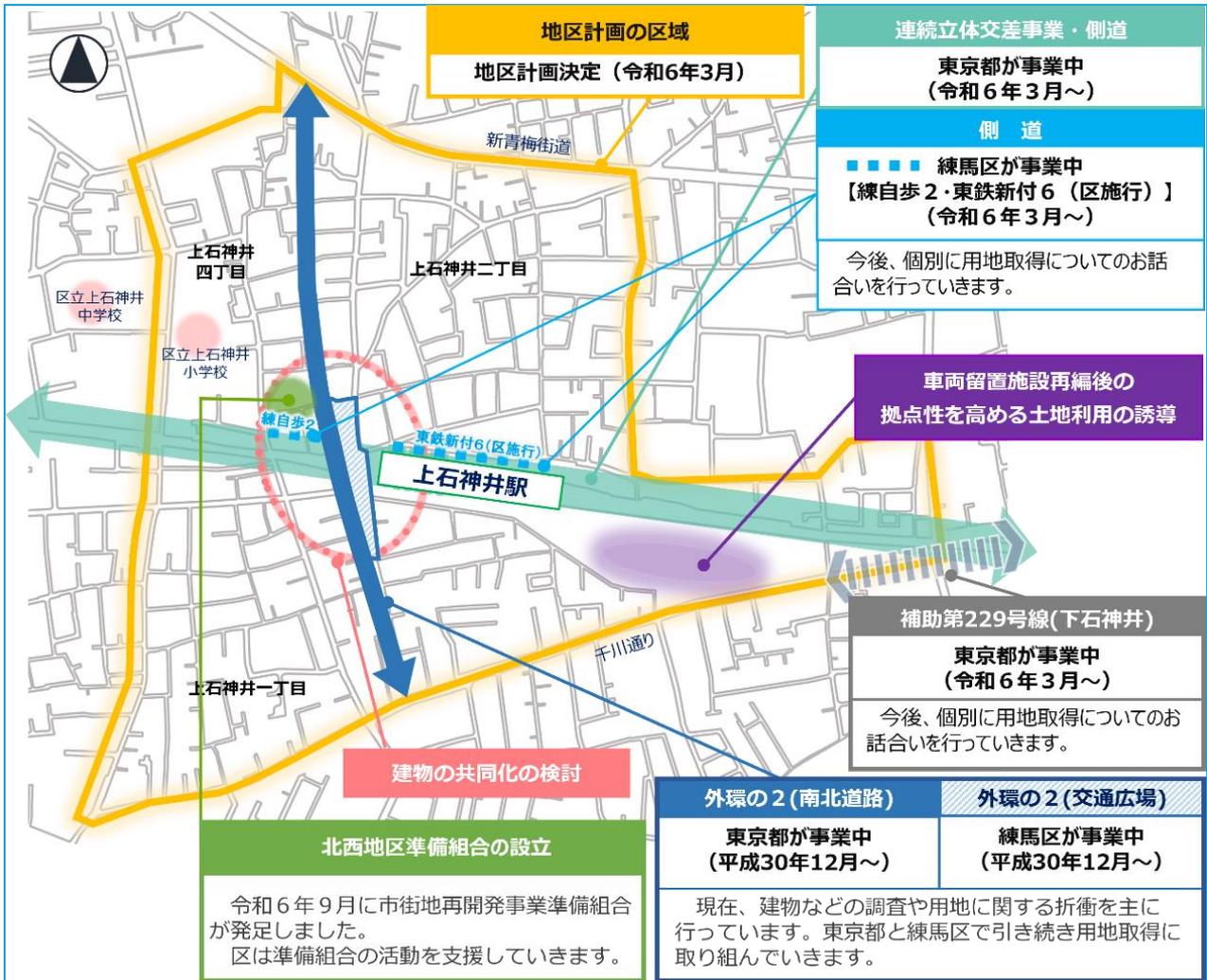
- 外郭環状線の2の事業化や西武新宿線の連続立体交差化の計画が具体化してきたことを捉え、町会・商店会の方を中心に構成された上石神井駅周辺地区まちづくり協議会と連携し、より具体的なまちの将来像を示すために、上石神井駅周辺地区まちづくり構想の改定を行いました。
- まちづくり構想の内容を実現するため、地域の方々と意見交換を重ね、活気ある商店街と良好な住宅地が調和した、災害に強い市街地の形成を目指し、上石神井駅周辺地区地区計画を策定しました。
- 駅前においては、土地の有効・高度利用の促進や歩行者が安全に往来できる施設の整備により、にぎわいのある駅前空間の形成を目標にまちづくりを進めています。
- 平成29年度から建物の共同化等についての勉強会を土地所有者の方々と行ってきました。令和6年度には一部の権利者によって市街地再開発準備組合が結成され、検討が進められています。
- 上石神井駅東側の鉄道車両留置施設の再編により生じることが見込まれる跡地においては、土地利用の方針として、拠点性を高める土地利用を誘導することとし、計画的にまちづくりを進めています。

実績・データ

上石神井駅周辺のまちづくりの経緯

時期	経緯
平成13年12月	町会・商店会の方を中心としたまちづくり協議会設立
平成16年7月	まちづくり協議会が提言書を取りまとめ、区に提出
平成20年3月	上石神井駅周辺地区まちづくり構想策定
令和3年6月	上石神井駅周辺地区まちづくり構想改定
令和6年3月	上石神井駅周辺地区地区計画を都市計画決定
令和6年9月	上石神井駅北西地区市街地再開発準備組合設立

上石神井駅周辺地区のまちづくりの状況



出典：上石神井駅周辺地区まちづくり協議会発行「かみしゃくニュース 35号」（令和7年3月）

達成状況 まとめ

- 基盤整備の具体化に伴い、まちづくり構想を改定し、地区計画を策定
- 駅北西地区で再開発準備組合が設立、区は準備組合の活動を支援

重点事業3 その他の駅周辺地区

マスタープランの記載概要

その他の駅周辺の生活拠点においても、関連する事業の特性や地域のまちづくりの機運の高まりなど、地域の状況に合わせ、道路整備などと連動しながらまちづくりを進めます。

現状・進捗

- 武蔵関駅周辺地区では、西武新宿線の連続立体交差化や交通広場の整備にあわせて、駅周辺にふさわしい土地利用を促進するため、駅前での商業機能の集積を見据えた高度利用や都市計画道路等の道路整備に連動した地区計画の策定に向けた検討を進めました。また、駅前における新たなにぎわい空間の形成を目指し、建築物の共同化の検討や意向調査を実施しました。
- 上井草駅周辺地区では、良好な住環境の保全を目指し、まちづくりルールなどについて検討を進めました。検討にあたっては、駅周辺の整備を行う杉並区と連携しながらまちづくりを進めています。
- 保谷駅周辺地区では、地区を3つのテーマに分け、まちづくりを進めています。駅周辺では、令和元年12月に地元商店会による「保谷駅南口駅前通りまちづくり宣言」が策定され、駅南口周辺地区は、農の風景育成地区制度に基づき、農のある風景の保全と育成を進めています。補助156号線沿道周辺地区については、東大泉四丁目を区域に加え、令和5年11月に重点地区まちづくり計画を策定し、現在、地区計画の検討を進めています。

実績・データ

武蔵関・上井草・保谷各駅周辺地区におけるまちづくりの検討状況

地区	経緯	
武蔵関駅周辺	平成22年5月	武蔵関駅周辺地区まちづくり協議会設立
	平成24年5月	まちづくり協議会がまちづくりの提言書を取りまとめ、区に提出
	平成26年5月	武蔵関駅周辺地区まちづくり構想策定
	令和2年度～	まちづくり構想の内容の実現に向けて、まちの課題や将来イメージ、まちづくりルールなどについて地域住民と意見交換等を実施し、地区計画等を検討中
上井草駅周辺	平成23年5月	上井草駅周辺地区（下石神井四丁目）まちづくり協議会設立
	平成25年3月	まちづくり協議会がまちづくりの提言書を取りまとめ、区に提出
	平成26年11月	上井草駅周辺地区（下石神井四丁目）まちづくり構想策定
	令和3年度～	まちづくり構想の内容の実現に向けて、まちづくり広場を開催し、まちの課題や将来イメージ、まちづくりルールなどを検討中

地区	経緯	
保谷駅周辺	平成 27 年 9 月	保谷駅周辺地区まちづくり協議会設立
	平成 29 年 2 月	まちづくり協議会がまちづくりの提言書を取りまとめ、区に提出
	平成 30 年 3 月	まちづくりの方針決定
	令和元年 12 月	「保谷駅南口駅前通りまちづくり宣言」策定 「農の風景育成地区」指定（南大泉）
	令和 5 年 11 月～	補助 156 号線沿道周辺地区で、重点地区まちづくり計画を策定 まちの将来像の実現に向けて、まちづくりルールなどについて地域住民と意見交換等を実施し、地区計画を検討中

達成状況 まとめ

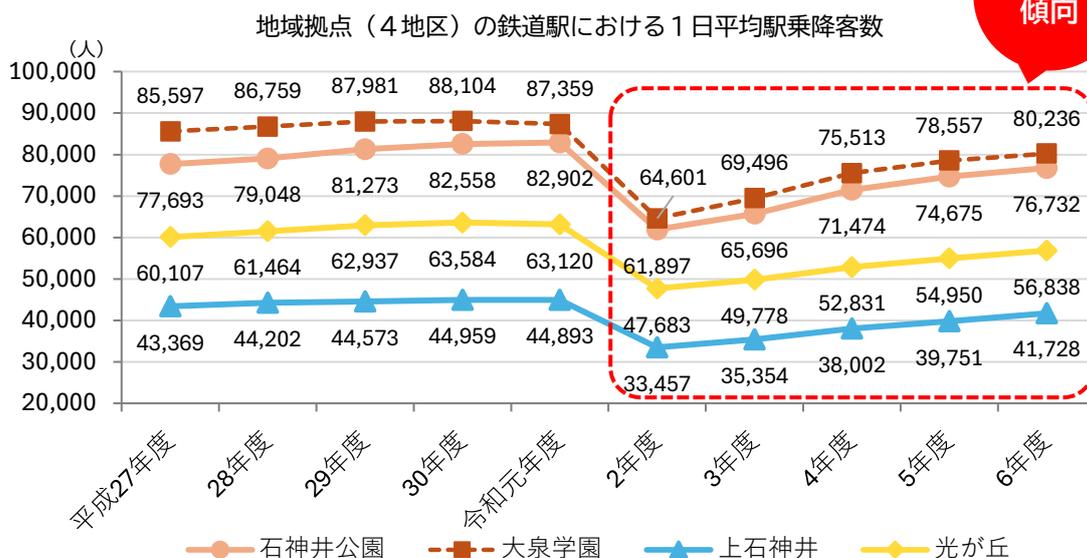
- 武蔵関・上井草駅周辺では、西武新宿線の連続立体交差化を見据えたまちづくりを推進
- 保谷駅周辺では、3つのテーマ（補助 156 号線沿道のまちづくり、保谷駅前地区のまちづくり、農の風景育成地区について）によるまちづくりを推進

3. 地域生活を支える駅周辺のまちづくり 総括

人が動き、集まる駅周辺のまちづくりが進展

駅周辺のまちづくりは、多くの地域で現在も進行中であり、共同化や高度利用による都市機能の集積、ゆとりある街並みの整備が進められています。鉄道駅の平均乗降客数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で一時減少したものの、近年は堅調な回復基調にあり、人流回復に加え、活気あるまちづくりの進展など、複数の要素が影響していると考えられます。

指標



出典：西武鉄道㈱、東武鉄道㈱、東京地下鉄㈱、東京都交通局資料より作成

石神井公園駅周辺がさらなるにぎわい拠点へ

利用容積率(%)とは、宅地面積に対するすべての建物の延べ床面積の割合のことで、実際に建物がどれだけ容積率を使っているかを示す指標です。

平成28年度から令和3年度までの利用容積率の増減は、区全体では2.9ポイントの増加でしたが、石神井公園駅周辺では5.6ポイントの増加、さらに駅に近い地域に限ると10.4ポイントの増加となっており、石神井公園駅を中心に住宅や商業施設などの集積が進み、にぎわいのあるまちづくりが進んでいる様子がうかがえます。

指標



※1 石神井公園駅周辺のエリア（下石神井三丁目 石神井町一丁目～八丁目 高野台三丁目 高野台五丁目 南田中五丁目）

※2 石神井公園駅周辺のエリア（石神井町一丁目 石神井町二丁目 石神井町三丁目 石神井町四丁目 高野台三丁目）

出典：練馬区の土地利用（令和6年3月）より作成

4. みどりあふれるまちづくり

重点事業1 みどりのネットワークの形成（みどりの拠点の整備・みどりの軸の整備）

マスタープランの記載概要

みどりの拠点（公園・緑地）とみどりの軸（河川や都市計画道路）をつなぎ、みどりのネットワークを形成します。

特色のある公園等 15 か所を整備するとともに、民有樹林地を 3 か所程度、都市計画公園として決定するなどして、みどりの拠点を整備します。都市計画道路等の整備にあわせて街路樹を整備するとともに、沿道まちづくりの中で公園や緑地を整備するなどして、みどりの軸を整備します。

現状・進捗

- 特色ある公園等の整備を計画的に進め、四季の香ローズガーデンの拡充、大泉学園町希望が丘公園の全面開園など新たに 22 か所を整備しました。令和元年度からは、みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクトに着手し、稲荷山公園と大泉井頭公園の整備に向けた検討を進めています。
- 年々減少が続いている屋敷林などの重要な民有の樹林地については、11 か所を都市計画公園・緑地として決定しました。
- 補助 132 号線および放射 35 号線の整備にあわせて街路樹を整備したほか、石神井川および白子川の河川整備にあわせてみどりの創出に努め、みどりの軸の整備を進めています。

実績・データ

特色ある公園等の整備実績

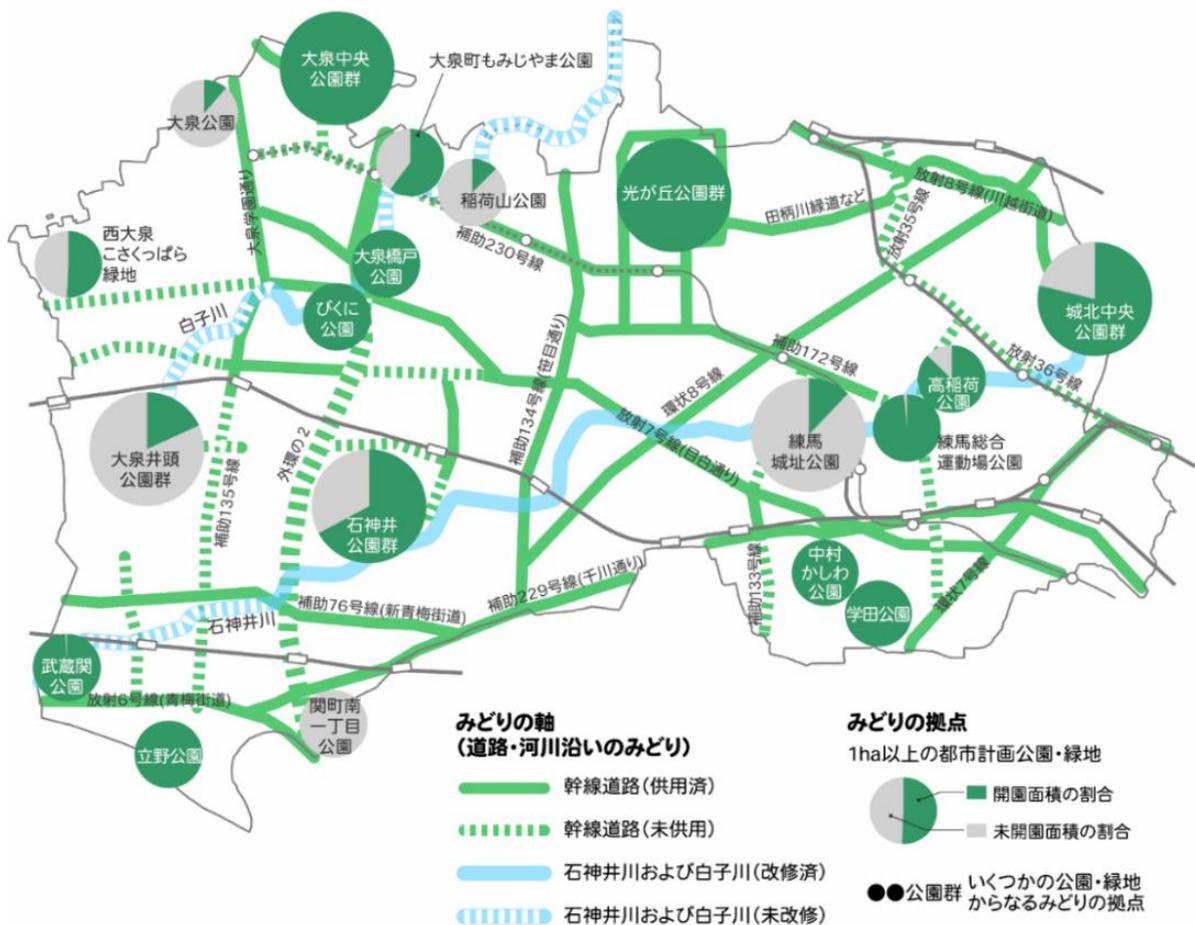
時期	名称	整備面積
平成 27 年度	西大泉こさくっぱら緑地	7,103.65 m ²
	四季の香ローズガーデン	1,276.50 m ²
平成 28 年度	清水山の森（稲荷山公園）	10,640.38 m ²
	中里郷土の森緑地	2,500.89 m ²
	千川上水緑道（改修）	1,987.54 m ²
平成 29 年度	農の学校	3,699.25 m ²
	牧野記念庭園（拡張）	353.72 m ²
平成 30 年度	練馬総合運動場公園	30,612.06 m ²
	こまどり公園	1,963.61 m ²
令和元年度	上石神井こもれび公園	6,259.12 m ²
	豊玉中いっちょうめ公園（改修）	1,423.74 m ²
令和2年度	こどもの森緑地（拡張）	619.45 m ²
	四季の香ローズガーデン（拡充整備）	7,997.82 m ²
令和3年度	大泉学園町希望が丘公園（拡張）	9,905.94 m ²
	田柄川緑道（放射 35 号線交差部、改修）	411.14 m ²

時期	名称	整備面積
令和4年度	和田堀緑道（改修）	2,259.95㎡
令和5年度	南高松の森緑地	3,175.82㎡
	北原公園（拡張）	1,005.66㎡
	大泉町もみじやま公園（拡張）	1,415.02㎡
令和6年度	石泉けやしき緑地	2,260.18㎡
	きたろく公園	2,141.15㎡
	どんぐり山の森緑地（拡張）	1,775.82㎡

みどりのネットワーク整備状況

	平成27年4月	令和5年4月
みどりの拠点となる 大規模公園面積等	25か所 約150.4ha	28か所 約159.5ha ^{※1}
幹線道路整備延長 ^{※2}	約59km	約61km
河川改修完了延長	約10km	約11km

※1：令和5年5月に開園した練馬城址公園を含む ※2：概成道路を含む



出典：練馬区みどりの総合計画（令和5年度改定）

達成状況 まとめ

- 特色ある公園等を新たに22か所整備
- 民有樹林地11か所を新たに都市計画公園・緑地に指定

重点事業2 みどりの美しい街並みづくり

マスタープランの記載概要

街路樹や公園の樹木は、目標樹形を設定した維持管理を促進します。大泉学園通りのサクラ並木などで、計画的に樹木の更新を行います。

街区や沿道単位での緑化を支援し、連続性のあるみどりの創出を図ります。

現状・進捗

- 老齢化・大木化が進行している樹木は、倒木等のリスクが高くなることから、安全確保と景観形成を両立させるために、計画的な伐採や更新を実施し、健全育成を進めました。
- サクラ並木の健全度を維持するため、定期的に大泉学園通りのサクラ並木の樹木診断を行い、撤去が必要と診断された樹木の更新を進めています。平成 26 年度から令和 6 年度にかけて、92 本の樹木の更新を行いました。
- 民有地での生け垣や低木等による沿道緑化を推進するため、みどりの街並みづくり助成制度の助成額を増額するとともに、平成 29 年度にはフェンス緑化を助成対象に加え、連続性のあるみどりの創出に取り組んでいます。
- 都市緑地法に基づき、街区単位での良好な住環境を確保するために、土地の所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を所有者同士で締結する緑地協定は、平成 27 年度から令和 6 年度にかけて、新たに 2 地区を認可しました。
- 町会や自治会などともみどりの協定を締結し、苗木の提供などにより協定地区の緑化を支援しています。令和 6 年度現在、18 地区と協定を締結しています。

実績・データ



大泉学園通りのサクラ並木

みどりの街並みづくり助成制度による生垣化総延長と低木等緑化総面積（各年度末時点）

	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
総延長（生け垣化） (m)	284	130	171	203	131	269	221	15	52	38	1,514
総面積（低木等緑化） (㎡)	32	33	25	85	33	29	69	100	40	38	484

みどりの街並みづくりに関する協定の状況（累計）

	平成27年度	令和6年度
緑地協定	1地区	3地区
みどりの協定	18地区	18地区



みどりの街並みづくり助成（生け垣化）



みどりの街並みづくり助成（低木等緑化）



緑地協定地区

達成状況 まとめ

- 街路樹や公園の樹木について、計画的な伐採や更新を実施
- 大泉学園通りでは、樹木92本を更新してサクラ並木の健全度を維持
- 土地所有者同士で締結する緑地協定を新たに2地区認可

重点事業3 子どもたちが楽しめる体験型事業の実施

マスタープランの記載概要

みどりの重要性や必要性などを認識するため、啓発事業の充実を図ります。特に未来を担う子どもたちを対象とした事業を進めます。

「カブトムシの森」事業、白子川の生物調査による生き物と触れ合う機会の提供、こどもの森（羽沢緑地）や中里郷土の森緑地などで自然を活用した体験の場を提供します。

現状・進捗

- 平成27年4月に開園したこどもの森緑地には年間約3万人が来園し、みどりの中で木登りや泥遊びなどの自然体験や冒険遊びの場として親しまれています。
- 平成29年3月に開園した中里郷土の森緑地では、ホタル観察会や区民参加による白子川生物調査などの自然体験プログラムを毎週実施しています。
- 「カブトムシの森」事業は、カブトムシの生息環境の整備や観察会を通して、子どもたちが身近なみどりに興味を持つことを目的として令和元年度まで実施しました。令和元年度以降は、憩いの森等の特性を活かした自然観察会やクラフトワークなど、森の魅力を伝える様々なイベントを実施しています。令和6年度には、憩いの森等の各区民管理団体が主催する子ども向けイベントを集約した「ねりまの森こどもフェスタ」を初めて開催しました（8箇所、計12回実施）。

実績・データ

こどもの森緑地・中里郷土の森緑地の利用者の推移（各年度）

緑地名	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
こどもの森 (人)	37,705	38,019	41,306	41,733	34,451	31,978	39,398	34,347	29,922	32,881
中里郷土の森 (人)	—	—	9,854	11,644	12,313	7,771	10,636	10,903	12,214	14,196



こどもの森緑地



白子川調査



ねりまの森こどもフェスタ

達成状況 まとめ

- こどもの森緑地や中里郷土の森緑地が開園し、さまざまな自然体験プログラムを実施

重点事業4 都市農地の保全に向けた取組

マスタープランの記載概要

環境保全機能、災害時の延焼防止などの防災機能、景観形成機能等、多面的な機能を持つ農地の保全に向けた取組を推進します。

都市農地保全推進自治体協議会の会長区として、積極的に他の自治体と連携し、都市農地の保全に向けた制度改正を国に働きかけます。また、農の風景育成地区制度¹¹を活用し、農地や屋敷林のある風景を保全します。

現状・進捗

- 都市農地保全推進自治体協議会では、農地制度や税制度の早期見直しを国に働きかけた結果、法令の制定や一部改正が実現し、都市農地の保全に向けた制度改正が着実に実現されています。
- 生産緑地¹²制度を活用して、生産緑地の新規・追加指定を行っています。令和7年3月時点で、159.70ha（595地区）の農地を生産緑地地区に指定しています。
- 平成29年5月には「生産緑地法」が一部改正され、生産緑地の指定下限面積を条例で緩和することが可能となりました。区では同年10月に「練馬区生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定し、生産緑地の指定下限面積を500㎡から300㎡に緩和することで、小規模な農地等も生産緑地として保全することが可能となりました。
- 指定から30年が経過する生産緑地について、区への買取り申出が可能となる期限を10年延長する「特定生産緑地」の制度が創設され、区では、説明会や個別相談会等を開催するなど制度の周知を積極的に行いました。その結果、令和4年11月までに指定対象の95%超となる141.29ha（517地区）を特定生産緑地に指定しました。
- 東京都の「農の風景育成地区制度」を活用し、平成27年6月に「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」、令和元年12月に「南大泉三・四丁目農の風景育成地区」を指定し、地域のPR活動や収穫体験などを支援しました。

¹¹ 農の風景育成地区制度：東京都と区市町で協力し、地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全・育成するための制度。地区内では、農地の保全を図るために都市計画制度などを活用することとしている。

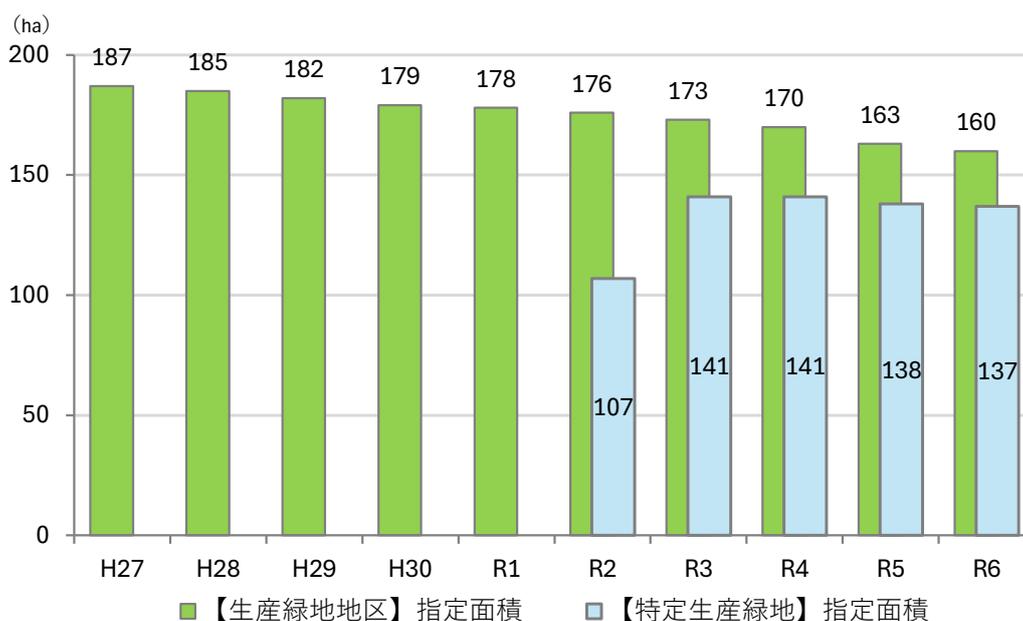
¹² 生産緑地（地区）：農林漁業と調和した良好な都市形成を図ることを目的に、市街化区域内の農地等を保全するため、「生産緑地法」に基づき都市計画に定める地域地区のこと。指定後30年間は農地等としての管理が義務付けられ、建築行為等が制限される。指定から30年経過したとき、または農業等の従事者が死亡したとき等には、所有者は区長に対し、生産緑地を買い取るべき旨を申し出ること（買取り申出）ができる。買取り申出後、一定の期間を経ると、建築行為等の制限が解除される。

実績・データ

都市農地の保全に向けた取組の経緯

時期	経緯
平成 20 年～	都市農地保全推進自治体協議会の会長区としての国への制度改正の働きかけ
平成 27 年 6 月	「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」の指定
平成 29 年 10 月	「練馬区生産緑地地区の区域の規模に関する条例」の施行 ・生産緑地の指定下限面積を 500 m ² から 300 m ² に緩和
平成 30 年度	特定生産緑地の指定に向けた取組 ・説明会、個別相談会、指定の意向調査 ・生産緑地指定から 30 年が経過する旨の通知の送付 ・農業委員会だより、区報、ホームページによる周知
令和元年 12 月	「南大泉三・四丁目農の風景育成地区」の指定
令和 2 年 ～ 令和 4 年 11 月	特定生産緑地の指定手続の開始 指定対象の 95%超となる約 141.29ha を特定生産緑地に指定

生産緑地地区・特定生産緑地の指定面積の推移



達成状況 まとめ

- 農地制度や税制度の早期見直しを国に働きかけ、制度改正が実現
- 新たに創設された特定生産緑地制度を周知し、指定対象の 95%超を指定
- 都の独自制度「農の風景育成地区」に区内 2 地区（高松・南大泉）が指定

重点事業5 練馬城址公園の整備に向けた要請

マスタープランの記載概要

練馬城址公園に整備されることが望ましい機能として、つぎの4点を基本に検討を行い、東京都の事業化にあたって区が求める機能が盛り込まれるよう、東京都に要請していきます。

- ・災害時に避難場所や活動拠点等として機能する「防災の拠点」
- ・練馬区の新たなみどりの象徴となる「水とみどりのネットワークの拠点」
- ・多くの人を訪れ、楽しいひとときを過ごすことのできる「にぎわいの拠点」
- ・都市計画道路補助133号線をはじめとする周辺都市基盤の整備

現状・進捗

- 令和2年1月、都は区および土地所有者である西武鉄道に対し、公園の整備に着手する意向を示し、同年6月には、公園の整備に向けて、都、区、西武鉄道等との間で覚書を締結しました。
- 同年7月、区は水とみどり、防災、にぎわいの機能を備えた公園の実現に向け、都知事宛に「都市計画練馬城址公園の事業化に向けた要請書」を提出しました。
- 都は、令和3年5月に都市計画練馬城址公園の整備計画を決定し、都市計画事業認可を取得しました。令和4年5月から公園整備が進められ、令和5年5月1日に公園の一部が開園しました。また、同月3日には開園を記念したイベントが行われました。
- 南側の公園整備にあわせ、外周道路の円滑な交通が確保できるよう拡幅整備することについて、引き続き都へ要請しています。

実績・データ

都市計画練馬城址公園整備の経緯

時期	経緯
昭和32年(1957年)12月	・旧としまえんを含む一帯(約26.7ha)を都市計画公園「練馬城址公園」に指定
平成23年(2011年)12月	・「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」において首都東京の防災機能強化に向け、重点的に整備すべき公園に位置付け、としまえんを含む約22haを、令和2年度までに事業化を図る優先整備区域に指定
令和2年(2020年)1月 6月 7月 8月 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・都が練馬城址公園の事業化に着手する意向を西武鉄道および区に通知 ・都市計画練馬城址公園の整備にかかる覚書を、都、区、西武鉄道等の関係者間で締結 ・区議会から都へ意見書を提出 ・都が公園審議会に練馬城址公園の整備計画を諮問 ・「都市計画公園・緑地の整備方針(令和2年7月改定)」において、引き続き優先整備区域に指定 ・区から都知事宛てに「都市計画練馬城址公園の事業化に向けた要請書」を提出 ・スタジオツアー施設の開発に関する事業者間の契約締結 ・区議会が「都市計画練馬城址公園の事業化に係る請願」を採択
令和3年(2021年)1月 2月 4月 5月 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・都が整備計画(中間のまとめ)を公表、都民意見の募集実施 ・整備計画(中間のまとめ)に対する区意見の提出 ・公園審議会が都へ整備計画を答申 ・都が整備計画を策定 ・都が都市計画事業認可を取得 ・国が都市計画事業認可を告示
令和4年(2022年)5月	・公園整備に着手
令和5年(2023年)5月 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の一部が開園(練馬城址公園)、記念イベントを実施 ・スタジオツアー施設が開業



出典：東京都公園協会ホームページ
<https://www.tokyo-park.or.jp/park/nerimajoshi/index.html>



開園した公園の写真

達成状況 まとめ

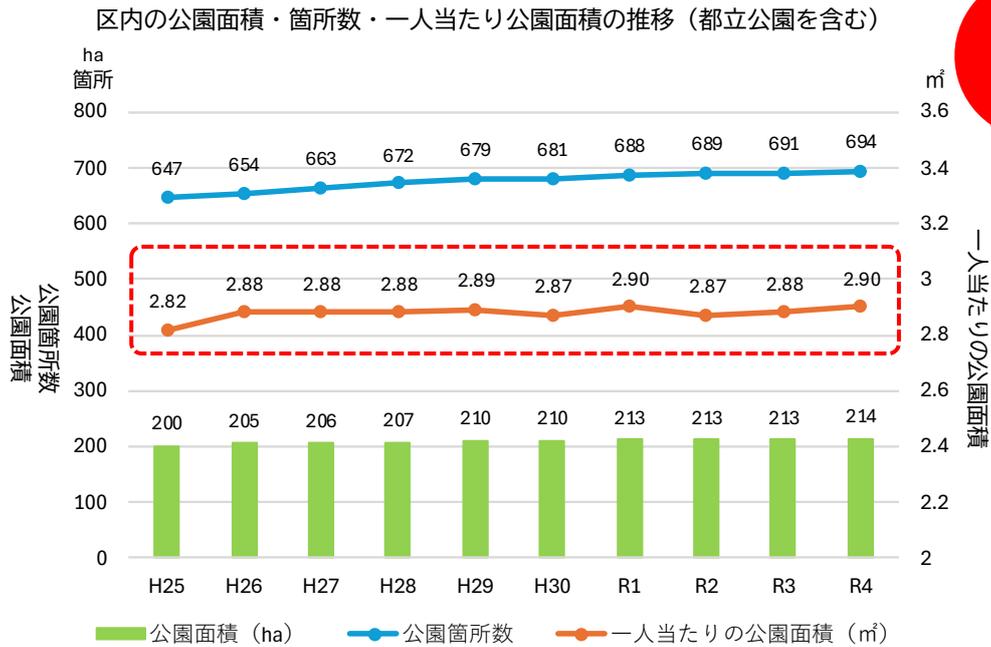
- 公園の整備に向けて、都、区、西武鉄道等との間で覚書を締結
- 都が都市計画事業認可を取得、公園整備が進められ、一部（北側）が開園

4. みどりあふれるまちづくり 総括

みどりのネットワークの形成

公園や都市計画道路の整備等に合わせたみどりのネットワークの形成を進めてきました。平成27年以降、人口は約2.3万人増加している中においても、着実に公園・緑地の整備を進め、一人当たりの公園面積は約2.90㎡を維持しており、豊かなみどりに恵まれた良好な環境が形成されています。

指標

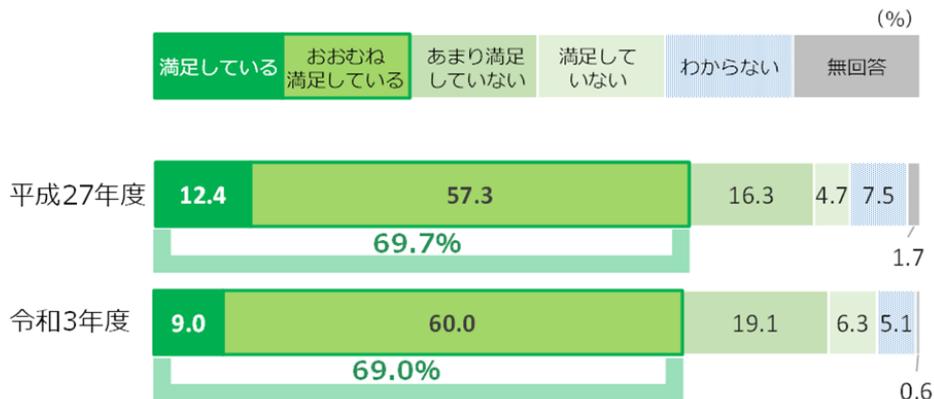


豊かなみどりを実感できるまちづくりの推進

練馬のみどりに満足している区民の割合は7割弱で、横ばい傾向にあります。引き続き、みどりのネットワークの拠点となる公園整備や重要な樹林地の確保等を進めるとともに、区民とともにみどりを守り育てる取組を推進する必要があります。

指標

みどりに満足している区民の割合の推移



5. 環境に配慮したまちづくり

重点事業1 災害時のエネルギーセキュリティの確保と自立分散型エネルギー社会への取組の推進

マスタープランの記載概要

住宅都市練馬の地域特性を活かしながら、練馬区にふさわしいエネルギー政策を展開します。避難拠点である小・中学校や、災害拠点病院などの医療機関、福祉避難所となる社会福祉施設などでの自家発電機能の充実、蓄電設備の導入など、災害時のエネルギーセキュリティの確保を進めます。

再生可能エネルギーの最大限活用、「地域コジェネレーションシステム¹³」の導入、区内に2か所ある清掃工場でのごみ焼却から発生する熱や電気の利用拡充の検討など、様々なエネルギーのベストミックスによって自立分散型エネルギー社会の実現を目指します。

現状・進捗

- 避難拠点である区立小・中学校（全 98 校）には、当面の避難生活を支える資器材として小型発電機と一定量の燃料を配備しています。また、改修・改築にあわせて再生可能エネルギーである太陽光発電設備の導入を進め、16 校（うち 6 校は蓄電池とセット）に設置しています。
- 災害時に、一般の避難拠点での生活が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所の拡充および整備を進めてきました。福祉避難所を新たに指定する際には、災害時に円滑な運営が行えるよう、発電機または施設に備え付けられた発電機に対応する燃料を配備しています。
- 発電した電力の一部を近隣の医療救護所へ供給する「地域コジェネレーションシステム」を災害拠点病院の順天堂練馬病院と練馬光が丘病院に整備しました。
- 大規模な停電発生時に、電気自動車の「動く蓄電池」としての特性を活かして、区・事業者・区民が協働して医療救護所等で給電活動を行えるよう、電気自動車と接続する外部給電器（V2L）を医療救護所 10 か所に配備しています。
- 学校など 31 か所の区立施設で、清掃工場由来の電力を使用しています。今後も供給施設の拡大を目指していきます。

¹³ コジェネレーションシステム：天然ガス、LPガス、石油等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池などで発電し、発生する廃熱も同時に回収し利用する熱電供給設備のこと。回収した廃熱は、蒸気や温水として、冷暖房・給湯、工場の熱源などに利用でき、熱と電気を無駄なく利用することで、高いエネルギー効率を実現することができる。

実績・データ

区内の再生可能エネルギー発電設備の導入状況

		導入件数 (件)	導入量 (kW)
太陽光発電	10kW 未満 (うち自家発電設備併設)	9,942 (1,069)	38,641 (4,052)
	10kW 以上 (うち 50kW 未満)	405 (403)	6,234 (5,996)
	(うち 50kW 以上)	(2)	(238)
風力発電		0	0
水力発電		0	0
地熱発電		0	0
バイオマス発電		2	14,873
合計		10,349	59,748

出典：経済産業省 固定価格買取制度情報公開ホームページ（令和6年12月末現在）



太陽光発電設備（上石神井北小学校屋上）



給電中の電気自動車

達成状況 まとめ

- 災害時の非常用電源の一つとなる、太陽光発電設備や蓄電池の設置拡大
- 清掃工場由来の電力使用や電気自動車の導入を拡大

重点事業2 省エネルギーへの取組

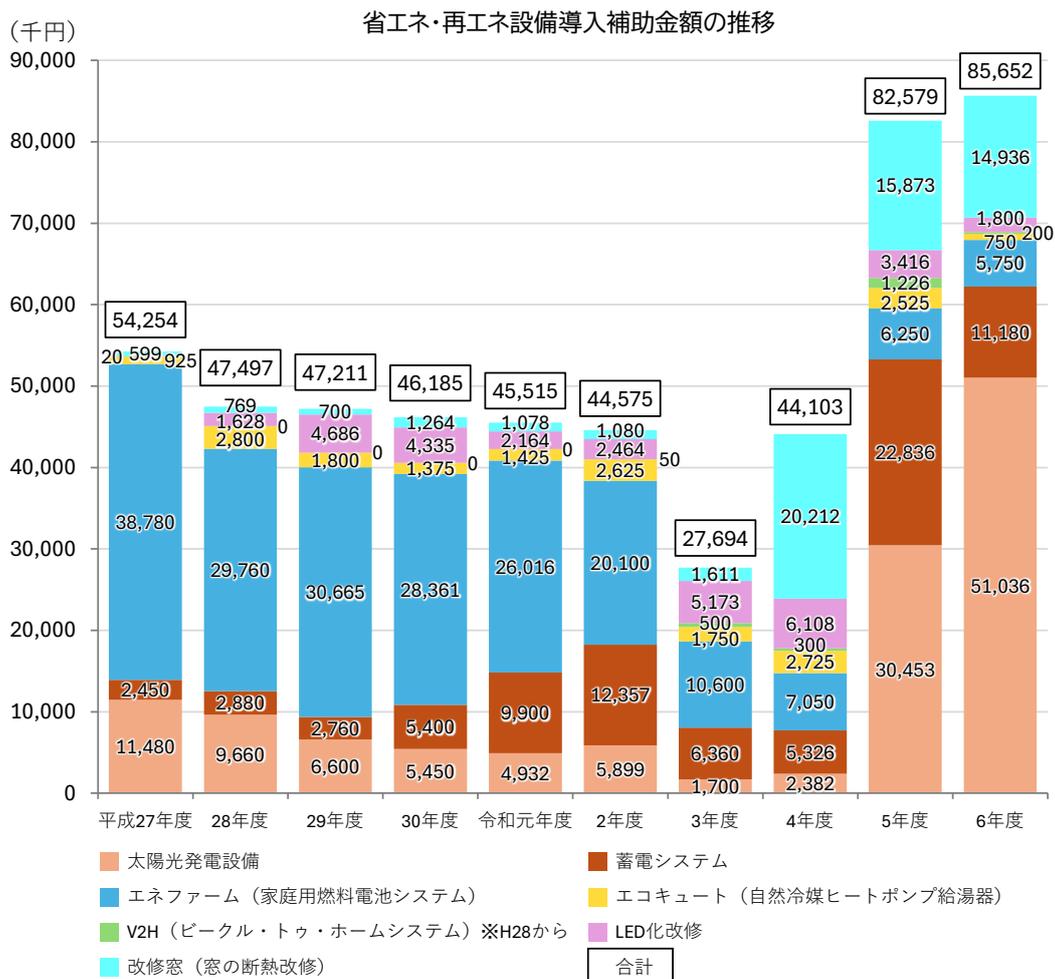
マスタープランの記載概要

災害時のエネルギーセキュリティの確保や自立分散型エネルギー社会への取組の推進にあわせ、省エネ型住宅などの普及促進や、環境教育、節電啓発、省エネ型ライフスタイルへの誘導などに取り組みます。

現状・進捗

- 住宅都市である練馬区では、CO₂排出量の5割以上が家庭部門に由来し、特別区や全国平均と比べて高い割合となっています。
- 家庭部門由来のCO₂排出量の多くは、給湯や冷暖房、照明など、住宅等の建築物から排出されていることから、省エネ効果の高い設備や再生可能エネルギー設備の導入支援などにより、住宅等の建築物の消費エネルギー削減を進めています。平成27年度から累計8,042件（総額525,265千円）の補助を行いました。
- 省エネに積極的に取り組む区民の割合を引き上げるため、環境に配慮したライフスタイルを推進しています。

実績・データ



達成状況 まとめ

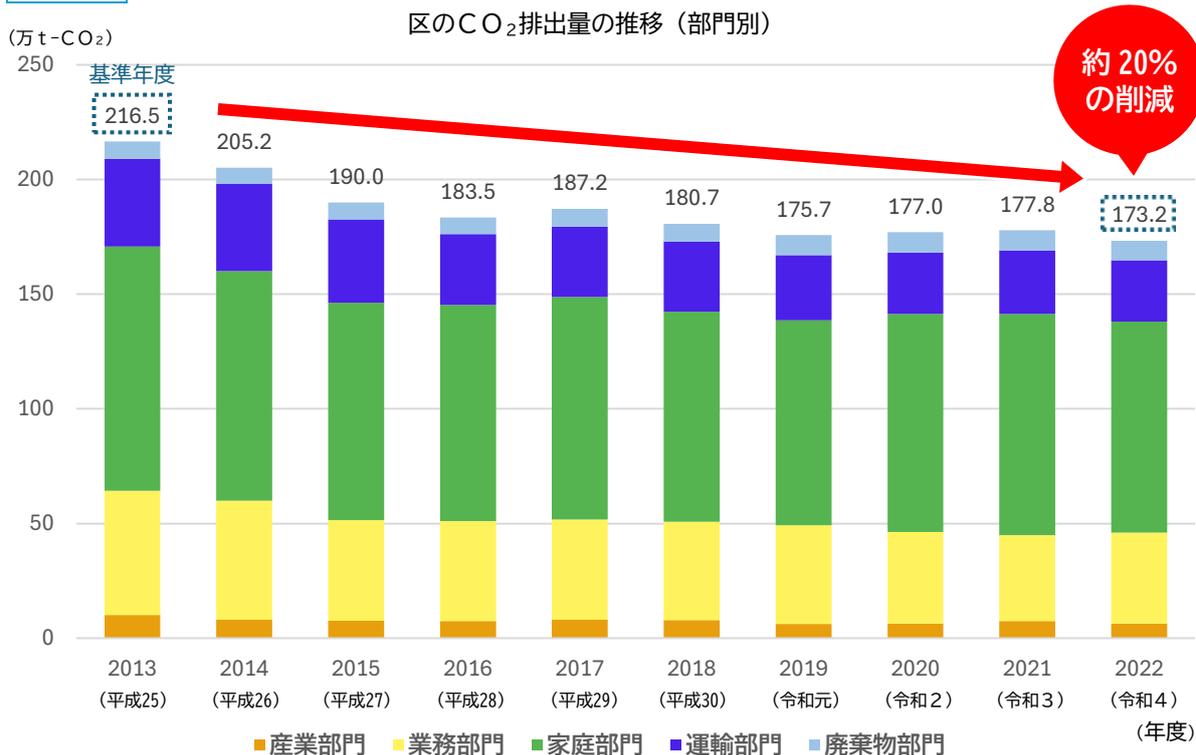
➤ 省エネ・再エネ設備の導入支援などにより、住宅等の消費エネルギーの削減を推進

5. 環境に配慮したまちづくり 総括

区の温室効果ガス排出量は減少傾向

区民一人ひとりが家庭での省エネなど、環境に配慮したライフスタイルに取り組んだ結果、長期的にCO₂排出量は減少傾向にあります。令和4年度（2022年度）の排出量は、基準年度である平成25年度（2013年度）と比較すると、約20%の削減となっています。

指標



出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を一部加工

ゼロカーボンシティ実現に向けた区の実取

区は、令和4年（2022年）2月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までに地球温暖化の原因となるCO₂の排出実質ゼロを目指しています。

令和5年（2023年）9月に策定した「練馬区環境基本計画 2023」では、2050年に向けた中期目標として、「2030年度までに、区内CO₂排出量を2013年度比46%削減」という目標を掲げ、①住宅等の消費エネルギー削減、②環境に配慮したライフスタイルの推進、③区の率先行動の3つを軸として、区民・事業者と協働して取組を進めています。

区内最大の事業者である区は、省エネ化や再エネ導入など、CO₂排出削減に率先して取り組み、区民・事業者の行動変容を促します。

第2章 分野別まちづくりの方針に基づくまちづくりの実施状況

1. 安全・安心のまち

(1)防災・復興のまちづくりの方針～お互いに助け合い、災害を防ぐまち～

ア 災害に強いまちづくりの推進

マスタープランの記載概要

火災や地震に強く安全な市街地としていくために、震災予防の視点から、建築物の耐震化、不燃化等に取り組みます。また、地区の特性に応じて、道路や公園などの公共施設の整備等を行います。

現状・進捗

- 住宅の耐震化については、昭和56年5月以前に建築された建築物の耐震化に取り組むことに加え、令和6年4月からは、新耐震基準のうち、いわゆる「2000年基準¹⁴」を満たさない木造住宅の耐震化助成を新たに始めるなど、耐震化助成を拡充しました。
- 耐震化に係る啓発として、区民向けの耐震相談会の開催や技術者の情報提供などを行うとともに、耐震化に向けた助成制度の入り口として無料の簡易耐震診断や専門的な立場から助言を行うアドバイザー派遣を実施しました。
- 避難・物資輸送経路の確保に向けて、特定緊急輸送道路に続き、一般緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化に重点的に取り組んでいます。
- 幅員4m未満の狭あい道路は、救急車などの緊急車両の通行を妨げ、災害時には避難を困難にするなど多くの課題があります。そのため、狭あい道路の拡幅に必要な費用助成や、区による拡幅整備に取り組んでいます。

➔ 《関連》 第1章-1. 災害に強い安全なまちづくり 重点事業1～4 (p.1～9)

実績・データ

耐震化に係る啓発・支援の実績

	平成27年度～令和6年度
区民向け無料耐震相談会	46回
住宅の無料簡易耐震診断	1,705件
耐震相談のためのアドバイザー派遣	60件

¹⁴ 2000年基準：平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災で多くの木造住宅が倒壊したことから、その耐震基準が見直され、平成12年（2000年）6月に改正されたもの。基礎や接合部の強化、耐力壁の配置バランスなどが詳細に規定され、特に木造住宅に対する耐震性能の向上が図られた。

細街路率の推移

	道路延長 (km)	4m未満道路延長 (km)	細街路率 (%)
平成23年	1,502.8	566.5	37.7
平成28年	1,505.3	556.2	36.9
令和3年*	1,469.4	291.4	19.8

※令和3年は区全域の道路データについて精査を実施し、区が保有する資料を基に、道路幅員を補正している。そのため、平成28年までの結果と比較すると、数値の変化が大きくなっている。

出典：練馬区の土地利用（令和6年3月）



拡幅整備前



拡幅整備後

イ 水害に強いまちづくりの推進

マスタープランの記載概要

東京都が実施する河川改修事業、公共下水道整備事業などと連携し、総合的な観点から治水対策を推進します。

また、雨水の貯留・浸透施設の設置等を進め、水害に強いまちにします。

現状・進捗

- 令和元年5月、東京都は石神井川・白子川流域の浸水域および浸水深を見直し、浸水予想区域図を改定しました。これを受けて区では、改定された浸水予想区域図をもとに、従来のハザードマップに土砂災害情報を加えた「水害ハザードマップ」として令和元年12月に全面改定し、全戸配布するなど、避難等に関する周知を図りました。

➔ 《関連》 第1章-1. 災害に強い安全なまちづくり 重点事業5 (p.10~11)

ウ 地域防災力の向上等

マスタープランの記載概要

災害による被害を軽減するために、各種防災設備の整備や応急体制の構築を進めます。災害発生時に、区民が自ら身を守り、協力して地域を守ることができるように、防災に関する知識や技術の普及や啓発、住民組織等の連携強化を図ります。

現状・進捗

- 被害想定や過去の災害の教訓を踏まえ、発災時に必要な食料や飲料水等の備蓄物資を充実させてきました。併せて、備蓄倉庫を整備しました。
- 区民の防災意識の向上と地域の防災リーダーを育成するため、ねりま防災カレッジで講座や講習会を実施しました。

実績・データ

備蓄物資および備蓄倉庫に係る実績

	平成27年度末	令和6年度末	増減
備蓄物資の充実（食料等）	計 103,320 人分	計 131,620 人分	28,300 人分増
備蓄倉庫の整備	計 14 か所	計 24 か所	10 か所増

ねりま防災カレッジ受講者数（各年度）

	H27	H28	H29	H30	H31 /R1	R2	R3	R4	R5	R6
人材育成 カリキュラム（人）	536	708	526	659	411	373	426	583	441	526
防災普及啓発 カリキュラム（人）	—	294	372	524	337	292	421	416	370	319



防災備蓄倉庫



防災カレッジの様子

エ 被災後の復興まちづくり

マスタープランの記載概要

大地震が発生した場合、被災直後の応急対策、復旧対策だけではなく、生活を取り戻すための復興が必要です。とりわけ、市街地の復興を円滑に進めるためには、区民、事業者、区の連携が必要不可欠です。

現状・進捗

- 他の災害事例における復興の取組や、東京都等における最新の対応方針等を踏まえ、令和2年3月に「練馬区震災復興マニュアル」の見直しを行うなど、事前復興対策に取り組みました。

(2)防犯まちづくりの方針～安心して生活できるまち～

ア 防犯性の高いまちづくり

マスタープランの記載概要

安全で快適な環境をつくるため、防犯の視点を計画段階から取り入れ、効果的でバランスのとれたまちづくりを進めます。さらに、地域での防犯への取組と連携することにより、安全で安心なまちを実現します。

現状・進捗

- 地区計画の策定、密集事業の実施に伴い、建物の壁面後退や交差点の隅切り、道路・公園の整備等によって、見通しの確保を図りました。
- 公園整備等にあたっては、計画段階から近隣にお住まいの方などから意見や要望を聞く機会を設け、見通しを確保するために樹木を植えすぎないなど、防犯面も考慮して整備を進めています。

➔ 《関連》 第1章-1. 災害に強い安全なまちづくり 重点事業4 (p. 8～9)

➔ 《関連》 第2章-1. -(1)-ア 災害に強いまちづくりの推進 (p. 43～44)

イ 地域における防犯・防火の取組

マスタープランの記載概要

日常的な暮らしの安心のために、区民が自主的に行う防犯・防火活動について、区と関係機関が連携して、その活動を支援し、地域における防犯・防火への取組を進めます。

現状・進捗

- 小学校の学区を単位として、町会・自治会、PTA等の地域団体が連携し、子どもの安全確保や見回り活動に関する情報共有を行いながら、地域の安全・安心の向上を図る「地域防犯・防火連携組織」の活動を支援しました。

- パトロール活動を実施している団体に対して、パトロールに必要な用品の支給や、安全・安心パトロールカーの貸出など、区民が自主的に行う防犯・防火活動の支援に取り組みました。
- 町会・自治会、商店会などの地域団体に対して、防犯カメラの設置・更新費用の一部を助成し、設置台数の増加を図りました。

実績・データ

パトロール団体数・区民防災組織数（各年度末累計）

	H27	H28	H29	H30	H31 /R1	R2	R3	R4	R5	R6
地域防犯防火連携組織数（学区域数）	23	24	27	29	32	32	32	38	41	41
パトロール団体数	256	270	258	272	265	264	265	266	264	263
区民防災組織数※	414	423	424	425	426	425	422	421	421	423

※市民消防隊・防災会・避難拠点運営連絡会等の合計

防犯カメラの設置台数（各年度末累計）

	H27	H28	H29	H30	H31 /R1	R2	R3	R4	R5	R6
防犯カメラ設置台数	488	554	667	750	883	883	907	937	958	1,006

安全・安心のまち — 達成状況 まとめ

- 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進、木造住宅の耐震化助成金の対象を拡充および狭あい道路の拡幅整備など、防災まちづくりを推進
- 見通しの確保など防犯面を考慮したまちづくりを推進するとともに、区民の自主的な防犯活動を支援し、安心して生活できるまちづくりを推進

2. 活動的でにぎわいのあるまち

(1)交通の方針～活動的に行き来のできるまち～

ア 移動しやすいまちづくり

マスタープランの記載概要

区民をはじめ利用者の誰もが、安全かつ快適に公共交通を利用でき、円滑な移動が確保されることが必要です。さらに、高齢社会の進展等を踏まえ、交通弱者に配慮した移動手段の確保のため、駅周辺や生活道路等でのバリアフリー化の推進、歩行環境や自転車走行環境の整備を進めます。

現状・進捗

- 区内鉄道駅のバリアフリー化を促進し、平成 23 年の時点で、区内全 21 駅において駅出入口からホームまでのバリアフリー化された経路が 1 ルート確保されました。1 ルートのみでは利便性を欠く駅については、2 ルート目のバリアフリー化に向けて鉄道事業者へ働きかけを行っています。
- 持続可能な地域公共交通への取組の一つとして、新たな交通手段の実効性を検証するため、令和 6 年度にデマンドタクシーの実証運行を実施しました。

実績・データ

バリアフリー化された経路の2ルート目を確保した駅

駅名	2ルート確保年度
大泉学園駅	平成 14 年度
上石神井駅	平成 15 年度
武蔵関駅	平成 16 年度
江古田駅	平成 22 年度
地下鉄赤塚駅	平成 29 年度



地下鉄赤塚駅に設置されたエレベーター（2ルート目）



デマンドタクシー実証運行に使用した車両

イ 道路ネットワークと交通結節点の整備

マスタープランの記載概要

区内の道路ネットワークは、秩序ある自動車交通の処理のため、担うべき機能に応じて段階的に構成する必要があります。駅周辺の道路等の整備により、公共交通と自動車、自転車や徒歩等の様々な移動手段の連携を図ることが必要です。

また、首都圏全体の道路ネットワークの形成と区内の深刻な交通問題の解決に資する東京外かく環状道路について、国などに対して早期整備を図るよう働きかけます。

現状・進捗

- 交通結節機能の向上を図るため、利便性と安全性を高めた利用しやすい駅前広場の整備を進めており、石神井公園駅周辺では、鉄道の高架化や駅前広場の整備を行い、都市計画道路の整備を進めています。上石神井駅や武蔵関駅周辺においても鉄道の高架化に合わせ、駅前広場や都市計画道路の整備を進めています。
- 東京外かく環状道路については、安全に十分配慮した施工を行うとともに、地域住民の理解と協力を得ながら早期完成に向けて取り組むよう、国など事業者へ働きかけています。
 - ➔ 《関連》 第1章-2. 鉄道、道路などインフラの整備 重点事業2・3 (p.15~19)
 - ➔ 《関連》 第1章-3. 地域生活を支える駅周辺のまちづくり 重点事業1~3 (p.22~27)

ウ 道路ネットワークの形成

マスタープランの記載概要

練馬区内の道路ネットワークは、秩序ある自動車交通の処理のため、担うべき機能に応じて、幹線道路（都市計画道路）の他、生活幹線道路¹⁵、主要生活道路¹⁶で構成します。

現状・進捗

- 生活幹線道路として位置付けている区道延長約93kmのうち、令和6年度末時点で約26kmの整備を完了し、延長約4kmで事業を実施しており、着実に道路整備を進めています。
- 主要生活道路は、必要に応じて地区計画の地区施設としての位置付けを進めたほか、宅地開発などの機会を捉えて、道路の確保に努めました。
 - ➔ 《関連》 第1章-2. 鉄道、道路などインフラの整備 重点事業2 (p.15~18)

エ 適正な交通需要を踏まえた交通体系の確立

マスタープランの記載概要

公共交通サービスを高め、道路ネットワーク機能の向上を図るとともに、適正な交通需要を踏まえた交通体系の確立を進めます。

また、今後のまちづくりの状況を踏まえ、自動車使用の抑制などを図り、自転車利用環境の整備を推進します。

¹⁵ 生活幹線道路：都市計画道路を補完し、地区の交通の主要な動線となる道路として、区が位置付けた道路をいう。

¹⁶ 主要生活道路：生活幹線道路を補完し、地域内交通を処理するとともに、日常消防活動の向上を図るための道路として、区が位置付けた道路をいう。

シェアサイクルのポート数（各年度累計）

	H29	H30	H31 /R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
ポート数（総数）	38	46	48	47	48	185	289	539

シェアサイクルの利用回数（各年度）

	H29	H30	H31 /R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
利用回数	12,118	80,070	129,733	120,916	126,038	315,025	620,513	876,948



シェアサイクルポート

(2)産業・魅力あるまちづくりの方針～生き生きとしたにぎわいのあるまち～

ア 商業施設の集積と魅力的な商店街づくりの推進

マスタープランの記載概要

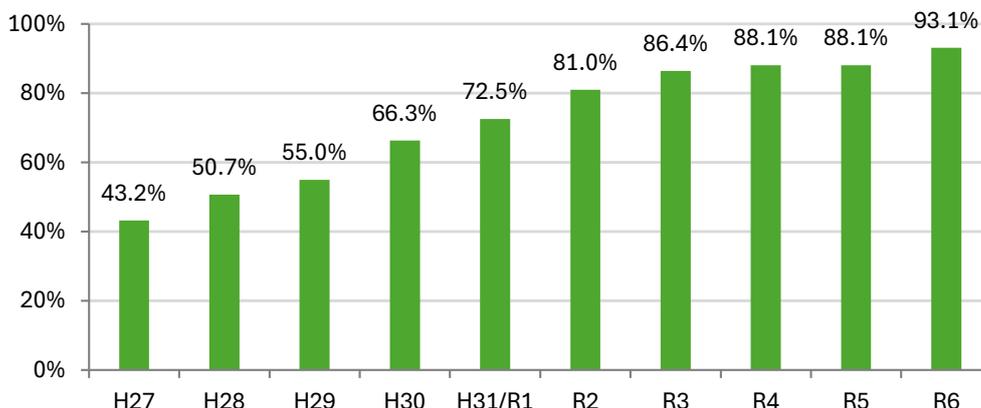
商業施設の集積や、商店街の魅力を高め、区民生活の利便性の向上を図ります。魅力のある個店とその集合体である商店街の意欲ある取組を支援し、大規模スーパー等にはない商店街ならではの魅力を創出し、区内外から来街者を呼び込み、商店街を中心とするまち全体の活性化を図ります。

現状・進捗

- 商店街の景観向上と環境への配慮の一環として、老朽化した商店街の装飾街路灯（水銀灯）のLED化建替事業等に係る経費や維持費、電気代等の一部を助成しました。
- 商店街や個店の環境整備のため、店舗・診療所等へのスロープや手すりの設置、入口の自動ドア化、和式トイレの洋式化などに係る改修費用の一部を助成しました。
- ハード整備への支援と両輪で、商店街の核となる魅力ある個店を増やすことで商店街全体の魅力向上につなげるため、意欲ある個店同士の連携による商品開発やイベント等を支援しました。

実績・データ

商店街街路灯LED化率※の推移（各年度末時点）



※LED化率 (%) = LED街路灯保有商店会数 / 街路灯保有商店会数

イ 産業の支援と連携したまちづくり

マスタープランの記載概要

人口が多く交通の利便性が高い練馬区のポテンシャルや練馬区の特徴的な地域資源を活かした中小企業の事業活動を支援し、地域の活力を生み出します。

現状・進捗

- 平成26年4月、練馬駅北口の区民・産業プラザ（ココネリ）内に開設した「練馬ビジネスサポートセンター」を拠点として、創業セミナー、創業ワンストップ相談、創業支援融資および商店街空き店舗入居促進事業など、創業への総合的な支援に取り組みました。
- 区内産業の魅力を区民に知ってもらう場としての「産業見本市」や、事業者間の商取引チャンスの拡大につなげる「商談交流会」の実施など、企業活動の活性化に向けた支援を行いました。

実績・データ

創業セミナー受講者数（各年度）

	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
受講者数	453	463	318	419	371	68	97	291	287	331

ウ 練馬区の特徴を生かしたまちづくり

マスタープランの記載概要

練馬区の強みとなる特徴的な産業を活かしてまちを活性化し、まちの魅力を醸成します。また、練馬区の多彩な魅力を発信するまちづくりを進めます。

現状・進捗

- 観光事業をさらに充実するため、平成 29 年 4 月、(一社)練馬区産業振興公社内に「ねりま観光センター」を開設しました。ねりま観光センターと区の協働のもと、農産物の収穫や食を楽しめる体験型のツアーの実施、練馬の地域資源をテーマごとに発信する観光ガイド「練馬カプセル」の充実、区ゆかりのアニメキャラクターを活用したデザインマンホール蓋の設置などに取り組み、練馬の魅力を発信してきました。
- 中村橋駅周辺では、練馬区立美術館・貫井図書館のリニューアルにあわせて、だれもがアートを感じられるまちづくりの検討を行っています。中村橋駅周辺の目指すべき将来像と主な取組を示すため、令和 7 年 3 月に美術のまち構想を策定しました。

実績・データ

観光案内所利用者数（各年度）

	H29	H30	H31 /R1	R2	R3	R4	R5	R6
ねりま観光案内所 (延べ人数)	87,935	81,468	70,204	16,198	44,853	55,703	67,299	76,789
石神井観光案内所 (延べ人数)	59,748	48,787	45,493	29,711	40,887	48,140	52,226	52,391

活動的でにぎわいのあるまち — 達成状況 まとめ

- 移動しやすいまちづくりに向けて、道路ネットワークの形成や駅前のバリアフリー化などを推進するとともに、地域公共交通計画の策定に着手
- 魅力ある個店・商店街への支援や、ねりま観光センターを開設するなど、生き生きとしたにぎわいのあるまちづくりを推進

3. みどりと水のまち

(1) みどりとまちづくりの方針～みどりや水との出会いがあるまち～

ア みどりのネットワーク形成

マスタープランの記載概要

公園の整備や樹林地の保全を進め、みどりの拠点を創出し、河川や都市計画道路沿いのみどりの軸をつなげ、ネットワーク化を図ります。みどりのネットワークを広げることで、環境保全機能の拡大、まちの景観の魅力向上、区民が憩い楽しめる空間の拡大、生物多様性への寄与、防災性の向上といったみどりの機能を最大限発揮させます。

現状・進捗

- みどりの拠点となる大規模で特色のある公園等の整備を計画的に進めました。また、みどりの軸となる都市計画道路の整備や河川改修にあわせて緑化を図り、みどりのネットワークの形成を進めました。

➔ 《関連》 第1章-4. みどりあふれるまちづくり 重点事業1 (p.29~30)

イ 新たなみどりの創出等

マスタープランの記載概要

区民が潤いのある街並みを実感できるよう、住宅地およびその周辺、公共施設や民間施設の緑化を推進します。さらに、植物でつくるみどりのカーテン、壁面緑化、生け垣などを増やし、みどりの豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

現状・進捗

- 区が管理する街路樹について、定期的に樹木診断を実施し、計画的に更新を進めました。
- 学校において、みどり豊かなうるおいのある環境を整備し、子どもたちの緑化意識を育む環境学習の場作りを目指して、校庭の芝生化、屋上緑化、みどりのカーテン（壁面緑化）の整備に取り組みました。

➔ 《関連》 第1章-4. みどりあふれるまちづくり 重点事業2 (p.31~32)

実績・データ

区立小中学校の緑化（平成 27 年度～令和 5 年度）

年度	校庭の芝生化	屋上緑化	みどりのカーテン (壁面緑化)
平成 27 年度	-	-	豊玉東小学校 開進第四小学校 旭町小学校（体育館）
平成 28 年度	開進第四中学校	開進第四中学校	中村西小学校 開進第四中学校
平成 30 年度	-	大泉東小学校	大泉東小学校
令和元年度	大泉東小学校	-	-
令和 2 年度	-	石神井小学校 下石神井小学校 大泉西中学校	石神井小学校 大泉西中学校
令和 3 年度	下石神井小学校	-	-
令和 4 年度	-	関町北小学校	-
令和 5 年度	-	上石神井北小学校	-

ウ みどりを活かしたまちづくり

マスタープランの記載概要

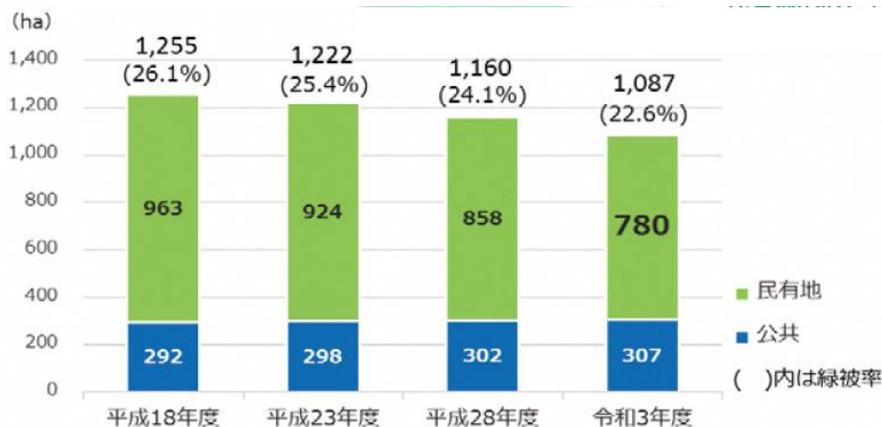
区内に残る樹林地は、宅地の開発等により減少傾向にあります。このため、各種保全制度や開発時の協議等によってみどりを保全します。

現状・進捗

- 平成 28 年度から令和 3 年度までの間で民有地のみどりは約 78ha 減少しました。そのため、区は、樹林地など民有地のみどりの保全に取り組むとともに、公園の整備や樹林地の取得等を計画的に進め、公共のみどりは約 5 ha 増加しました。
- 300 m²以上の樹林地について、区が所有者と土地の貸借契約（無償）を結び、「憩いの森」、「街かどの森」として、広く区民に開放しています（敷地面積が 1,000 m²以上を「憩いの森」、その他を「街かどの森」と呼んでいます。）。所有者に働きかけて憩いの森等を拡充するなど、民有樹林地の保全に努めています。
- 地区計画において、「垣または柵の構造の制限」や「建築物の緑化率の最低限度」のルールを定めるなど、みどりの創出・誘導に努めました。また、民間による宅地開発等の際は、緑化に関する計画の内容についての協議を通して、みどりの保全を図っています。

実績・データ

公民別緑被状況の推移



出典：練馬区みどりの総合計画（令和5年度改定）

憩いの森等の箇所数・面積（各年度末時点）

		H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
憩いの森	箇所数	41	39	40	40	40	40	40	39	40	39
	総面積 (㎡)	98,827	90,337	92,979	95,023	97,235	98,027	99,127	98,387	100,359	97,398
街かどの森	箇所数	6	6	6	5	5	5	5	5	6	6
	総面積 (㎡)	3,578	3,578	3,350	2,753	2,753	2,753	2,753	2,753	2,325	2,982

緑化計画事前協議件数（各年度）

	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
協議件数	543	682	777	816	917	853	917	787	1,010	949

エ みどりに関する普及啓発

マスタープランの記載概要

区民みんなでみどりを愛し、みどりの保全と創出に取り組んでいけるよう、区民・事業者・区の三者で協働し、緑化活動や啓発事業を推進します。

現状・進捗

- みどりの普及啓発施設の一つとして、花とみどりの相談所温室植物園跡に新たに「四季の香ローズガーデン」を整備し、平成28年5月に開園しました。
- 令和3年度に、公園、区立施設、駅前広場などの花壇やプランターを区民団体が管理する事業を、区民協働花壇事業として1つに再編しました。また、憩いの森の区民管理の取組を拡充するなど、みどりを守り育てる地域活動の支援に取り組んでいます。
- 個人のみどりを地域で守る取組として、令和3年度から、民有の保護樹木・保護樹林において、ボランティアとの協働による落ち葉清掃を実施しています。

➡ 《関連》 第1章-4. みどりあふれるまちづくり 重点事業3 (p.33)

実績・データ

区民協働花壇事業の花壇管理数（各年度末時点）

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
65 か所 54 団体	72 か所 61 団体	76 か所 64 団体	80 か所 65 団体

落ち葉清掃の取組実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	3 か所	6 か所	6 か所	6 か所
実施回数	13 回	22 回	23 回	24 回
参加人数 (延べ人数)	139 名	218 名	279 名	258 名



落ち葉清掃の様子

(2)農のあるまちづくりの方針

ア 魅力的な都市農業の振興

マスタープランの記載概要

練馬区は、23区の中で最も農地が多く、四季折々の野菜や果物などの農産物が身近に楽しめる贅沢な環境にあります。消費者に新鮮で安全な農産物を供給し続けるため、農業者を支援する取組を進めるとともに、農に関わる区民の裾野を広げます。区民が農とふれあう機会をつくることにより、農が身近にあるまちづくりを進めます。

現状・進捗

- 「練馬区立農の学校」では、区内農業者が講師となり、農家を支える人材を育成しています。令和6年度までに157人を「ねりま農サポーター」に認定し、支え手を必要とする農業者とのマッチングを行ってきました。
- 令和5年10月に、野菜の収穫体験を実施している農園を支援する「ベジかるファーム」事業を開始しました。果樹農園への支援事業「果樹あるファーム」とともに、区では開設支援やPR等を行っており、多くの区民が収穫体験を楽しんでいます。
- 令和3年1月から、区内産農産物や加工品を農業者自身が販売するマルシェを拡充するため、区役所アトリウムを会場とした「区役所マルシェ」を、年10回程度開催しています。
- 令和元年度には、都市農業について積極的な取り組みを行っている海外の5都市を招き、都市農業の魅力と可能性を世界に発信する「世界都市農業サミット」を開催しました。さらに、令和5年度には、都市農業の魅力と可能性を全国24の参加自治体と一体となって発信し、相互に学びあい、都市農業をさらに飛躍させる契機とするため「全国都市農業フェスティバル」を開催しました。

実績・データ

ねりま農サポーター認定数（各年度末累計）

	H27	H28	H29	H30	H31 /R1	R2	R3	R4	R5	R6
ねりま農サポーター 認定数（人）	25	40	55	70	85	85	112	127	142	157

果樹あるファーム・ベジかるファームの開設・拡充支援件数（各年度）

	H27	H28	H29	H30	H31 /R1	R2	R3	R4	R5	R6
支援件数	—	—	—	6	11	7	6	5	31	6

イ 多面的機能を持つ都市農地の保全

マスタープランの記載概要

都市農地は、ヒートアイランド現象の緩和などの環境保全機能、災害時の延焼防止や公共空地としての防災機能、農の風景に代表される景観形成機能など様々な機能を有しています。こうした都市農地の多面的な機能への区民の理解を深め、貴重な都市農地の保全に向けた取組を推進します。

現状・進捗

- 東京都の「農の風景育成地区制度」を活用し、平成27年6月に「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」、令和元年12月に「南大泉三・四丁目農の風景育成地区」を指定し、地域のPR活動や収穫体験などを支援しました。
- 令和5年3月、「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」の区域内に、「農の景観を区民とともに育て・守る畑」をコンセプトとした区立の畑として、「高松みらいのはたけ」を開園しました。また、区民が土に親しみながら収穫の喜びを味わえる区民農園¹⁹を26園整備しています。
- 区では、JA東京あおば農業協同組合と「災害時における練馬農業協同組合、石神井農業協同組合および大泉農業協同組合の協力に関する協定」を結んでおり、生鮮食料品の調達に対する協力等について定めています。

➔ 《関連》 第1章-4. みどりあふれるまちづくり 重点事業4 (p.34~35)

実績・データ

農の風景育成地区

地区	指定年度	面積
高松	平成27年度	35.1ha
南大泉	令和元年度	70.2ha



高松みらいのはたけ

みどりと水のまち — 達成状況 まとめ

- 民有地のみどりが約78ha減少する一方、公園の整備や樹林地の取得により、公共のみどりは約5ha増加
- 「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」の区域内に「高松みらいのはたけ」を開園

¹⁹ 区民農園：区が所有者から借り受けた農地（一部区有地あり）を整備して区画割りし、区民が耕作を楽しめるようにした農園をいう。

4. 環境と共生するまち

(1) 景観まちづくりの方針～周辺と調和のとれたまち～

ア 景観に配慮したまちづくり

マスタープランの記載概要

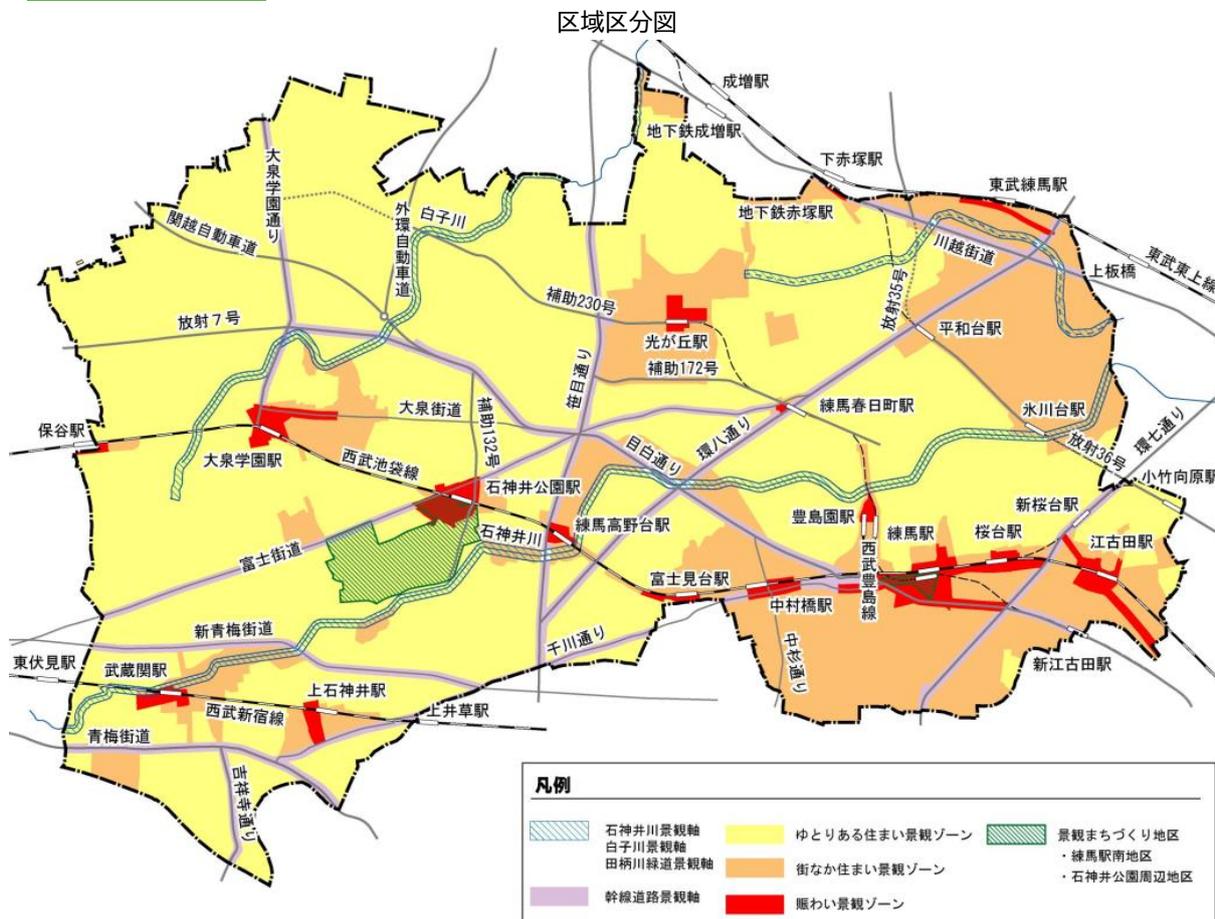
練馬区では、これまで住みやすく快適な空間づくりに積極的に取り組んできました。今後も地域の魅力を向上させ、区民が暮らしやすさを実感し、住み続けたいと思えるまちをめざします。

景観法（平成16年法律第110号）に基づく、景観行政団体として、区民、事業者と協力しながら、地域によって異なる魅力や個性を活かしつつ、景観に配慮したまちづくりを進めます。

現状・進捗

- 区は、練馬区景観条例（平成23年3月練馬区条例第10号）や練馬区景観計画（平成23年8月策定）などによって、区全域を7つの区域に区分し、区域ごとに方針を定めて調和のとれた都市景観の形成を進めてきました。一定規模以上の建築行為等を行う場合は、事前に相談・協議を経た上で届出を受け付けています。
- 地区計画においても、建築物等の形態または色彩その他の意匠に関するルールや、屋外広告物に関するルールを定め、良好な景観形成に取り組んできました。

実績・データ



景観計画届出件数（各年度）

	H27	H28	H29	H30	H31 /R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
建築物の建築等	223	206	244	247	274	189	191	221	223	212
工作物の建設等	6	9	3	5	4	0	6	5	6	3
開発行為	34	41	41	29	36	32	34	23	30	25
計	263	256	288	281	314	221	231	249	259	240

イ 区民、事業者と連携した取組の推進

マスタープランの記載概要

良好な市街地の形成のため、まちづくりに関する情報を提供するとともに、区民、事業者が協働する活動への呼びかけ、支援を行います。

現状・進捗

- 区は、（公財）練馬区環境まちづくり公社を、良好な景観を形成するための専門的情報の提供や相談業務を担う「景観整備機構」に指定し、区と連携しながら景観まちづくりを進めています。
- 区民、事業者との協働により、良好な地域環境に支えられた清潔で美しいまちを目指し、区民による自主的清掃活動を支援してきました。一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供しています（令和6年度実績：町会・自治会78団体、ボランティア団体34団体）。



景観まちづくり研究発表会・景観まち歩きイベントの様子

(2)環境に配慮したまちづくりの方針～自立分散型エネルギー社会のまち～

ア 自立分散型エネルギー社会への取組

マスタープランの記載概要

練馬区の地域特性を活かしながら、災害時のエネルギーセキュリティの確保と、平時における自立分散型エネルギー社会の実現という視点にたって、練馬区のエネルギー政策を展開します。

現状・進捗

- 避難拠点である区立小・中学校（全 98 校）には、当面の避難生活を支える資器材として小型発電機と一定量の燃料を配備しています。
- 発電した電力の一部を近隣の医療救護所へ供給する「地域コジェネレーションシステム」を整備しました。また、清掃工場でのごみ焼却により発生する熱エネルギーを発電や熱供給に有効利用し、区立施設等へ供給しています。

➔ 《関連》 第1章-5. 環境に配慮したまちづくり 重点事業1 (p.39~40)

イ 環境に配慮した市街地の実現

マスタープランの記載概要

まちづくりにおける市街地開発事業等の機会に合わせ、環境にやさしい都市づくりを推進します。また、ヒートアイランド現象の緩和、環境に負荷の少ない交通システムの検討などを進めることで、環境に配慮したまちづくりを進めます。

現状・進捗

- 環境にやさしい都市づくりの一環として、道路整備や改修に際して、透水性舗装の整備を進めました。平成 27 年度から令和 6 年度にかけて約 28 km を新たに整備し、認定区道・公道以外を合わせた延長は約 427 km（令和 7 年 3 月 31 日時点）に達しています。
- ヒートアイランド対策として、みどりのネットワーク形成、遮熱性舗装・透水性舗装の推進、環境負荷の少ない交通手段の充実化など、総合的に取り組んできました。
- 住宅等の消費エネルギー削減に向けて、新築・既存住宅の両面から取り組みを進めています。新築住宅については、建築物省エネ法による省エネ基準への適合義務や東京都環境確保条例による太陽光発電設備の設置義務等により、環境性能向上が見込まれるため、国や都と連携し、周知啓発を行っています。既存住宅に対しては、補助制度を充実するなど、省エネ化と再エネ導入の促進に重点的に取り組んできました。
- 開発区域の面積に応じて緑化計画に基づく事前協議を義務付けることで、建築物の敷地内における緑化の促進を図っています。

➔ 《関連》 第1章-5. 環境に配慮したまちづくり 重点事業2 (p.41)

➔ 《関連》 第2章-3. -(1)-ウ みどりを活かしたまちづくり (p.55~56)

実績・データ

透水性舗装整備延長

道路種別	平成 27 年度末	令和 6 年度末
認定区道合計	293,658.5m	317,001.0m
公道以外合計	105,890.0m	110,232.6m
総合計	399,548.5m	427,233.6m

ウ 環境負荷の少ない交通の検討

マスタープランの記載概要

温室効果ガス削減のために、自動車交通による環境の負荷を軽減するための取組を検討します。公共交通を中心としたまちづくり、環境負荷の少ない公共交通の充実を念頭におき、環境にやさしい自転車、次世代自動車利用を促進する環境を整備します。環境負担の少ない社会に向けた、交通体系の導入を検討します。

現状・進捗

- 現在、新たな地域公共交通計画の策定に向けて、大江戸線の延伸や都市計画道路などの交通インフラの整備に伴う、バスの再編、デマンドタクシーや自動運転の導入、EV（電気自動車）・FCV（燃料電池自動車）の導入等による、需要に応じた環境負荷の少ない持続可能な交通の構築に関する検討を進めています。

➔ 《関連》 第2章-2. -(1)-エ 適正な交通需要を踏まえた交通体系の確立（p.49~51）

環境と共生するまち — 達成状況 まとめ

- 事業者等との協議を経て、毎年度 200 件を超える届け出を受けるなど、良好な景観形成を推進し、周辺環境と調和のとれたまちづくりを推進
- 道路整備において遮熱性舗装・透水性舗装などを施すなど、環境に配慮したまちづくりを展開

5. とともに住むまち

(1) 住まいづくりの方針～とともに住むやさしいまち～

ア 安心して暮らせる住まいづくり

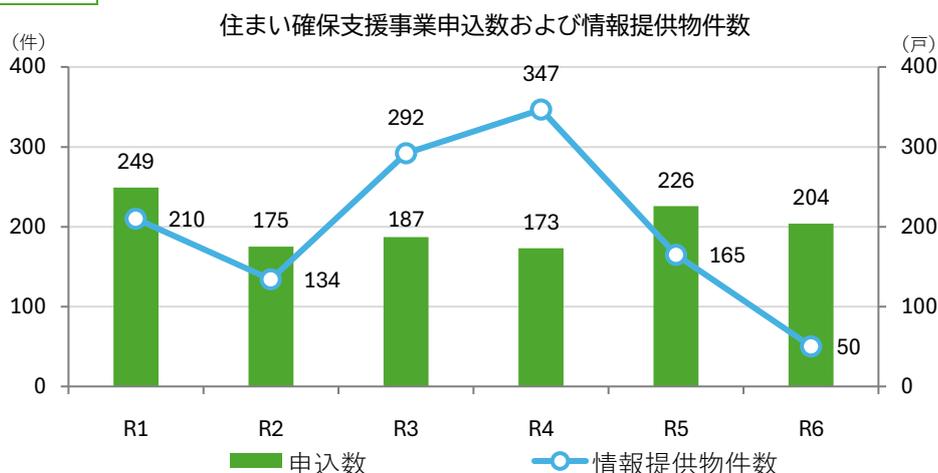
マスタープランの記載概要

みどり豊かな環境と都心に近い利便性が両立する住宅都市としての特徴を活かし、練馬に住むことの魅力と価値を高めながら、地域を大切にしたい住まいづくりを目指します。

現状・進捗

- 高齢者や障害者などの住まいの確保が困難な方の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、令和元年度から住まい確保支援事業を実施してきました。本事業は、不動産団体の協力を得て、高齢者等が入居可能な賃貸住宅の空き室情報を提供するもので、令和6年度は204件の申込みに対し、50戸の物件情報を提供しました。
- 令和3年度からは、自身だけでは契約や転居等の手続きができない方等に対し、見学や契約手続きに同行して住まい探しを支援する伴走型支援を実施しており、令和6年度は48件の支援を行いました。また、住まいの確保が困難な方が入居できる専用住宅について、軽減された家賃で入居できる補助制度を設けました。
- 自立した生活に不安を抱える所得の低い高齢者向けの住まいである都市型軽費老人ホーム²⁰の整備を進めた結果、施設数は都内最多となっています。また、医療・介護双方のニーズを有する高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれるため、看護小規模多機能型居宅介護²¹施設などの介護サービス基盤の整備に取り組みました。
- 特別養護老人ホーム²²の整備についても積極的に進めた結果、施設数は都内最多となり、入所待機の様子は大きく改善されました。

実績・データ

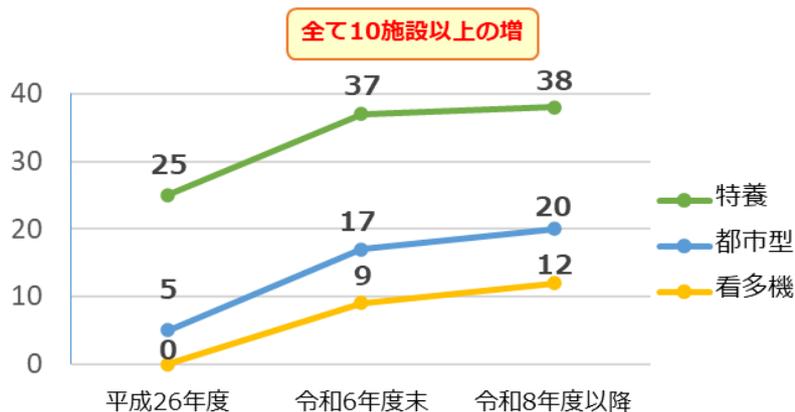


²⁰ 都市型軽費老人ホーム：身体機能の低下などで、自立した生活に不安がある高齢者向けの設備がある住まいをいう。全室個室（1部屋4畳半～6畳程度）であり、食事を提供するほか、共同浴室などがあり、安否確認や見守りを行う職員が24時間常駐する。

²¹ 看護小規模多機能型居宅介護：利用者（要介護のみ）の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスに加え、看護職員に自宅に来てもらう「訪問看護」を組み合わせたサービスを一体的に受けられる。

²² 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）：常に介護が必要で、自宅では介護ができない方（原則要介護3以上）が対象の施設。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられる。

施設整備状況（単位：施設）



出典：令和7年度 練馬区 当初予算案記者発表資料

イ 住み続けたくなるまちづくり

マスタープランの記載概要

定住促進を図り、ともに住む地域社会を形成するため、多様な住宅ニーズに対応した住宅市街地の整備や住宅の良好な維持管理を促進します。

現状・進捗

- マンションの管理の適正化に取り組む管理組合等を支援するため、マンションの管理に関する相談体制を整備するとともに、区報や区ホームページ等を活用し、必要な情報提供を行ってきました。
- 令和5年4月には、適切に管理している民間分譲マンションの管理計画を公的に認定する「マンション管理計画認定制度」の運用を開始し、22件（令和6年度末時点）を認定しました。
- 適切な管理がなされていない空き家について、区民からの相談・要望等が多数寄せられています。区は「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」（平成29年7月制定）に基づき、所有者等宛てに適正に管理するよう通知を送付するなど、問題の解決に向けて必要な手続きや措置を進めてきました。
- 区の各種施策の方針と合致するなど公益的な目的で活用する場合を「空家地域貢献事業」と位置付け、一定の条件を満たす空き家については、所有者等と活用希望団体等のマッチングに取り組み、令和6年度までに10件が成立に至りました。

実績・データ

空き家相談対応件数・マッチング成立件数（各年度）

	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
相談件数	212	183	188	231	250	203	295	344	466	412
適正管理通知件数	—	56	59	62	107	107	150	130	180	66
マッチング成立件数	0	1	0	2	2	0	1	1	2	1

ウ 福祉のまちづくりの充実・推進

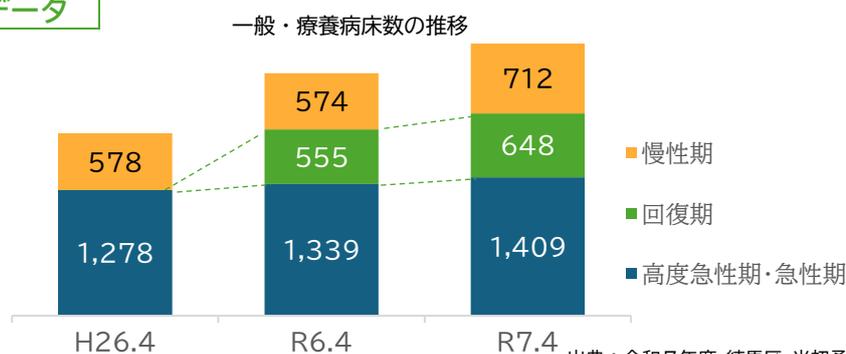
マスタープランの記載概要

すべての人が住み慣れた地域で安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現をめざします。地域社会に生活する多様な人が、人生のすべての段階で安心して自由に社会参加ができる環境を実現します。また、誰もが快適な生活を選択できる空間づくりと社会ネットワークづくりを推進します。

現状・進捗

- 高齢化の進展を踏まえ、病床の確保を積極的に進めています。区内に急性期・回復期・慢性期の病床機能がバランスよく配置され、身近な地域で、本人の状態に応じた医療が受けられる体制の整備を推進しています。
- 練馬区福祉のまちづくり推進条例（平成22年3月練馬区条例第16号）に基づき、安全かつ円滑に利用できる公共的建築物の整備を進めています。新築・改築等において、建築確認申請手続き前の事前協議および完了検査を実施するとともに、区立施設等においては、設計段階での区民意見の聴取を定め、整備に反映しています。こうした取組を通じて、区民・事業者・区が協働し、より水準の高い整備を推進しています。
- 公共施設を利用する区民や来訪者が、駅を降りてから施設まで安心して移動できるよう、駅から公共施設を結ぶ経路（アクセスルート²³）を6駅17ルート指定しました。
- アクセスルートのバリアフリー化を進め、各施設間のバリアフリー設備の連続性の確保やリーフレットの活用による普及啓発を行い、ハード・ソフト両面から取組を推進しています。

実績・データ



視覚障害者誘導用ブロックの不連続を解消

²³ アクセスルート：公共施設を利用する区民や来街者が、駅を降りてから施設で目的を達成するまでの経路のこと。具体的には、駅の有人改札口などから公共施設内の案内所や窓口などまでの移動経路のこと。

(2)地域で連携するまちづくりの方針～交流を育むまち～

- ア 地域まちづくりの推進 / イ 大学や企業との連携によるまちづくり
 / ウ 多様な活動主体によるまちづくり

マスタープランの記載概要

日々の生活や地域活動などを通じて、地域を自らの手で住みやすくする区民の取組を支援します。

大学や企業での研究成果の活用やまちづくりに関連する専門的知識を持つ人材やNPOの連携等により、まちの活性化を進めます。

現状・進捗

- 練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号）に基づき、独自の提案制度や住民によるまちづくりを支援するなど、まちづくりへの住民参加の充実・促進を図ってきました。
- 練馬区まちづくり条例に基づき、（公財）練馬区環境まちづくり公社内に設置されている「みどりのまちづくりセンター」では、区民主体のまちづくり活動に対して助成金を交付する、まちづくり活動助成事業を実施しています。また、令和6年度には、区のまちづくりのヒントや参考とするため、大学連携による調査・研究助成を開始（試行）しました。

実績・データ

まちづくり活動助成事業による助成団体数（各年度）

	H27	H28	H29	H30	H31 /R1	R2	R3	R4	R5	R6
助成団体数	17	16	14	17	17	3	13	11	14	16

ともに住むまち — 達成状況 まとめ

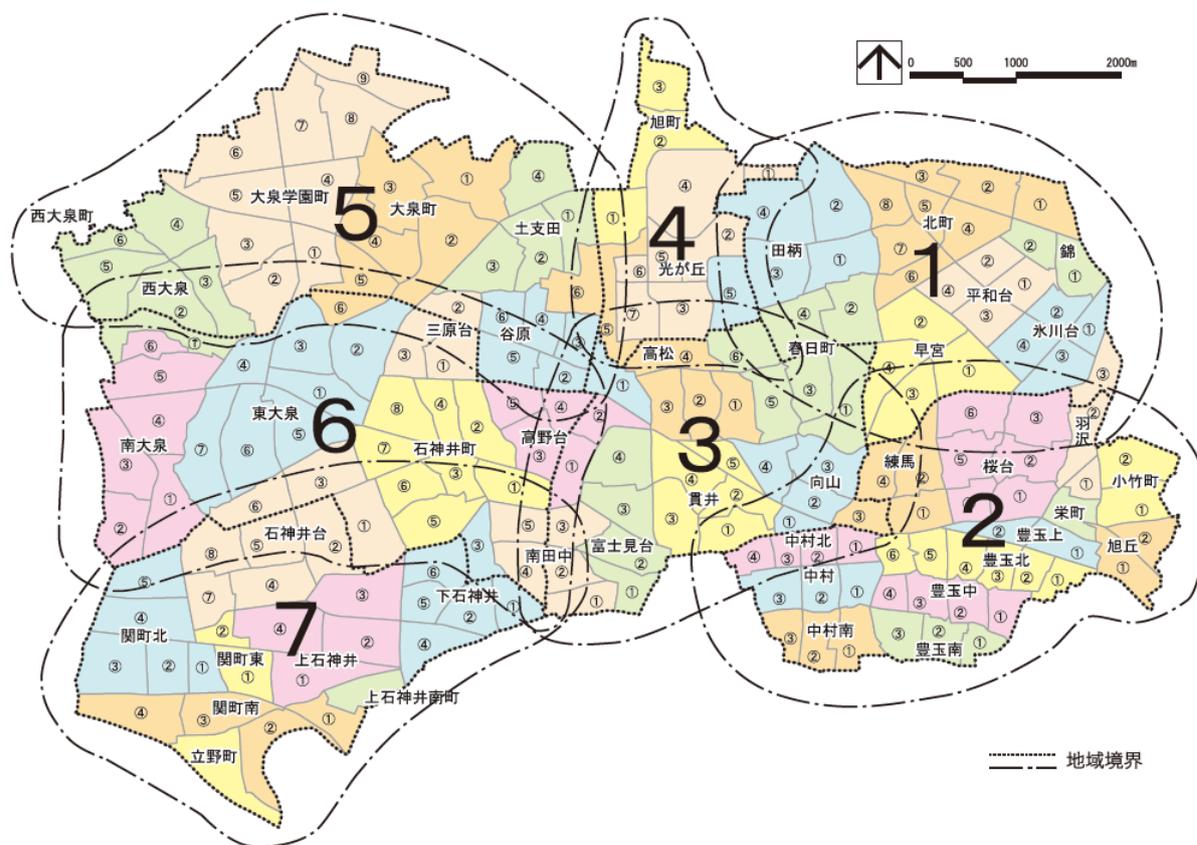
- 誰もが安心して住み続けられるよう、住宅・施設の確保と住環境の整備を推進
- 練馬区まちづくり条例に基づき地域活動団体等の活動を支援するなど、協働のまちづくりを展開

第3章 地域別指針に基づくまちづくりの実施状況

地域別まちづくりの実施状況

現行の都市計画マスタープランでは、区内を7つの地域に分け、それぞれの地域のまちづくりの状況や課題を整理し、まちづくりの方向性を示しています。

本章では7つに区分した地域ごとに、現行の都市計画マスタープラン策定以降（おおむね平成27年度以降）、現在までのまちづくりの成果を地図上に示すとともに、主な施策の実施状況を整理します。



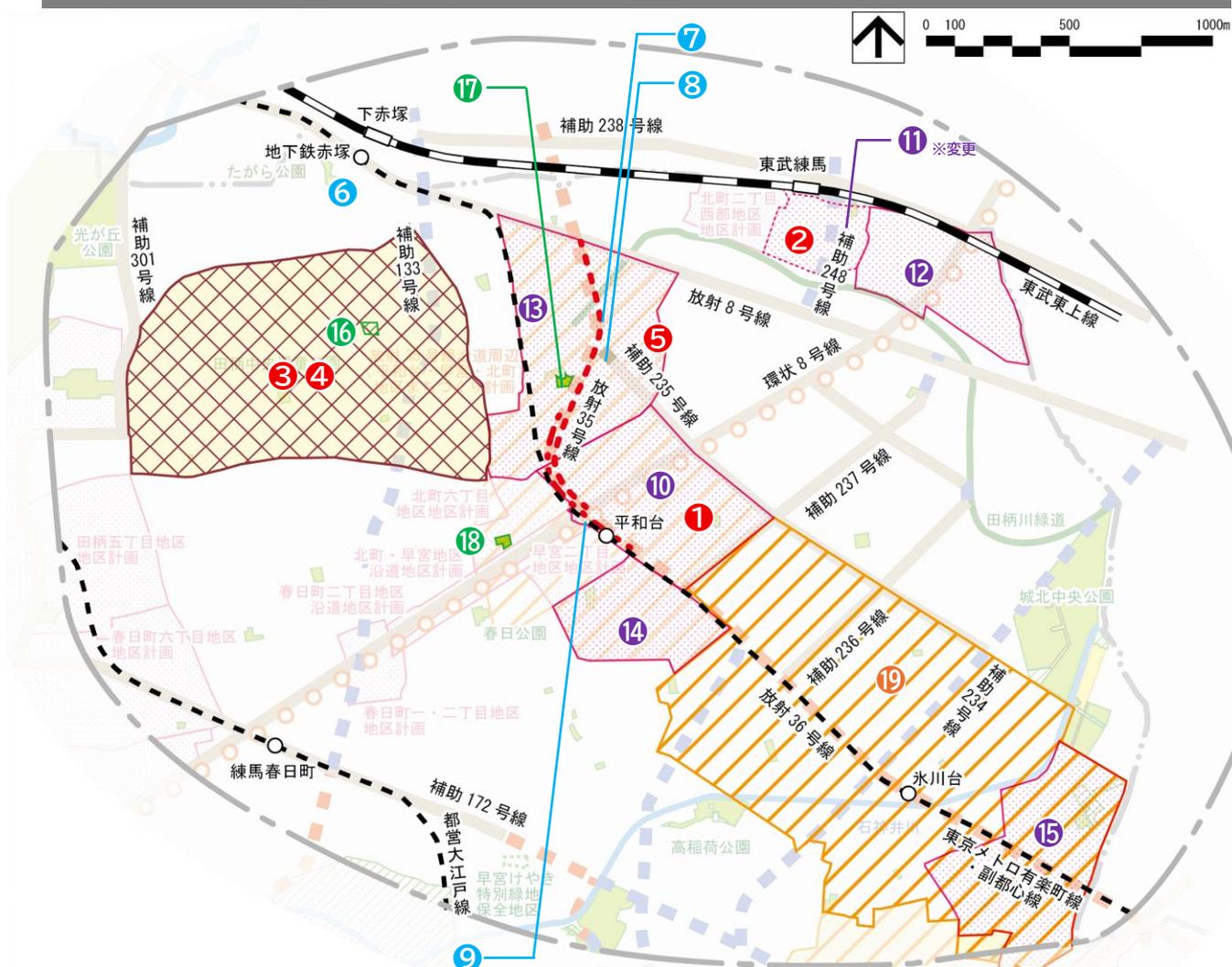
1. 地域区分の考え方

7つの地域区分は、平成15年6月に策定した都市計画マスタープランの「地域別指針」を検討する際の考え方を基本としており、概ね人口10万人規模の鉄道駅を中心とした範囲で地域を分けたものです。各地域は疑似的な生活圏を示すため、地域の境界が重なるように設定しています。

2. 地域区分

第1地域	東武東上線および東京メトロ有楽町線・副都心線沿線地域
第2地域	西武池袋線・豊島線、西武有楽町線、東京メトロ有楽町線・副都心線沿線および都営地下鉄大江戸線沿線地域
第3地域	西武池袋線・豊島線および都営地下鉄大江戸線沿線地域
第4地域	市街地として独立している光が丘地区を中心とした地域
第5地域	都営地下鉄大江戸線の延伸予定地域
第6地域	西武池袋線沿線地域
第7地域	西武新宿線沿線地域

1. 第1地域



○対象町名

春日町二丁目・四丁目、北町一丁目～八丁目、田柄一丁目～四丁目、錦一丁目・二丁目、羽沢三丁目、早宮一丁目～四丁目、氷川台一丁目～四丁目、平和台一丁目～四丁目

○凡例

【鉄道】	【みどりと水】	【その他】
連続立体交差化（完了）	都市計画公園・緑地（開設済）	鉄道
連続立体交差化（事業中）	都市計画公園・緑地（計画）	地下鉄
鉄道立体化の検討対象区間※1	緑道	地域境界
大江戸線延伸（A2路線）※2	特別緑地保全地区	練馬区境界
大江戸線延伸（B路線）※2	農の風景育成地区	
エイトライナー（B路線）※2	主な河川	
※1 踏切対策基本方針（平成16年東京都）での位置づけ		
※2 運輸政策審議会答申第18号（平成12年）での位置づけ		
【まちづくり】	【道路】	
重点地区まちづくり計画区域	都市計画道路（施行済）	
地区計画・沿道地区計画	都市計画道路（事業中）	
防災まちづくり事業実施地区 （密集事業実施地区／防災まちづくり推進地区）	都市計画道路（計画線）	
新たな防火規制区域	平面部暫定開通区間	
	トンネル暫定開通区間	

凡例の濃淡については、練馬区都市計画マスタープラン改定（平成27年度）以降で進捗があったものを濃い色で示しています。

例：都市計画公園・緑地（開設済）

平成27年度以降に開設した範囲		平成26年度以前に開設した範囲	
-----------------	--	-----------------	--

第1地域におけるまちづくりの進捗

安全・安心のまち	<ul style="list-style-type: none"> ①放射 35 号線、放射 36 号線沿道地域の一部を防火地域に指定 ②北町地区において密集事業を実施（～令和元年度事業終了） ③田柄地区において防災まちづくり事業を実施（令和2年度～） ④田柄地区を新たな防火規制区域に指定（令和4年7月） ⑤補助 235 号線（北町五丁目～北町七丁目）の無電柱化（令和4年12月）
道路・交通などのインフラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ⑥地下鉄赤塚駅において段差のない移動ルート（2ルート目）を確保（平成30年3月） ⑦放射 35 号線平面部（環八通り～川越街道）が暫定開放（令和2年3月） ⑧補助 235 号線（北町五丁目～北町七丁目）の整備完了（令和4年12月） ⑨平和台トンネルが暫定開通（令和6年2月）
地区計画によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ⑩平和台駅東地区地区計画を策定（平成30年3月） ⑪東武練馬駅南口周辺地区地区計画の変更（平成30年8月） ⑫北町一丁目地区地区計画を策定（令和元年8月） ⑬放射 35 号線北町地区地区計画を策定（令和2年10月） ⑭早宮二丁目南地区地区計画を策定（令和4年1月） ⑮羽沢・桜台地区地区計画を策定（令和6年3月）
みどりと水	<ul style="list-style-type: none"> ⑯田柄二丁目公園を都市計画公園に追加（平成30年4月） ⑰どんぐり山の森緑地が全面開園（令和7年4月） ⑱きたろく公園が開園（令和7年4月）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ⑲放射 36 号線等沿道周辺（羽沢・桜台・氷川台・平和台・早宮）地区まちづくり計画を策定（令和元年8月）



放射 35 号線の整備状況（平和台駅前交差点付近）

出典：東京都第四建設事務所「都市計画道路 放射第 35 号線 早宮北町」パンフレット

2. 第2地域



○対象町名

旭丘一丁目・二丁目、小竹町一丁目・二丁目、栄町、桜台一丁目～六丁目、
 豊玉上一丁目・二丁目、豊玉北一丁目～六丁目、豊玉中一丁目～四丁目、
 豊玉南一丁目～三丁目、中村一丁目～三丁目、中村北一丁目～四丁目、
 中村南一丁目～三丁目、練馬一丁目・二丁目・四丁目、羽沢一丁目・二丁目

○凡例

【鉄道】	【みどりと水】	【その他】
連続立体交差化（完了）	都市計画公園・緑地（開設済）	鉄道
連続立体交差化（事業中）	都市計画公園・緑地（計画）	地下鉄
鉄道立体化の検討対象区間※1	緑道	地域境界
大江戸線延伸（A2路線）※2	特別緑地保全地区	練馬区境界
大江戸線延伸（B路線）※2	農の風景育成地区	
エイトライナー（B路線）※2	主な河川	
※1 踏切対策基本方針（平成16年東京都）での位置づけ		
※2 運輸政策審議会答申第18号（平成12年）での位置づけ		
【まちづくり】	【道路】	
重点地区まちづくり計画区域	都市計画道路（施行済）	凡例の濃淡については、練馬区都市計画マスタープラン改定（平成27年度）以降で進捗があったものを濃い色で示しています。 例：都市計画公園・緑地（開設済） 平成27年度以降に開設した範囲 平成26年度以前に開設した範囲
地区計画・沿道地区計画	都市計画道路（事業中）	
防災まちづくり事業実施地区（密集事業実施地区／防災まちづくり推進地区）	都市計画道路（計画線）	
新たな防火規制区域		

第2地域におけるまちづくりの進捗

安全・安心のまち	<ul style="list-style-type: none"> ①江古田北部地区において密集事業を実施（～平成30年度事業終了） ②桜台東部地区において密集事業に着手（令和5年度～）
鉄道、道路などの インフラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ③区画街路1号線の事業着手（平成28年10月～） ④補助133号線（千川通り以南）の事業着手（平成29年10月～）
地区計画による まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ⑤江古田北部地区地区計画を策定（平成30年3月） ⑥江古田南部地区地区計画を策定（令和元年11月） ⑦羽沢・桜台地区地区計画を策定（令和6年3月）
みどりと水	<ul style="list-style-type: none"> ⑧こどもの森が開園（平成27年4月） ⑨練馬総合運動場公園がリニューアルオープン（平成31年4月） ⑩やくも公園の隣接区域を都市計画公園に追加[変更]（令和4年11月）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ⑪「放射36号線等沿道周辺（羽沢・桜台・氷川台・平和台・早宮）地区まちづくり計画」を策定（令和元年8月） ⑫桜台東部地区重点まちづくり計画を策定（令和4年9月）



密集事業により拡幅整備した道路（江古田北部地区）

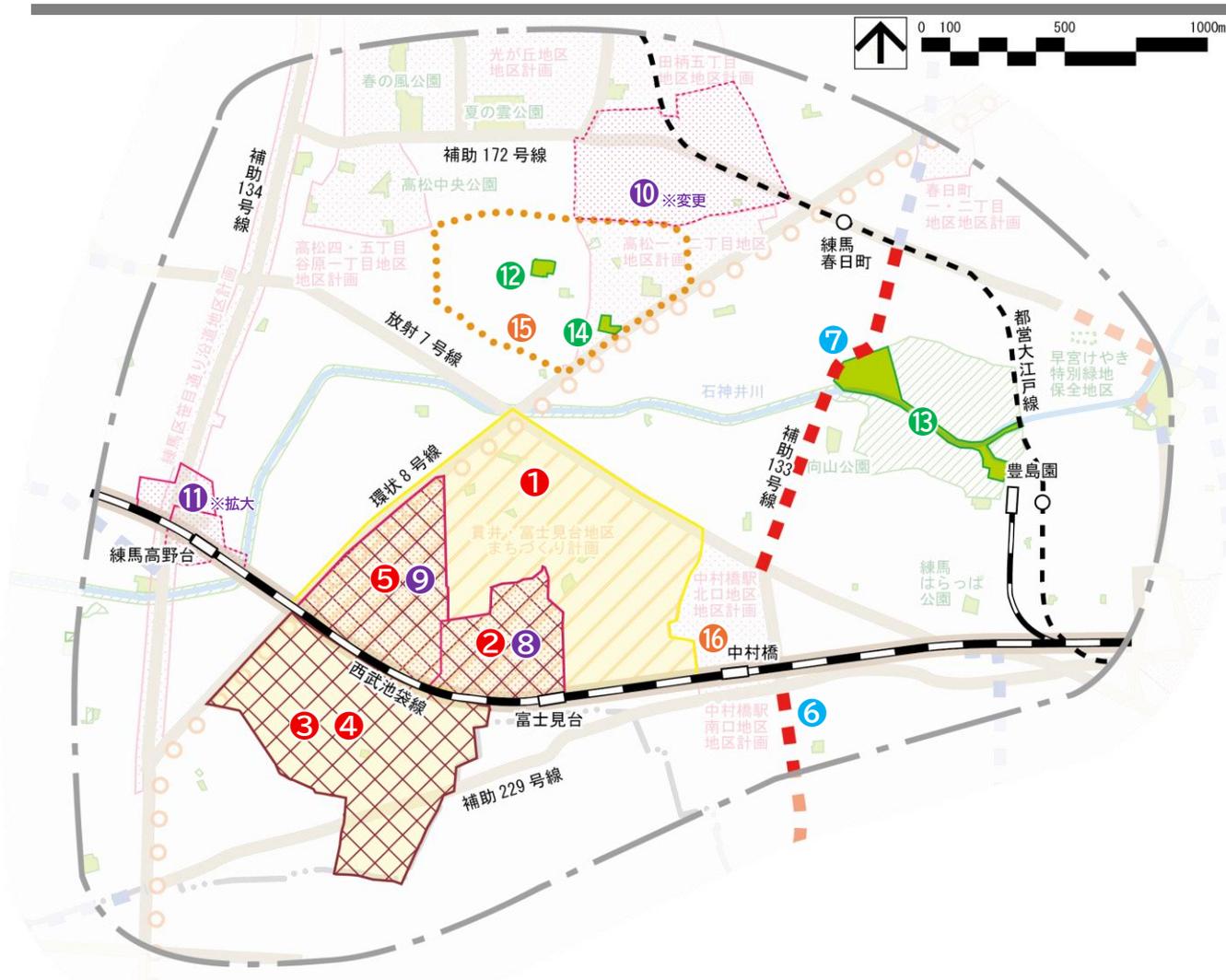


練馬総合運動場公園



こどもの森（羽沢緑地）

3. 第3地域



○対象町名

春日町一丁目・三丁目・五丁目・六丁目、向山一丁目～四丁目、高野台一丁目・二丁目、高松一丁目～四丁目、貫井一丁目～五丁目、練馬三丁目、富士見台一丁目～四丁目、南田中一丁目～三丁目、谷原一丁目

○凡例

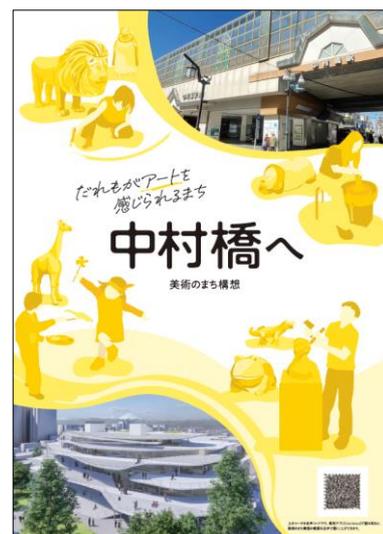
【鉄道】	【みどりと水】	【その他】
連続立体交差化（完了）	都市計画公園・緑地（開設済）	鉄道
連続立体交差化（事業中）	都市計画公園・緑地（計画）	地下鉄
鉄道立体化の検討対象区間※1	緑道	地域境界
大江戸線延伸（A2路線）※2	特別緑地保全地区	練馬区境界
大江戸線延伸（B路線）※2	農の風景育成地区	
エイトライナー（B路線）※2	主な河川	
※1 踏切対策基本方針（平成16年東京都）での位置づけ		
※2 運輸政策審議会答申第18号（平成12年）での位置づけ		
【まちづくり】	【道路】	
重点地区まちづくり計画区域	都市計画道路（施行済）	凡例の濃淡については、練馬区都市計画マスタープラン改定（平成27年度）以降で進捗があったものを濃い色で示しています。 例：都市計画公園・緑地（開設済） 平成27年度以降に開設した範囲 平成26年度以前に開設した範囲
地区計画・沿道地区計画	都市計画道路（事業中）	
防災まちづくり事業実施地区（密集事業実施地区/防災まちづくり推進地区）	都市計画道路（計画線）	
新たな防火規制区域		

第3地域におけるまちづくりの進捗

安全・安心のまち	<ul style="list-style-type: none"> ①貫井・富士見台地区において密集事業を実施（平成23年度～） ②富士見台駅北部地区を新たな防火規制区域に指定（平成31年4月） ③富士見台駅南側地区において防災まちづくり事業を実施（令和2年度～） ④富士見台駅南側地区を新たな防火規制区域に指定（令和4年7月） ⑤富士見台三・四丁目環八南地区を新たな防火規制区域に指定（令和5年11月）
鉄道、道路などの インフラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ⑥補助133号線（千川通り以南）の事業着手（平成29年10月～） ⑦補助133号線（目白通り～補助172号線）の事業着手（令和7年3月～）
地区計画による まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ⑧富士見台駅北部地区地区計画を策定（平成30年12月） ⑨富士見台三・四丁目環八南地区地区計画を策定（令和5年6月） ⑩春日町六丁目地区地区計画の変更（令和5年8月） ⑪高野台一丁目地区地区計画の変更（令和5年10月）
みどりと水	<ul style="list-style-type: none"> ⑫高松みらいのはたけが開園（令和5年3月） ⑬都立練馬城址公園が開園（令和5年5月） ⑭南高松の森緑地が開園（令和7年4月）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ⑮高松一・二・三丁目地区を「農の風景育成地区」に指定（平成27年6月） ⑯「美術のまち構想」を策定（令和7年3月）

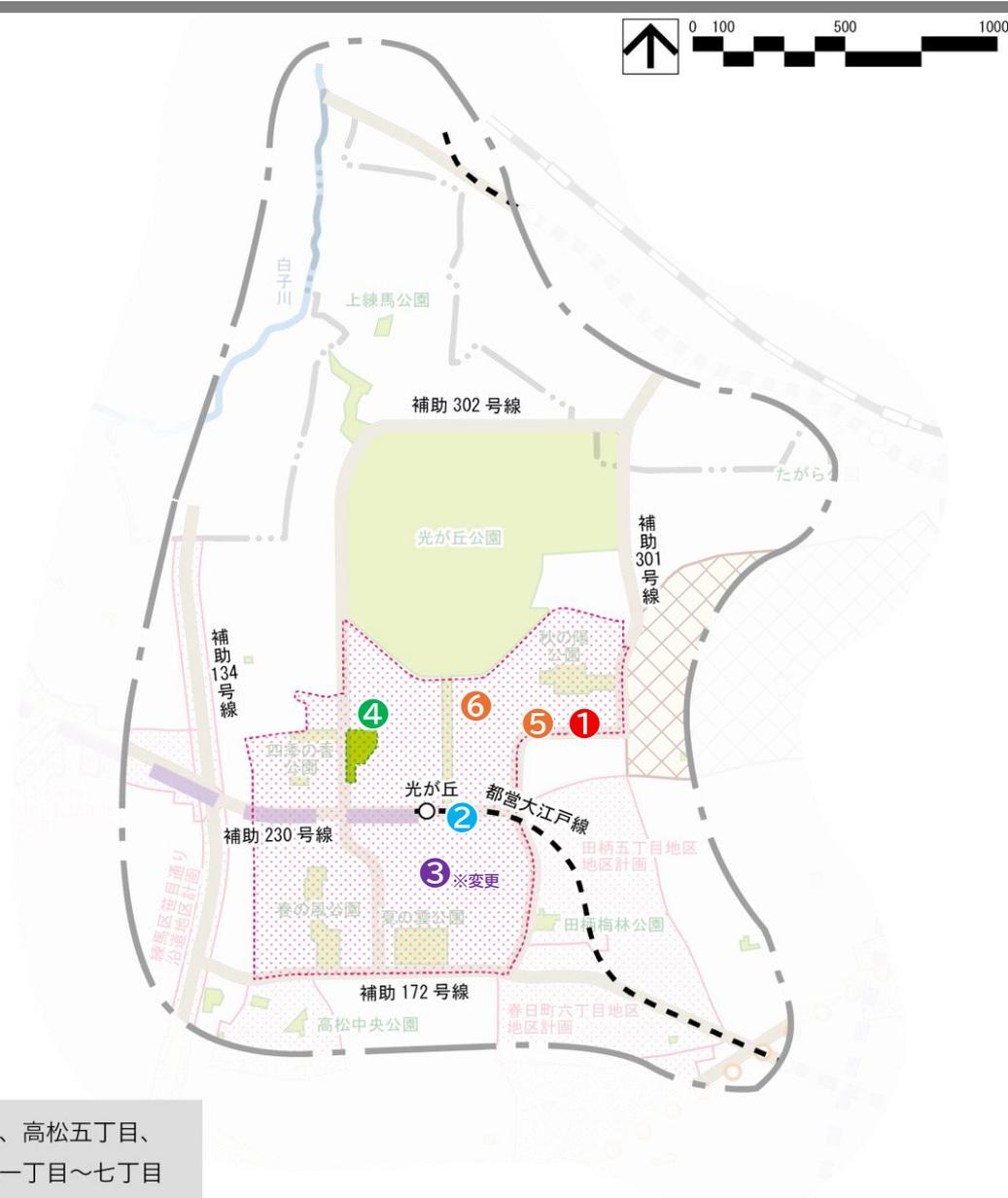


高松みらいのはたけ



美術のまち構想

4. 第4地域



○対象町名

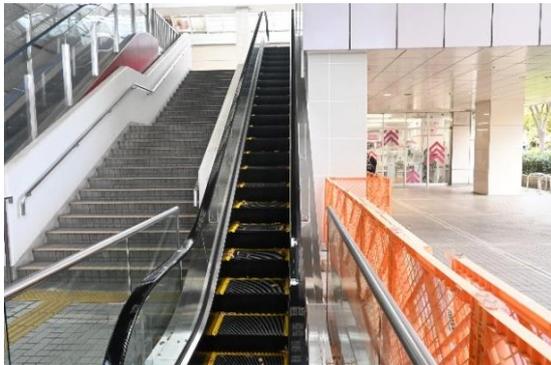
旭町一丁目～三丁目、高松五丁目、
田柄五丁目、光が丘一丁目～七丁目

○凡例

【鉄道】	【みどりと水】	【その他】
連続立体交差化（完了）	都市計画公園・緑地（開設済）	鉄道
連続立体交差化（事業中）	都市計画公園・緑地（計画）	地下鉄
鉄道立体化の検討対象区間※1	緑道	地域境界
大江戸線延伸（A2路線）※2	特別緑地保全地区	練馬区境界
大江戸線延伸（B路線）※2	農の風景育成地区	
エイトライナー（B路線）※2	主な河川	
※1 踏切対策基本方針（平成16年東京都）での位置づけ		
※2 運輸政策審議会答申第18号（平成12年）での位置づけ		
【まちづくり】	【道路】	
重点地区まちづくり計画区域	都市計画道路（施行済）	凡例の濃淡については、練馬区都市計画マスタープラン改定（平成27年度）以降で進捗があったものを濃い色で示しています。 例：都市計画公園・緑地（開設済） 平成26年度以前に開設した範囲 平成27年度以降に開設した範囲
地区計画・沿道地区計画	都市計画道路（事業中）	
防災まちづくり事業実施地区（密集事業実施地区/防災まちづくり推進地区）	都市計画道路（計画線）	
新たな防火規制区域		

第4地域におけるまちづくりの進捗

安全・安心のまち	①「地域コジェネレーションシステム」（練馬光が丘病院と光が丘秋の陽小学校との間）の運用開始（令和4年10月）
鉄道、道路などの インフラの整備	②光が丘駅周辺のバリアフリー化を推進（エスカレーター等の設置、光が丘駅と練馬光が丘病院を結ぶ経路の整備）
地区計画による まちづくり	③光が丘地区地区計画の変更（平成31年4月）
みどりと水	④四季の香ローズガーデンがオープン（平成28年5月）
その他	⑤練馬光が丘病院が開院（令和4年10月） ⑥光が丘医療福祉プラザが開設（令和7年4月）



光が丘駅エスカレーター設置



四季の香ローズガーデン

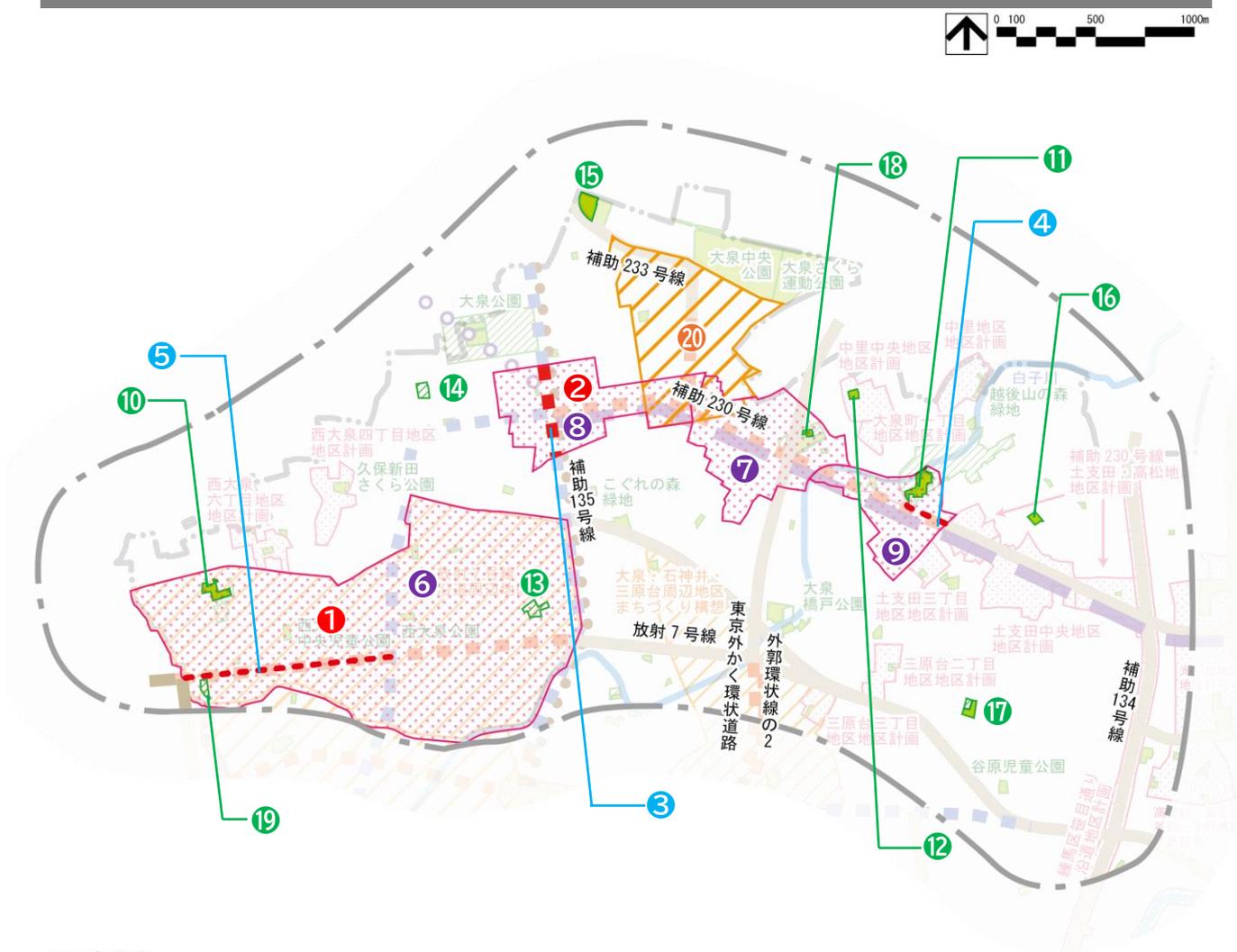


練馬光が丘病院



光が丘医療福祉プラザ

5. 第5地域



○対象町名

大泉町一丁目～五丁目、大泉学園町一丁目～九丁目、
高松六丁目、土支田一丁目～四丁目、西大泉二丁目～六丁目、
西大泉町、三原台二丁目、谷原二丁目～六丁目

○凡例

【鉄道】	【みどりと水】	【その他】
連続立体交差化（完了）	都市計画公園・緑地（開設済）	鉄道
連続立体交差化（事業中）	都市計画公園・緑地（計画）	地下鉄
鉄道立体化の検討対象区間※1	緑道	地域境界
大江戸線延伸（A2路線）※2	特別緑地保全地区	練馬区境界
大江戸線延伸（B路線）※2	農の風景育成地区	
エイトライナー（B路線）※2	主な河川	
※1 踏切対策基本方針（平成16年東京都）での位置づけ		
※2 運輸政策審議会答申第18号（平成12年）での位置づけ		
【まちづくり】	【道路】	
重点地区まちづくり計画区域	都市計画道路（施行済）	凡例の濃淡については、練馬区都市計画マスタープラン改定（平成27年度）以降で進捗があったものを濃い色で示しています。 例：都市計画公園・緑地（開設済） 平成27年度以降に開設した範囲 平成26年度以前に開設した範囲
地区計画・沿道地区計画	都市計画道路（事業中）	
防災まちづくり事業実施地区（密集事業実施地区/防災まちづくり推進地区）	都市計画道路（計画線）	
新たな防火規制区域	平面部暫定開通区間	

第5地域におけるまちづくりの進捗

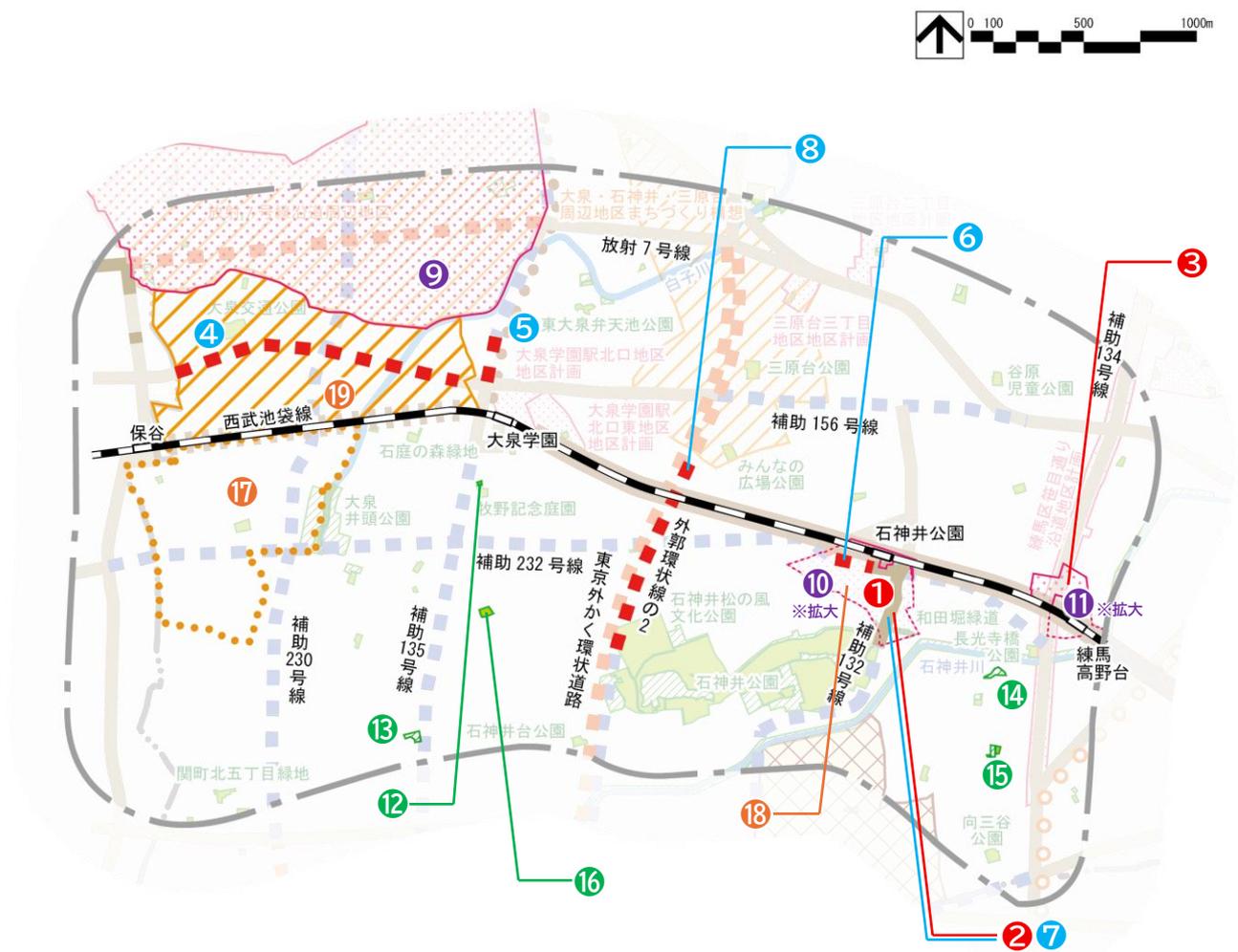
安全・安心のまち	<ul style="list-style-type: none"> ①放射7号線沿道地域の一部を防火地域に指定 ②補助230号線沿道地域の一部を防火地域に指定
鉄道、道路などの インフラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ③補助135号線（補助230号線交差部）の事業着手（令和2年7月） ④補助230号線（土支田通り交差部から別荘橋通り交差部の約200mの区間）が交通開放（令和3年3月） ⑤放射7号線（西大泉二丁目から西大泉五丁目の約1.0km（西側区間）の区間）が暫定交通開放（令和7年2月）
地区計画による まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ⑥放射7号線西大泉・大泉学園町地区地区計画を策定（平成28年3月） ⑦補助230号線大泉町三丁目地区地区計画を策定（平成28年10月） ⑧補助230号線大泉学園町地区地区計画を策定（令和4年1月） ⑨補助230号線大泉町二丁目地区地区計画を策定（令和5年6月）
みどりと水	<ul style="list-style-type: none"> ⑩西大泉こさくっぱら緑地が開園（平成28年4月） ⑪清水山の森が開園（平成29年3月） ⑫中里郷土の森緑地が開園（平成29年3月） ⑬西本村の森緑地を都市計画緑地に追加（平成31年4月） ⑭大泉学園町六丁目公園を都市計画公園に追加（平成31年4月） ⑮大泉学園町希望が丘公園が全面開園（令和3年9月） ⑯土支田二丁目区民農園が開園（令和4年3月） ⑰北原公園が拡張（令和6年4月） ⑱大泉町もみじやま公園が拡張（令和6年4月） ⑲新井の森緑地を都市計画緑地に追加（令和6年12月）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ⑳補助233号線沿道地区重点地区まちづくり計画を策定（令和5年4月）



放射7号線の整備状況

出典：東京都第四建設事務所「都市計画道路 放射第7号線（大泉）」パンフレットを一部加工
※赤線は計画線を示しています。

6. 第6地域



○対象町名

大泉町六丁目、下石神井三丁目、石神井台一丁目・三丁目・六丁目、
石神井町一丁目～八丁目、高野台三丁目～五丁目、西大泉一丁目、
東大泉一丁目～七丁目、南大泉一丁目～六丁目、
南田中四丁目・五丁目、三原台一丁目・三丁目

○凡例

【鉄道】	【みどりと水】	【その他】
連続立体交差化（完了）	都市計画公園・緑地（開設済）	鉄道
連続立体交差化（事業中）	都市計画公園・緑地（計画）	地下鉄
鉄道立体化の検討対象区間※1	緑道	地域境界
大江戸線延伸（A2路線）※2	特別緑地保全地区	練馬区境界
大江戸線延伸（B路線）※2	農の風景育成地区	
エイトライナー（B路線）※2	主な河川	
※1 踏切対策基本方針（平成16年東京都）での位置づけ		
※2 運輸政策審議会答申第18号（平成12年）での位置づけ		
【まちづくり】	【道路】	
重点地区まちづくり計画区域	都市計画道路（施行済）	凡例の濃淡については、練馬区都市計画マスタープラン改定（平成27年度）以降で進捗があったものを濃い色で示しています。 例：都市計画公園・緑地（開設済） 平成27年度以降に開設した範囲 平成26年度以前に開設した範囲
地区計画・沿道地区計画	都市計画道路（事業中）	
防災まちづくり事業実施地区（密集事業実施地区／防災まちづくり推進地区）	都市計画道路（計画線）	
新たな防火規制区域		

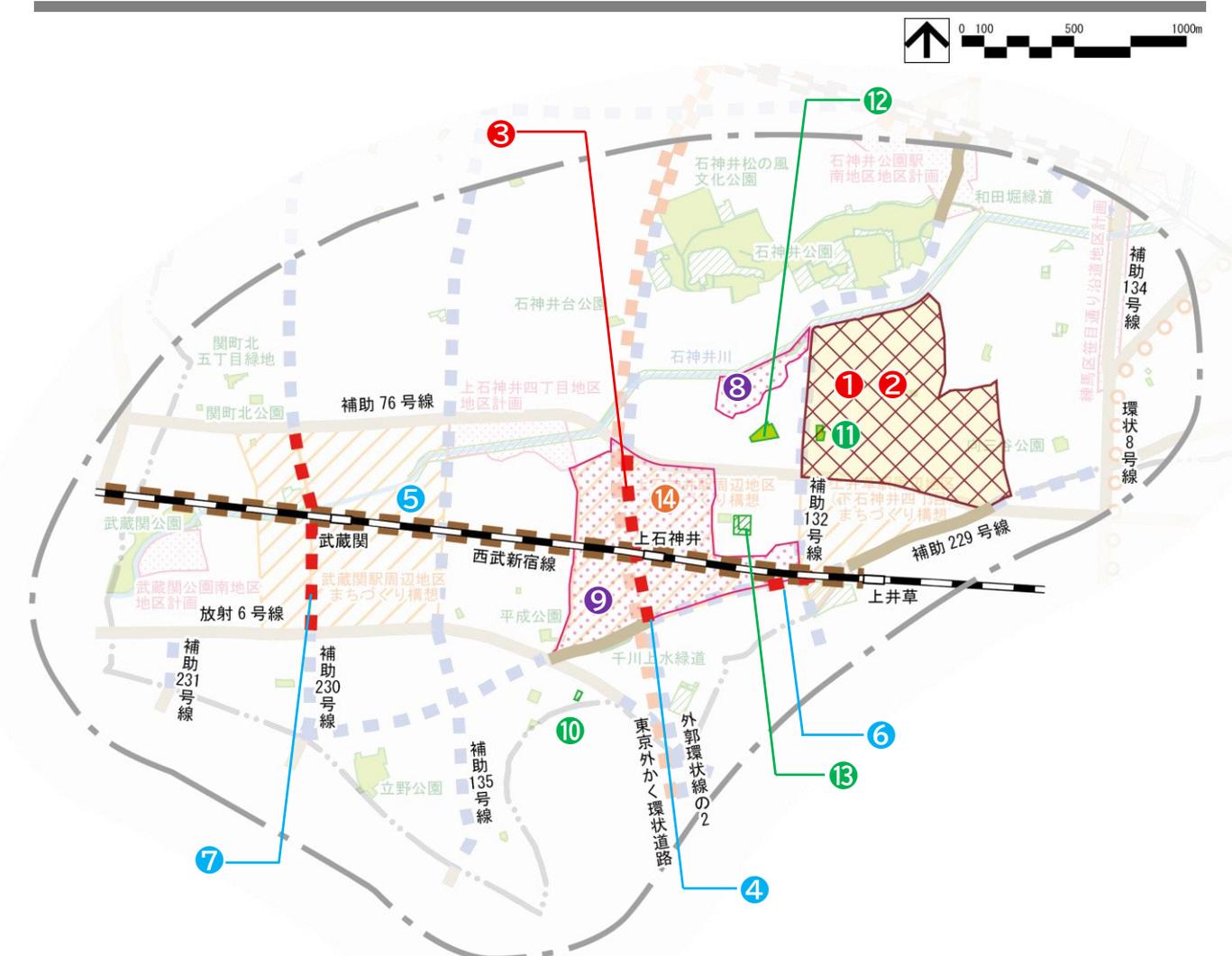
第6地域におけるまちづくりの進捗

安全・安心のまち	<ul style="list-style-type: none"> ①補助 132 号線沿道地域の一部を防火地域に指定 ②補助 132 号線（西武池袋線～石神井公園）の無電柱化（令和5年3月） ③「地域コジェネレーションシステム」（順天堂練馬病院と石神井東中学校との間）の運用開始（令和3年3月）
鉄道、道路などの インフラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ④補助 156 号線（東大泉四丁目～西大泉一丁目）の事業着手（令和3年4月～） ⑤補助 135 号線（補助 156 号線交差点）の事業着手（令和3年5月～） ⑥補助 232 号線（再開発事業区域～富士街道）の事業着手（令和4年10月～） ⑦補助 132 号線（西武池袋線～石神井公園）の整備完了（令和5年3月） ⑧外郭環状線の2（富士街道～前原交差点）の事業着手（令和6年2月～）
地区計画による まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ⑨放射7号線西大泉・大泉学園町地区地区計画を策定（平成28年3月） ⑩石神井公園駅南地区地区計画の変更（令和2年12月） ⑪高野台一丁目地区地区計画の変更（令和5年10月）
みどりと水	<ul style="list-style-type: none"> ⑫牧野記念庭園が全面開園（平成29年3月） ⑬松山の森緑地を都市計画緑地に追加（令和5年8月） ⑭南田中の森緑地を都市計画緑地に追加（令和6年3月） ⑮おくらやまの森緑地を都市計画緑地に追加（令和6年12月） ⑯石泉けやき緑地が開園（令和7年4月）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ⑰南大泉三・四丁目地区を「農の風景育成地区」に指定（令和元年12月） ⑱石神井公園駅南口西地区第一種市街地再開発事業（令和4年9月～） ⑲補助 156 号線沿道周辺地区重点地区まちづくり計画を策定（令和5年11月）



補助 132 号線の整備（自転車レーン設置および無電柱化実施）

7. 第7地域



○対象町名

上石神井一丁目～四丁目、上石神井南町、下石神井一丁目・二丁目・四丁目～六丁目、石神井台二丁目・四丁目・五丁目・七丁目・八丁目、関町東一丁目・二丁目、関町北一丁目～五丁目、関町南一丁目～四丁目、立野町

○凡例

【鉄道】	【みどりと水】	【その他】
連続立体交差化（完了）	都市計画公園・緑地（開設済）	鉄道
連続立体交差化（事業中）	都市計画公園・緑地（計画）	地下鉄
鉄道立体化の検討対象区間※1	緑道	地域境界
大江戸線延伸（A2路線）※2	特別緑地保全地区	練馬区境界
大江戸線延伸（B路線）※2	農の風景育成地区	
エイトライナー（B路線）※2	主な河川	
※1 踏切対策基本方針（平成16年東京都）での位置づけ		
※2 運輸政策審議会答申第18号（平成12年）での位置づけ		
【まちづくり】	【道路】	
重点地区まちづくり計画区域	都市計画道路（施行済）	凡例の濃淡については、練馬区都市計画マスタープラン改定（平成27年度）以降で進捗があったものを濃い色で示しています。
地区計画・沿道地区計画	都市計画道路（事業中）	
防災まちづくり事業実施地区（密集事業実施地区／防災まちづくり推進地区）	都市計画道路（計画線）	例：都市計画公園・緑地（開設済）
新たな防火規制区域		平成27年度以降に開設した範囲 平成26年度以前に開設した範囲

第7地域におけるまちづくりの進捗

安全・安心のまち	<ul style="list-style-type: none"> ① 下石神井地区において防災まちづくり事業を実施（令和2年度～） ② 下石神井地区を新たな防火規制区域に指定（令和4年7月） ③ 外郭環状線の2沿道の一部を防火地域に指定
鉄道、道路などのインフラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ④ 外郭環状線の2（上石神井駅周辺）の事業着手（平成30年12月～） ⑤ 西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業および関連事業の着手（令和6年3月～） ⑥ 補助229号線（西武新宿線交差部）の事業着手（令和6年3月～） ⑦ 補助230号線（青梅街道～新青梅街道間）の事業着手（令和6年3月～）
地区計画によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 石神井公園団地地区地区計画を策定（平成30年8月） ⑨ 上石神井駅周辺地区地区計画を策定（令和6年3月）
みどりと水	<ul style="list-style-type: none"> ⑩ 関町南二丁目公園を都市計画公園に追加（平成30年11月） ⑪ こまどり公園が開園（平成31年4月） ⑫ 上石神井こもれび公園が開園（令和2年4月） ⑬ 上石神井二丁目農業公園を都市計画公園に追加（令和3年4月）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ⑭ 「上石神井駅周辺地区まちづくり構想」を改定（令和3年6月）



にぎわいのある交通広場（イメージ）



上石神井こもれび公園（上石神井三丁目公園）

第4章 これからのまちづくりに向けた視点

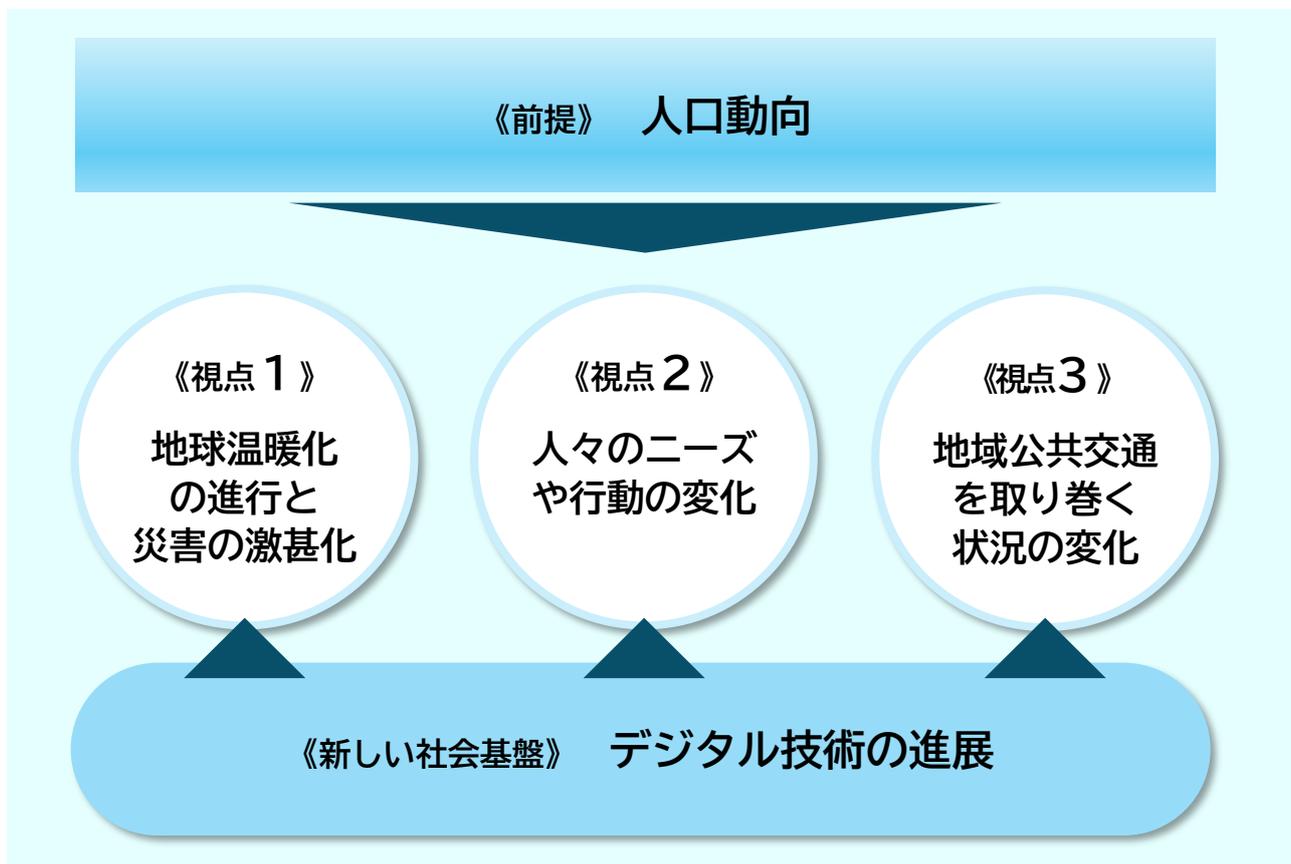
第1章から第3章にわたって、都市計画マスタープランに記載のある各施策・取組の現状と進捗を分析し、達成状況を示しました。

本章では、社会潮流を踏まえた新たな視点を提示することに加え、区民の皆さまをはじめ、有識者など区の外部の方々が実際に感じているまちの変化や、それに対する評価・意向等を把握します。これらの多様な視点や評価等を整理・分析することによって、これからのまちづくりの方向性を示すための基礎となる、より本質的なまちづくりの到達点を明らかにします。

1. 社会潮流を踏まえた新たな視点

都市を取り巻く状況はこれまで以上に大きく変化しており、さらにコロナ禍を経て、都市に住む私たちの価値観も一層多様化しています。これからのまちづくりは、従来型のインフラ整備や都市計画にとどまらず、刻々と変化する社会情勢を踏まえた新しい潮流にも目を配りながら進めていく必要があります。

こうした問題意識をもとに、まちづくりを考える際の前提となる、基本的かつ重要な要素である人口の動向を確認します。そのうえで、特にその影響を考慮すべき3つの視点と新しい社会基盤を取り上げ、近年の主な課題や動向を踏まえ、これからのまちづくりの方向性を整理します。



【前提】人口動向

人口の動向は、まちづくりを考えるうえで、基本的かつ重要な要素です。

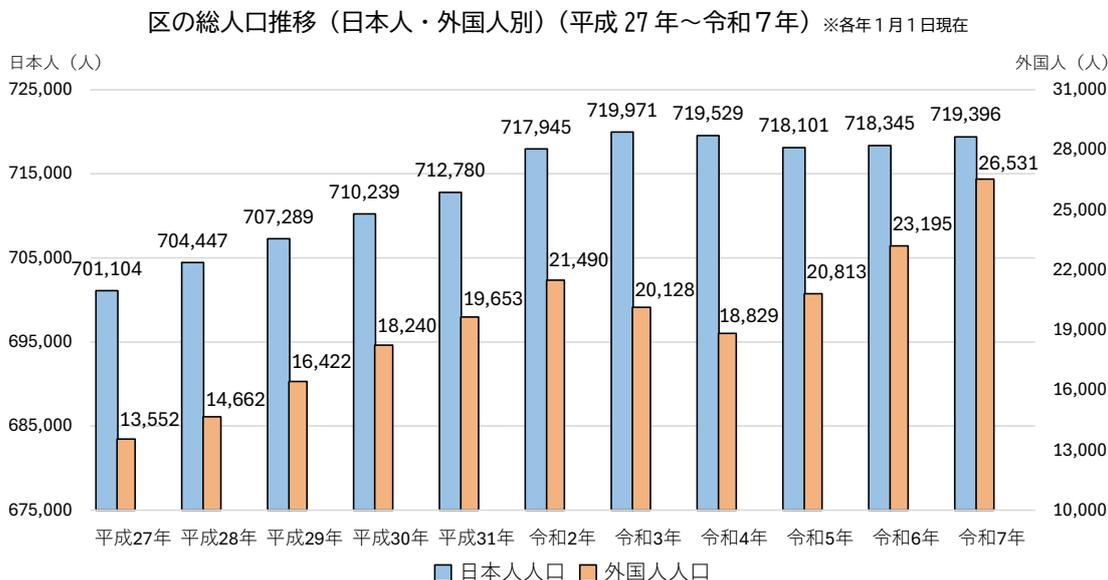
区の人口については、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」（令和6年3月策定）の巻末資料において、詳しく分析していますが、まちづくりに影響があると思われるデータを中心に改めて整理します。

(1) 人口の推移

- 区の総人口は増加傾向にあります。令和3年はコロナ禍で減少しましたが、翌年以降は再び増加に転じています。
- 総人口を4つの年齢区分の構成比で見ると、後期高齢者人口（75歳～）比率が上昇している一方、年少人口（0～14歳）比率は一貫して低下しており、少子高齢化が確実に進んでいます。
- 外国人人口は、東日本大震災の影響により一時的に減少しましたが、その後増加傾向が続き、平成27年以降は1,000人を超える増加が続きました。令和2・3年はコロナ禍で減少しましたが、令和4年以降は再び増加に転じています。また、令和3年以降減少していた日本人人口は、令和5年に増加に転じています。



出典：練馬区「住民基本台帳人口」より作成



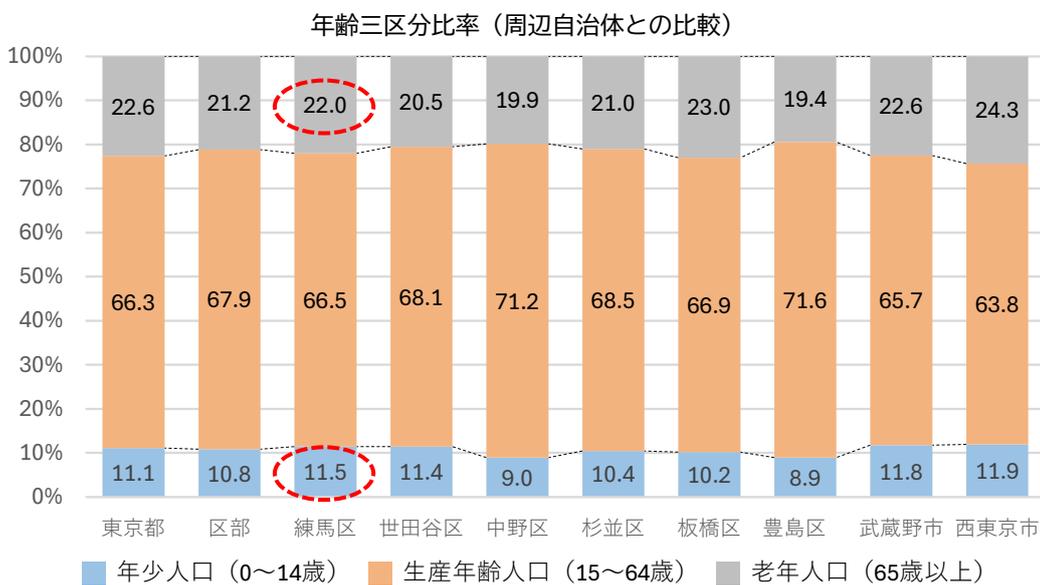
出典：練馬区「住民基本台帳人口」より作成

(2) 人口増減の要因

- 自然動態（出生・死亡）の状況としては、出生数は6,000人前後で推移してきましたが、平成28年頃から減少傾向にあります。一方、死亡数は年々増加しています。平成29年に初めて自然減に転じ、その後減少幅が拡大しています。
- 社会動態（転入・転出）の状況としては、平成25年以降、転入超過が続いています。コロナ禍の影響により、令和2～4年は転入者の増加が鈍化しましたが、令和5年にはコロナ禍前の水準まで回復しました。

(3) 練馬区の人口の特徴

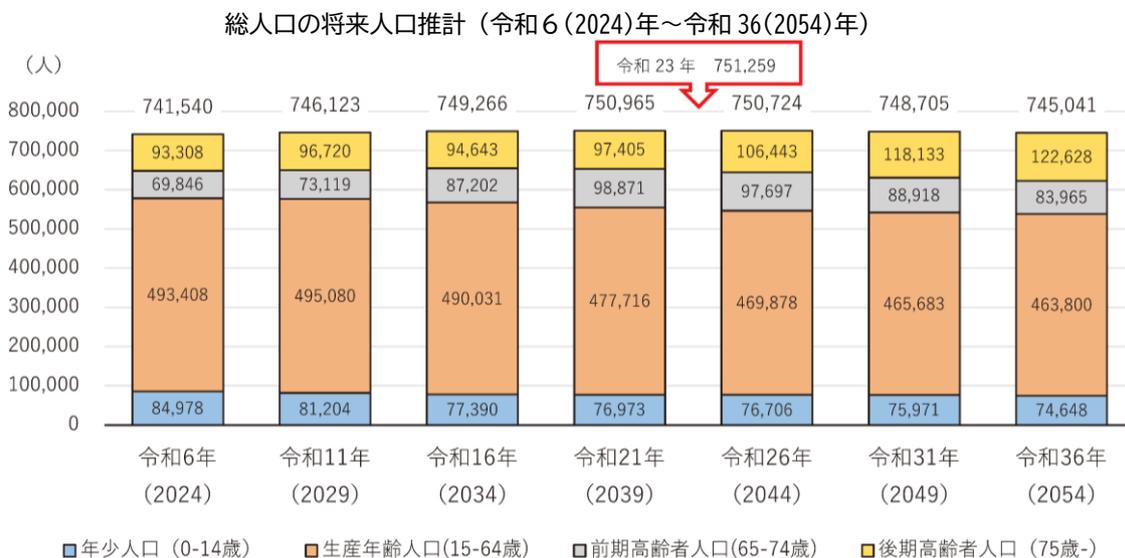
- 練馬区と周辺自治体の人口を年齢三区分別の構成比率で比較してみると、年少人口比率と高齢者人口比率が区部平均より若干高くなっています。
- 総世帯に占める「15歳未満世帯員のいる世帯」の比率は比較的高い値となっており、練馬区は子育て世帯の多い自治体と言えます。



出典：東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（令和6年1月）」より作成

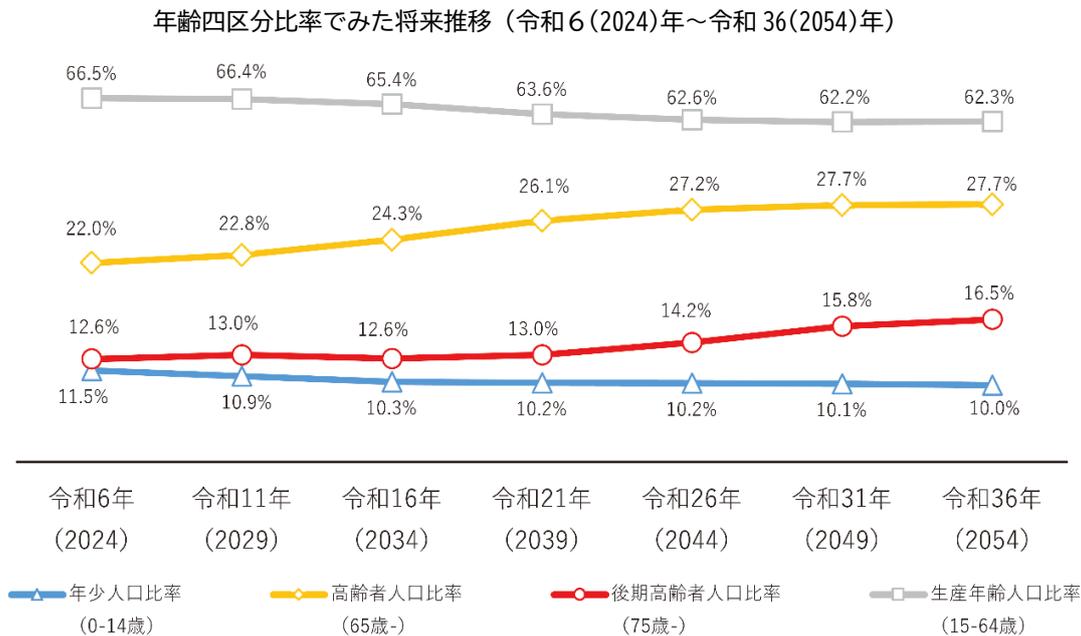
(4) 区の将来人口推計

- 区の総人口は、約15年後の令和23年に約75.1万人に達し、その後、減少に転じる見込みです。



出典：練馬区「第3次みどりの風吹くまちビジョン」を一部加工

- 人口推計を4つの年齢区分の構成比で見ると、年少人口比率、生産年齢人口比率が減少し、高齢者人口比率、後期高齢者人口比率が上昇する見込みであることが分かります。



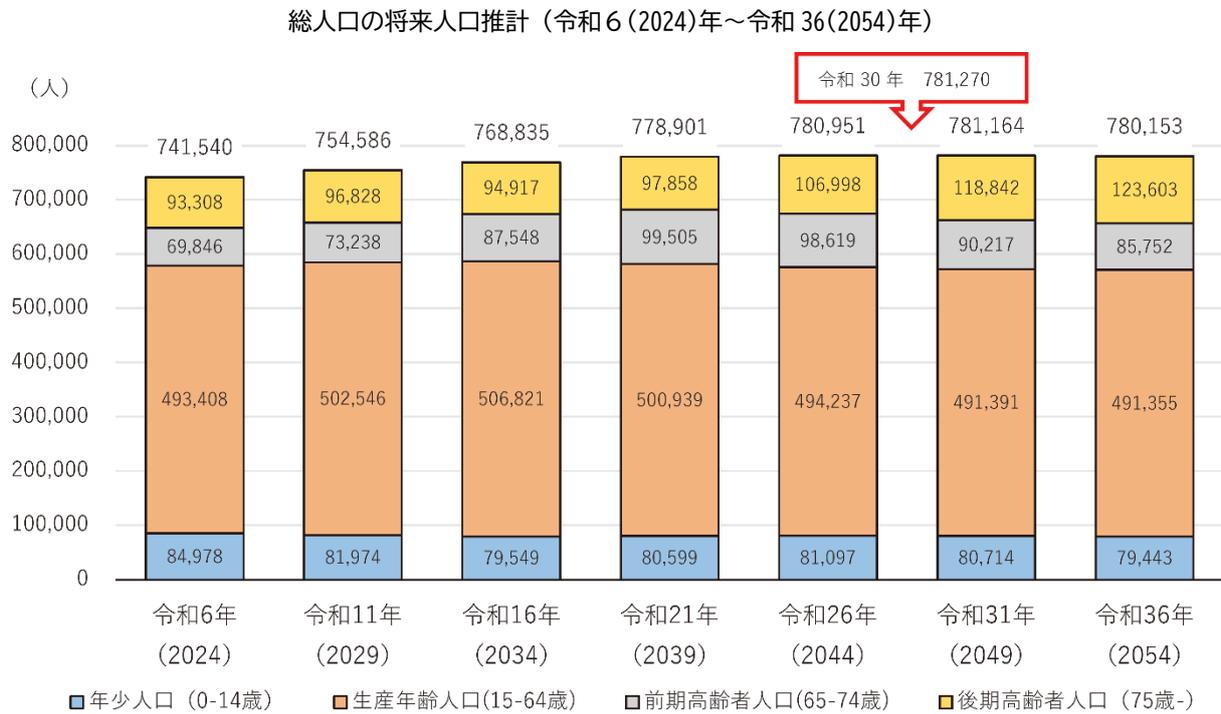
出典：練馬区「第3次みどりの風吹くまちビジョン」を一部加工

- 日本人の人口は、令和9年をピークに約71.9万人に達し、その後、減少に転じる見込みです。
- 外国人の人口は、約30年後の令和36年に約6.2万人に達し、その後も増加していくことが予測されます。
- 総人口は、令和9年から減少が見込まれる日本人人口を、外国人人口が補う形で令和23年まで増加を続け、その後は緩やかに減少していくことが予測されます。



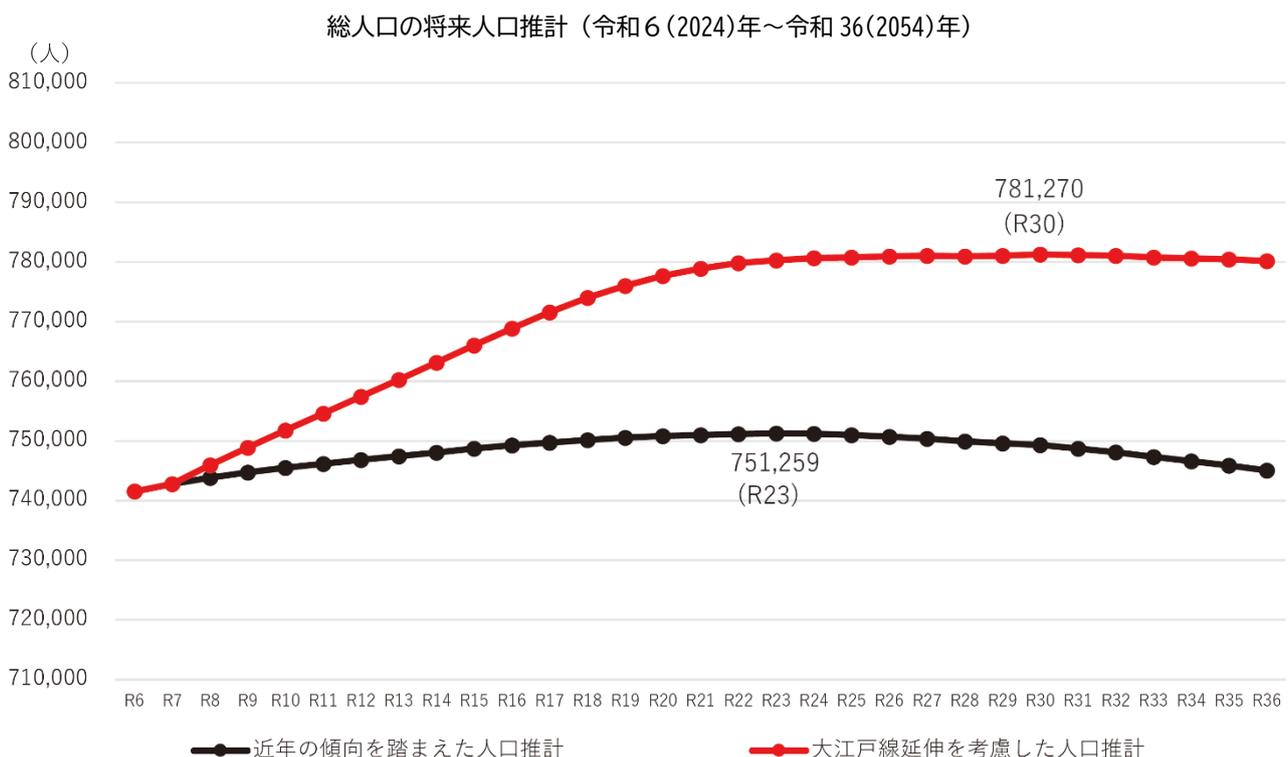
出典：練馬区「第3次みどりの風吹くまちビジョン」を一部加工

- 大江戸線延伸を考慮した人口推計では、区の総人口が令和 30 年に約 78.1 万人に達し、その後、減少に転じる見込みです。



出典：練馬区「第3次みどりの風吹くまちビジョン」を一部加工

- 近年の傾向を踏まえた人口推計では、令和 23 年をピークに約 75.1 万人に達すると予測されます。一方、大江戸線延伸を考慮した人口推計では、令和 30 年をピークに約 78.1 万人に達すると予測され、その差は約 3 万人となっています。



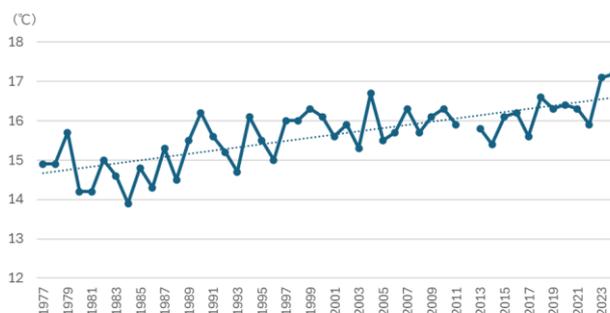
出典：練馬区「第3次みどりの風吹くまちビジョン」

【視点1】地球温暖化の進行と災害の激甚化

近年の主な課題や動向

地球温暖化の影響により、東京では100年あたりの平均気温が約2.6℃上昇していると推定されており、今後、猛暑や豪雨などの気象の変化による影響がより顕在化する可能性が指摘されています。特に夏季における猛暑日や熱帯夜の日数は増加傾向が続いており、それに伴って熱中症などの健康被害リスクも高まっています。なかでも、アスファルトやコンクリートに覆われた都市部では、ヒートアイランド現象の影響が大きく、高温化が一層進みやすい状況にあります。

平均気温の推移（観測所：練馬）



※観測場所移動等の影響により、2012年の平均気温は算出されていない。
出典：気象庁

都市型災害（水害）



出典：練馬区総合治水計画（令和3年3月）

気候変動の影響により、雨の降り方にも変化が見られ、台風や集中豪雨の頻発化・激甚化に伴う人的・物的被害など、気象災害リスクの高まりが懸念されています。特に都市部では、道路冠水や下水道の逆流といった都市型災害への対策が一層求められています。

また、近年の道路陥没等を通じて顕在化しているインフラの老朽化への対応も必要です。

都においては首都直下地震の発生が懸念されており、特に人口密度の高い区部では、地震発生時には被害が集中する可能性があります。

練馬区では、今後高齢者人口の増加に加え、外国人住民の増加も見込まれるため、災害時における要配慮者・要援護者に対するきめ細かな支援体制の充実が急務となっています。

地震災害



出典：神戸市

これからのまちづくりの方向性

温暖化そのものを抑える対策と、起こり得る影響に対する対策の両面を強化

- 従来対策と合わせて、地球温暖化そのものの原因となる温室効果ガスの排出を削減する取組が、より一層求められています。
- 一方で、すでに発生している気候変動の影響に対処し、被害を発生させない、または最小限に抑えるための取組、さらには災害発生時を想定したまちづくりが重要です。また、インフラの適切なメンテナンスを含む整備・維持管理の推進も欠かせません。これらの対策をバランスよく総合的に進めることが求められています。

【視点2】人々のニーズや行動の変化

近年の主な課題や動向

高齢化の進展により、地域や自宅周辺を生活圏とする人が増える可能性が指摘されています。加えて、コロナ禍を契機としたテレワークの普及により、在宅勤務や自宅近隣での就労が一定程度定着しています。

区外への通勤者が多い住宅都市である練馬区においても、こうした動向を背景に、自宅周辺のカフェやワーキングスペース等を利用する機会が増えていると考えられます。

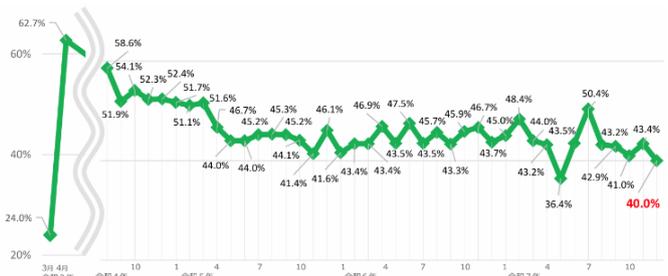
駅前空間の利活用イメージ



出典：練馬区 グランドデザイン構想（平成 30 年 6 月）

練馬区の住みやすさに関する調査では、「みどりが豊かで環境がよい」との評価が、例年上位に挙げられています。みどりの保全と創出は、区の魅力を高めるとともに、まちづくりにおける環境負荷を低減する観点からも重要です。

都内企業（従業員 30 人以上）のテレワーク実施率



出典：東京都産業労働局「テレワーク実施率調査結果」（令和 7 年 3 月）

区はこれまで、鉄道や道路などの都市インフラの整備や、地域生活を支える駅周辺のまちづくりなど、主に都市の機能や利便性の向上を重視したまちづくりを進めてきました。

近年、社会の変化や新たなニーズに対応するため、駅周辺や道路空間の多様な利活用事例や、快適性を向上させるための新たな取組も生まれており、こうした動向を踏まえたまちづくりを進めていく必要があります。

公園と商業施設の一体的な空間整備イメージ



出典：国土交通省「グリーンインフラ実践ガイド」（令和 5 年 10 月）を一部加工

これからのまちづくりの方向性

誰もが快適に過ごせる持続可能な都市空間の実現

- 高齢者や障害者を含むすべての人にとって、安全で歩きやすい歩行空間の整備に加え、駅周辺や道路、公園などの公共空間をリメイク（再整備）し、利活用を促進することで、人々が憩いやすらぎ、交流できるスペースの創出が求められています。
- 今後、都市インフラを整備するにあたっては、環境へ配慮しつつ、心地よく過ごせる空間づくりの視点が不可欠です。みどりや自然を身近に感じられる快適な公共空間の整備など、持続可能なまちづくりの実現が期待されています。

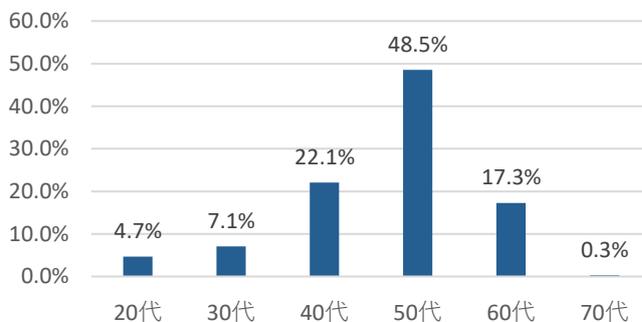
【視点3】 地域公共交通を取り巻く状況の変化

近年の主な課題や動向

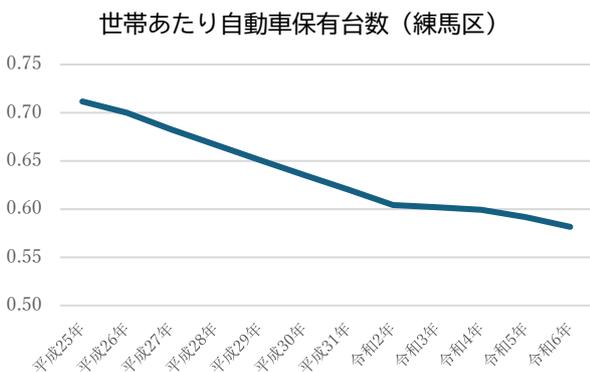
区の公共交通のネットワークは、鉄道、バス、タクシーを中心に構成されており、概ね充実していると言えますが、改善が必要な、いわゆる「公共交通空白地域」が残存しています。

また、公共交通の担い手不足や高齢化が深刻化しています。さらに、人件費や燃料費が高騰しており、コロナ禍を経て人々の移動パターンにも変化が表れるなど、公共交通をめぐる社会経済状況は一層厳しさを増しています。

練馬区内バス営業所における運転手の年齢構成 (令和6年4月1日時点)



出典：バス事業者提供資料を基に作成



区の統計情報を基に作成

パーソナルな移動手段のうち、自家用車の保有状況について見ると、区内1世帯当たりの保有台数は約0.6台と低く、減少傾向にあります。

一方で、カーシェアリングやシェアサイクルの活用は進んでいますが、高齢化の進展に伴い、これらの手段のみでは移動の確保が難しい状況が生じることが懸念されています。

このため、移動手段のさらなる充実が課題となっています。

近年、移動の利便性（モビリティ）を向上させるための技術が著しく進展しています。区でも、持続可能な地域公共交通の再構築に向けて、「地域公共交通計画」の策定に取り組んでいます。これに先立って、新たな交通手段の実効性を検証するため、令和6年度からデマンドタクシーの実証実験を実施しています。

デマンド実証実験（練馬区）



これからのまちづくりの方向性

誰もが移動しやすい、利便性と快適性を兼ね備えた、持続可能な交通の構築

- デマンド交通、マイクロモビリティ、シェアリングサービスなどの利用を促進し、鉄道や路線バスを含め、地域や利用者の特性に応じた多様な移動手段を確保する必要があります。
- 多様な交通手段が駅や地域の拠点等で相互につながり、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した、安全でシームレスな移動・乗り継ぎが可能な環境の整備が求められています。

【新しい社会基盤】 デジタル技術の進展

新型コロナウイルス感染症への対応を通して、行政のデジタル化の遅れが浮き彫りになりました。社会全体でデジタル技術やサービスが急速に進展する中、まちづくりにおいても新しい技術を積極的に活用することを、いわば「新たな前提」として捉える必要があります。

(1) 社会全体が進むデジタル技術活用の動き

- 都市空間をつなぐ公共交通や物流の分野では、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展が課題解決の重要な手段となっています。公共交通では、自動運転バスの実証実験が各地で進められており、地域交通の維持や運転手など担い手不足への対策として期待が高まっています。物流の分野でも、コスト削減や人手不足の解消に向けて、自動運転トラックの開発・導入が進められています。
- 道路や橋梁などインフラの維持管理においても、全国でIoTセンサー（モノのインターネット）を用いた常時監視が普及し、異常の早期発見と迅速な対応につながる体制づくりが進められています。
- 都市再編や公共空間の利活用を検討する際には、全国的に3D都市モデルを活用した可視化やシミュレーションが広がっています。歩行者の動きやにぎわい、日影や眺望などを事前にわかりやすく示すことができ、計画検討の精度向上につながることを期待されています。



出典：京王電鉄バスグループホームページ



出典：国土交通省ホームページ
「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現会議」

(2) 区のまちづくりにおけるデジタル技術活用の方向性

- 「デジタルインフラ」という言葉が定着していることが示すとおり、デジタル技術を都市基盤に不可欠な要素として位置付け、整備を進める必要があります。従来のハードやソフトといった分野にとらわれない、横断的な体制や取組が求められています。
- 新たなデジタル技術を地域課題の解決に資する支援ツールとして捉える視点が重要です。そのためには、地域の実情を踏まえて必要な施策を見極め、どの技術をどのように導入・活用するかを検討する必要があります。

2. アンケート結果から読み取る区民の意識

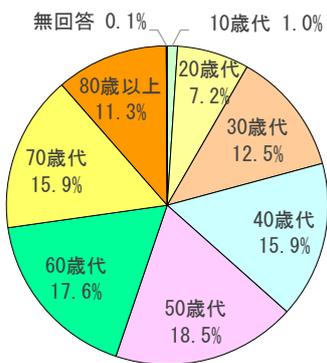
区のまちづくりの現状や取組について、区民の満足度や改善を希望する点、これからのまちづくりに対する意見を把握するため、区民アンケートを実施しました。

調査期間	方法	対象	設問内容
令和7年 6月23日～7月11日	調査票を郵送で配布し、回答は郵送またはインターネットにより実施	区内在住で満18歳以上の3,000人（無作為抽出） →回収数1,064票、回収率35.5%	・回答者の属性 ・まちづくりの方針に関連する質問（選択式および自由記入） ・まちづくりに関する要望（自由記入）

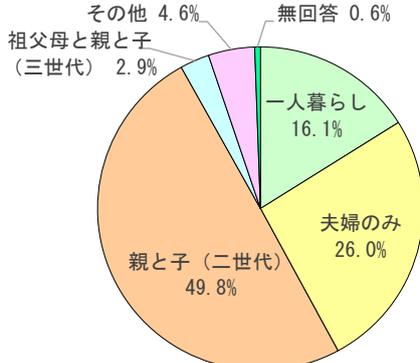
実施結果

■回答者の属性

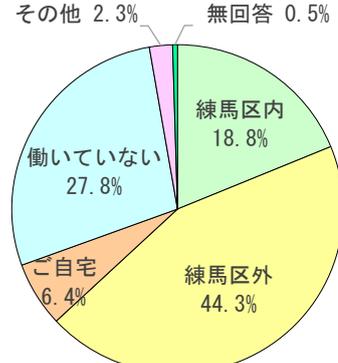
A. 年齢



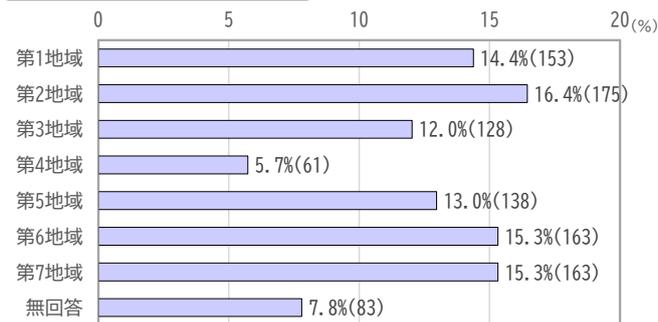
B. 家族構成



C. 通勤・通学先



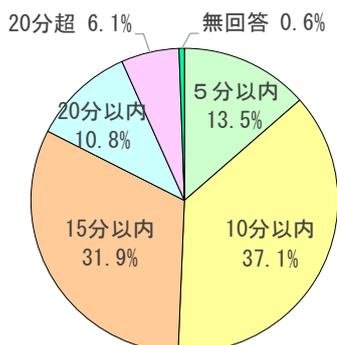
D. 居住地（地域区別）



E. 普段利用する駅



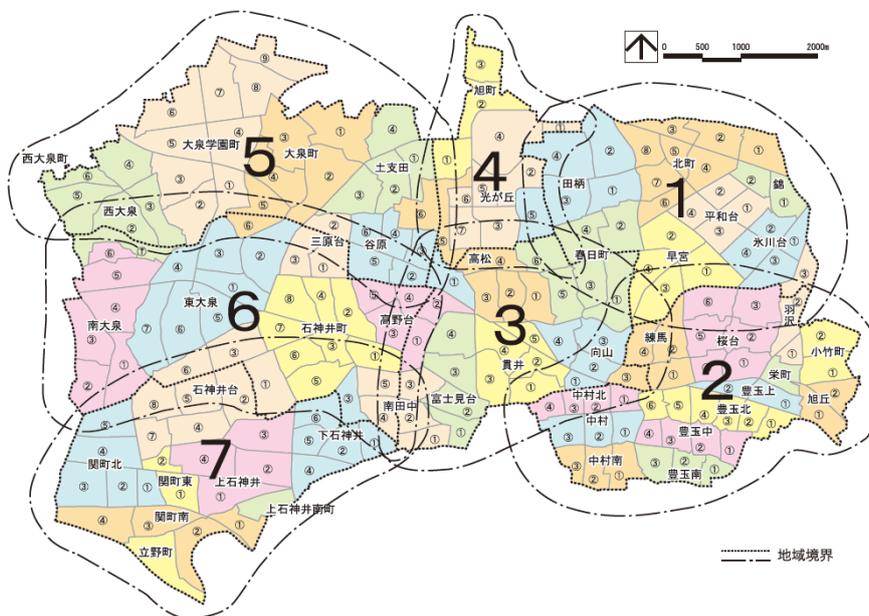
F. 普段利用する駅までの移動時間



※回答者割合は四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

●地域区分について

回答や意見の傾向分析にあたっては、第3章で示した7つの地域区分に基づき、回答者の居住地を以下の町丁目に分類しています。



第1地域	北町・平和台・氷川台・早宮など 春日町二丁目・四丁目、北町一丁目～八丁目、田柄一丁目～四丁目、錦一丁目・二丁目、羽沢三丁目、早宮一丁目～四丁目、氷川台一丁目～四丁目、平和台一丁目～四丁目
第2地域	練馬・桜台・小竹町・中村など 旭丘一丁目・二丁目、小竹町一丁目・二丁目、栄町、桜台一丁目～六丁目、豊玉上一丁目・二丁目、豊玉北一丁目～六丁目、豊玉中一丁目～四丁目、豊玉南一丁目～三丁目、中村一丁目～三丁目、中村北一丁目～四丁目、中村南一丁目～三丁目、練馬一丁目・二丁目・四丁目、羽沢一丁目・二丁目
第3地域	貫井・富士見台・高松など 春日町一丁目・三丁目・五丁目・六丁目、向山一丁目～四丁目、高野台一丁目・二丁目、高松一丁目～四丁目、貫井一丁目～五丁目、練馬三丁目、富士見台一丁目～四丁目、南田中一丁目～三丁目、谷原一丁目
第4地域	光が丘・旭町など 旭町一丁目～三丁目、高松五丁目、田柄五丁目、光が丘一丁目～七丁目
第5地域	西大泉・大泉学園町・大泉町・土支田など 大泉町一丁目～五丁目、大泉学園町一丁目～九丁目、高松六丁目、土支田一丁目～四丁目、西大泉二丁目～六丁目、西大泉町、三原台二丁目、谷原二丁目～六丁目
第6地域	石神井町・東大泉・南大泉など 大泉町六丁目、下石神井三丁目、石神井台一丁目・三丁目・六丁目、石神井町一丁目～八丁目、高野台三丁目～五丁目、西大泉一丁目、東大泉一丁目～七丁目、南大泉一丁目～六丁目、南田中四丁目・五丁目、三原台一丁目・三丁目
第7地域	上石神井・下石神井・石神井台・関町北・関町南など 上石神井一丁目～四丁目、上石神井南町、下石神井一丁目・二丁目・四丁目～六丁目、石神井台二丁目・四丁目・五丁目・七丁目・八丁目、関町東一丁目・二丁目、関町北一丁目～五丁目、関町南一丁目～四丁目、立野町

テーマ1. 移動しやすいまちづくりについて

意見の傾向

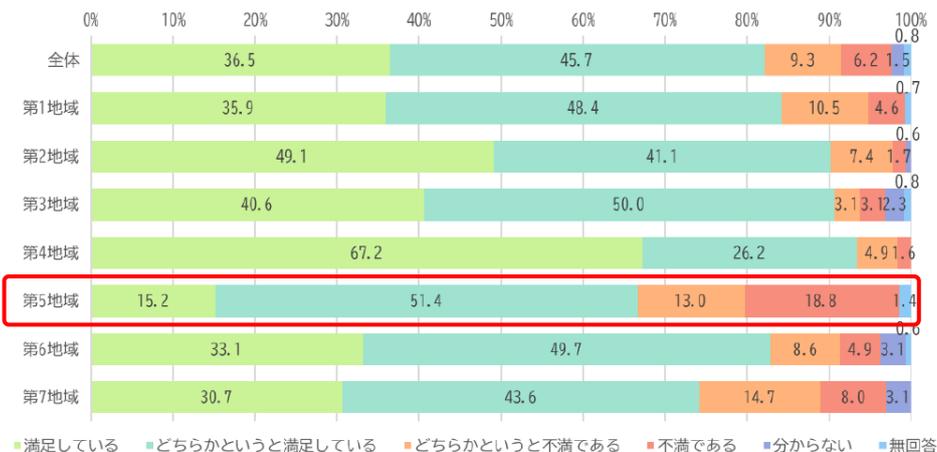
- ・移動しやすいの満足度を交通手段別で見ると鉄道、バス、自動車、自転車の順となっています。
- ・自動車や自転車の利用に関する満足度は40%未満にとどまっており、安全に移動できる環境の整備を求める声があります。

■お住まいの地域の鉄道の利用しやすさについて

地域区別にみると、第5地域（西大泉・大泉学園町・大泉町・土支田など）において満足度が最も低く、特に「満足している」と回答した割合は15.2%となっています。



地域区分別×満足度



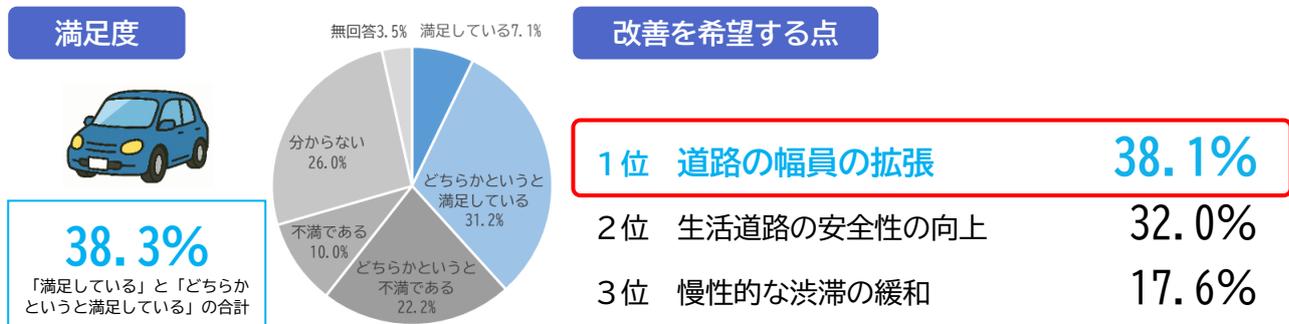
■お住まいの地域のバスの利用しやすさについて

バスの利用しやすさについての満足度は48.1%と、鉄道に比べて低くなっています。



■お住まいの地域の自動車の運転しやすさについて

「道路の幅員の拡張」の改善希望を地域区別にみると、第6地域（石神井町・東大泉・南大泉など）、第5地域（西大泉・大泉学園町・大泉町・土支田など）、第7地域（上石神井・下石神井・石神井台・関町北・関町南など）の順であり、区西側地域での割合が高くなっています。



地域区別×改善を希望する点

地域分類	件数	1 和渋滞 性的 的 緩な	2 更た老 新道朽 路化 のし	3 員道 の路 拡の 張幅	4 のの生 向安活 上全道 性路	5 充整駐 備車 ・場 拡の	6 整たが円 備なで滑 道なきに 路る交 の神通	7 その他	8 は望改 なす善 いるを 点希	無 回 答
全体	1,064	187	115	405	341	138	111	112	166	100
第1地域	153	26	15	48	49	21	9	14	32	13
第2地域	175	21	18	55	46	26	16	12	35	20
第3地域	128	21	16	44	44	9	12	15	22	13
第4地域	61	4	5	9	17	11	4	8	14	7
第5地域	138	33	16	63	48	19	15	20	14	9
第6地域	163	34	18	88	61	18	26	15	17	10
第7地域	163	38	22	72	60	23	22	19	24	11
割合	100.0	17.6	10.8	38.1	32.0	13.0	10.4	10.5	15.6	9.4
第1地域	100.0	17.0	9.8	31.4	32.0	13.7	5.9	9.2	20.9	8.5
第2地域	100.0	12.0	10.3	31.4	26.3	14.9	9.1	6.9	20.0	11.4
第3地域	100.0	16.4	12.5	34.4	34.4	7.0	9.4	11.7	17.2	10.2
第4地域	100.0	6.6	8.2	14.8	27.9	18.0	6.6	13.1	23.0	11.5
第5地域	100.0	23.9	11.6	45.7	34.8	13.8	10.9	14.5	10.1	6.5
第6地域	100.0	20.9	11.0	54.0	37.4	11.0	16.0	9.2	10.4	6.1
第7地域	100.0	23.3	13.5	44.2	36.8	14.1	13.5	11.7	14.7	6.7

上段は件数、下段は割合を示しています。また、割合が全体よりも5ポイント以上高いものを■、低いものを■で着色しています。

■お住まいの地域の自転車の利用しやすさについて

自転車の利用しやすさについての満足度は3割程度と低くなっており、改善を希望する点は「自転車レーンの確保」が半数以上の55.1%となっています。



■今後さらに鉄道、バス、自動車、自転車等による快適な移動環境を作っていくために、重要だと思うこと

- 1位 安全に移動ができること **68.8%**
- 2位 多様な交通手段が選べること **44.5%**
- 3位 乗り換えがスムーズにできること **33.6%**

テーマ2. 駅周辺のまちづくりについて

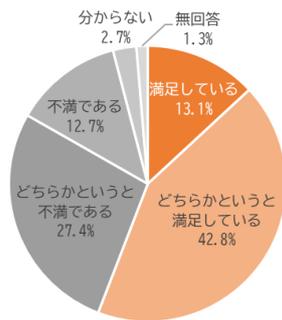
意見の傾向

- ・安全で快適に移動できる駅前広場や歩道空間など基盤整備をしたうえで、個性や特色ある商業施設を求める声があります。

■ 普段利用する駅の周辺にある商店街や商業施設について

地域区分別にみると、第4地域（光が丘・旭町など）の満足度が88.5%で最も高くなっています。

満足度



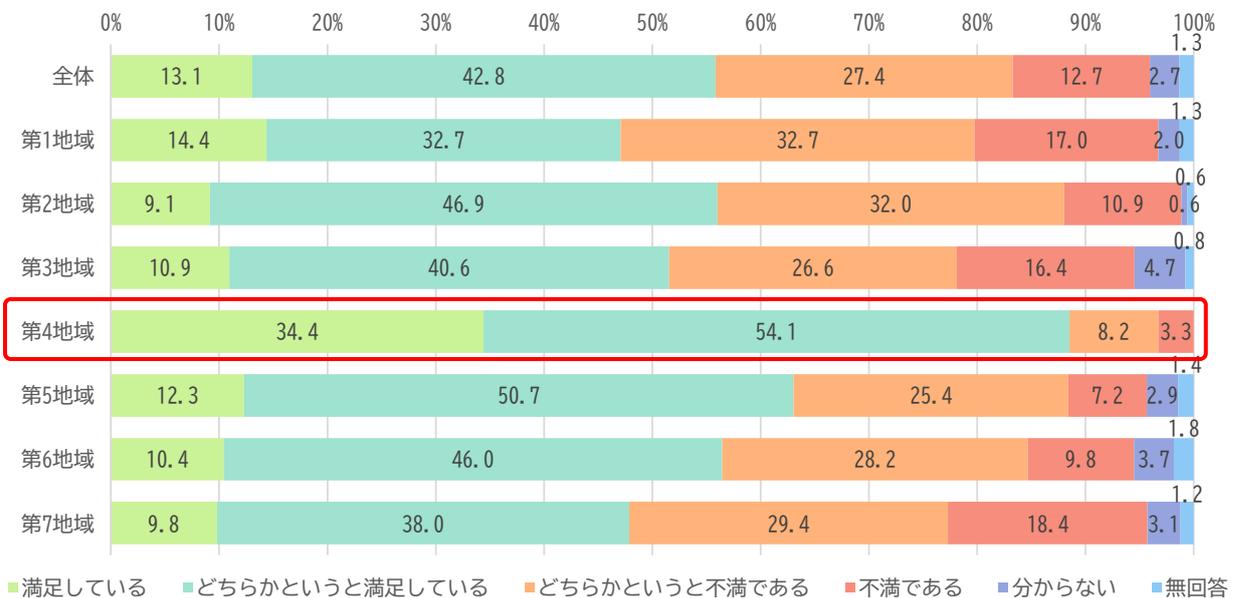
55.9%

「満足している」と「どちらかという満足している」の合計

改善を希望する点

- 1位 個性や特色ある店舗の充実 **45.1%**
- 2位 駐輪スペースの拡充 **31.3%**
- 3位 大型商業施設の充実 **30.1%**

地域区分別×満足度

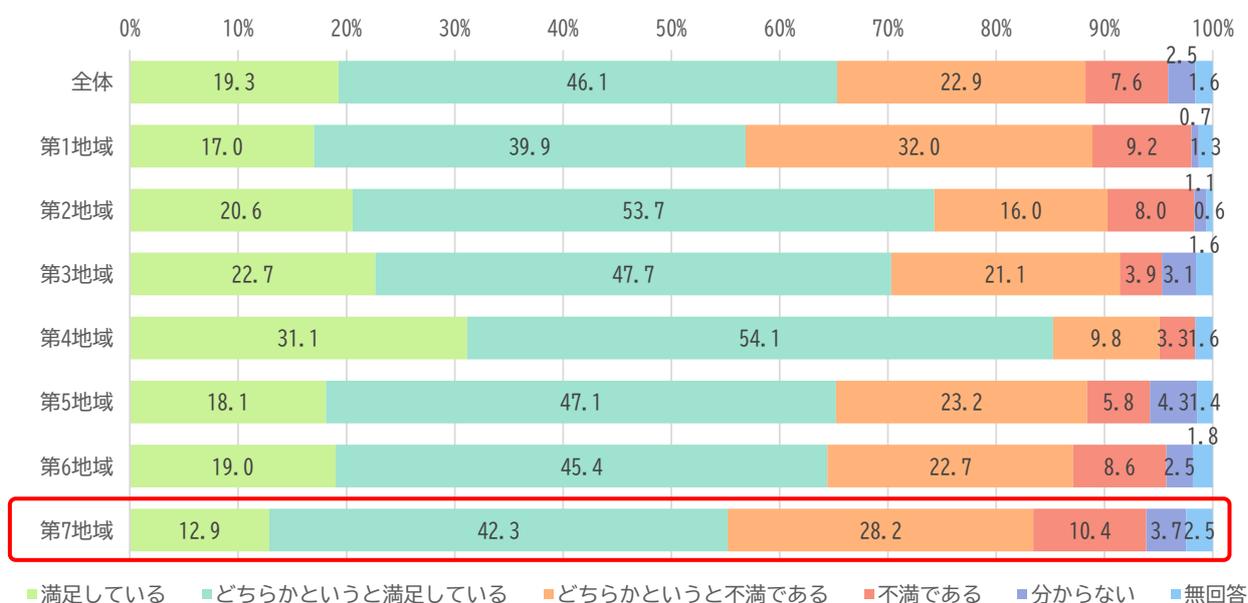


■ 普段利用する駅の周辺の歩きやすさについて

地域区分別にみると、第7地域（上石神井・下石神井・石神井台・関町北・関町南など）の満足度が55.2%で最も低くなっています。



地域区分別×満足度



■ 今後さらに快適で魅力ある駅周辺にするために、重要だと思う取組について

- | | | |
|----|----------------------|-------|
| 1位 | 歩きやすい歩行者動線や乗り換え動線の整備 | 52.0% |
| 2位 | 居心地がよく、滞在したくなる空間の整備 | 41.3% |
| 3位 | 踏切周辺の混雑の緩和 | 26.2% |

テーマ3. 快適でみどり豊かなまちづくりについて

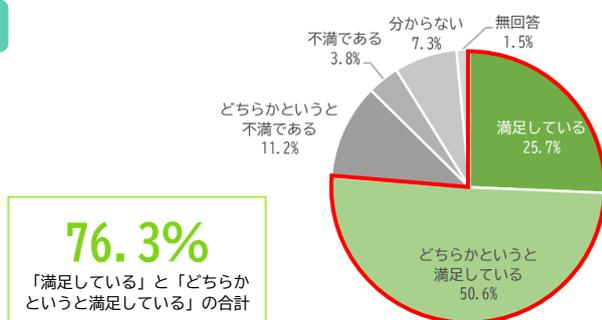
意見の傾向

- ・みどりを豊かにするための取組や、農地の保全・活用状況についての満足度は比較的高くなっています。
- ・引き続き緑地の充実や農地の保全を求める声があります。

■「高さの制限や敷地面積の制限」、建てられる建築物の種類を制限する「用途地域の指定」等について

良好な住環境を確保するための建物等への制限についての満足度は7割以上となっており、改善を希望する点は「騒音など住環境を悪化させる要因の排除」が37.3%となっています。

満足度



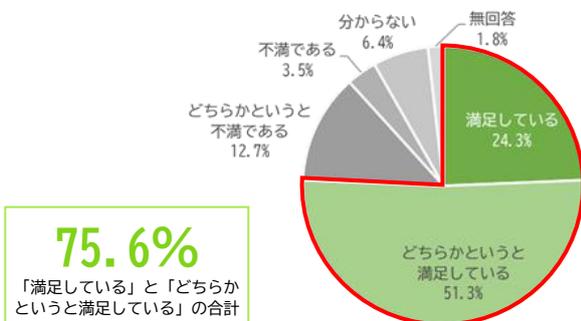
改善を希望する点

1位	騒音など住環境を悪化させる要因の排除	37.3%
2位	隣接する建物との距離	31.4%
3位	改善を希望する点はない	23.9%

■みどりを豊かにするための取組について

公園や緑地の整備、道路への街路樹の植樹など、「みどりあふれるまちづくり」を目指した区の取組についての満足度は7割以上となっており、改善を希望する点は「公園や緑地の充実」が42.1%となっています。

満足度



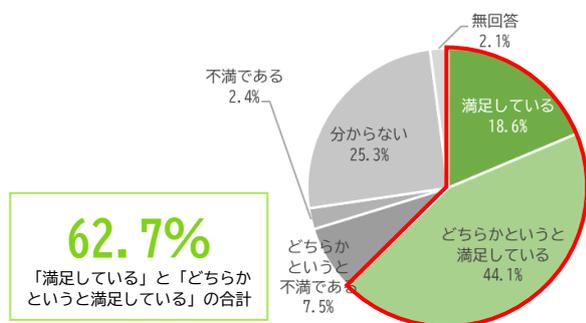
改善を希望する点

1位	公園や緑地の充実	42.1%
2位	街路樹の充実	28.3%
3位	みどりや生き物に気軽にふれあえる機会の充実	22.1%

■農地の保全・活用状況について

農地の保全・活用状況についての満足度は約6割となっており、保全・活用に対する考えとしては、「農地として保全してほしい」が半数近くの49.2%となっています。

満足度



保全・活用に対する考え

1位	農地として保全してほしい	49.2%
2位	市民農園や体験農園として活用してほしい	46.2%
3位	公園や公共施設などに転用してもよい	20.9%

■今後さらに快適に住み続けられるまちづくりを進めるうえで、重要だと思う取組

1位	公園や街路樹の整備、樹林地の保全の推進	59.8%
2位	都市農地の保全	35.0%
3位	住宅の適正管理と活用の促進	32.0%

テーマ4. 災害に強いまちづくりについて

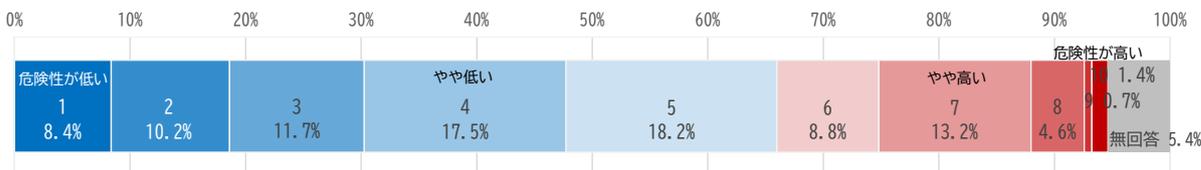
意見の傾向

- ・区民が感じる危険度について10段階で評価した結果（10点が最も危険と感じる）では、地震や火災、水害への危険度評価はいずれも4～5点程度であり、必ずしも十分な安心感が得られているとは言えない状況です。
- ・空き家等対策や道路の拡幅、電柱の地中化、雨水排水など、身近な安全対策を求める声があります。

地震や火災に強い建物づくりを目指した住宅の耐震化や不燃化について

全体では空き家対策への希望が高いものの、危険度が高いと評価した層は、建物の耐震化や古いブロック塀の撤去等の希望が高くなっています。

区民が感じる危険度（10段階評価）



4.5点/10点

危険度の平均点
(無回答除く)

改善を希望する点

1位 適切な管理がなされていない空き家への対策 50.8%

2位 古いブロック塀の撤去 44.5%

3位 建物の耐震化 44.1%

危険度評価別×改善を希望する点

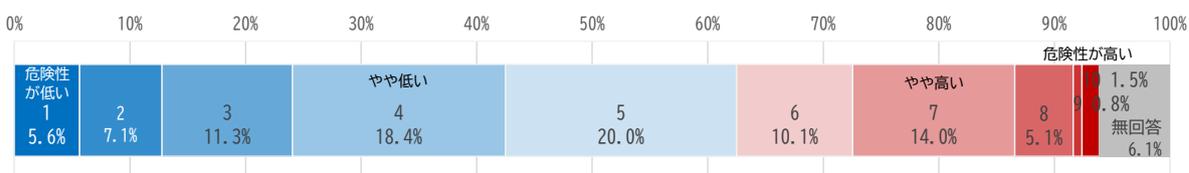
お住まいの地域の建物や塀の「危険度」の評価（10段階）	件数	1	2	3	4	5	6	無回答
		建物の耐震化	の古い撤去ブロック塀	へ火災の建に強い替え建物	きさ適家れ切へてな対な理策いが空な	その他	ほ対し策いを点強は化はなして	
全体	1,064	469	474	269	541	51	97	39
	100.0	44.1	44.5	25.3	50.8	4.8	9.1	3.7
1（危険性が低い）～3	322	94	99	55	158	10	66	13
	100.0	29.2	30.7	17.1	49.1	3.1	20.5	4.0
4～7	614	318	320	176	334	30	30	6
	100.0	51.8	52.1	28.7	54.4	4.9	4.9	1.0
8～10（危険性が高い）	71	42	41	29	31	8	1	0
	100.0	59.2	57.7	40.8	43.7	11.3	1.4	0.0

上段は件数、下段は割合を示しています。また、割合が全体よりも5ポイント以上高いものを■、低いものを■で着色しています。

■地震が起きた時に人や建物への被害を最小限にするための対策について

全体と比べると、第5地域（西大泉・大泉学園町・大泉町・土支田など）および第6地域（石神井町・東大泉・南大泉など）では道路の拡幅について、第6地域および第7地域（上石神井・下石神井・石神井台・関町北・関町南など）では電柱の地中化について希望する割合が高く、総じて区西側地域で道路環境の改善を求める声があります。

区民が感じる危険度（10段階評価）



4.8点/10点

危険度の平均点
(無回答除く)

改善を希望する点

- 1位 道路の拡幅による救急車両の経路の確保 **52.2%**
- 2位 電柱の地中化による被害拡大の防止 **50.3%**
- 3位 倒壊や延焼を防ぐための建物間隔の確保 **19.8%**

地域区分別×改善を希望する点

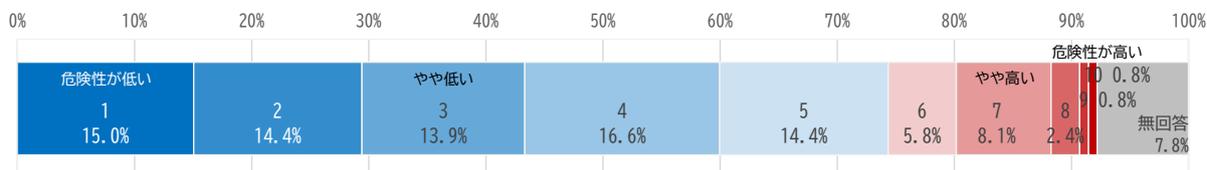
地域分類	件数	1	2	3	4	5	6	無回答
		ののを倒 確建防壊 保物ぐや 間た延 隔め焼	の公延 設園焼 置やを 広防 場ぐ	の車に道 確両よ路 保のるの 経救拡 路急幅	止害化電 拡に柱 大よの のる地 防被中	そ の 他	点し対 はて策 なほを いし強 い化	
全体	1,064	460	302	555	535	33	88	34
	100.0	43.2	28.4	52.2	50.3	3.1	8.3	3.2
第1地域	153	73	44	81	77	2	10	1
	100.0	47.7	28.8	52.9	50.3	1.3	6.5	0.7
第2地域	175	73	55	86	89	5	15	5
	100.0	41.7	31.4	49.1	50.9	2.9	8.6	2.9
第3地域	128	56	35	66	65	3	11	3
	100.0	43.8	27.3	51.6	50.8	2.3	8.6	2.3
第4地域	61	20	11	22	18	2	17	4
	100.0	32.8	18.0	36.1	29.5	3.3	27.9	6.6
第5地域	138	66	31	84	69	2	12	4
	100.0	47.8	22.5	60.9	50.0	1.4	8.7	2.9
第6地域	163	72	52	97	92	5	11	5
	100.0	44.2	31.9	59.5	56.4	3.1	6.7	3.1
第7地域	163	63	53	87	92	8	8	5
	100.0	38.7	32.5	53.4	56.4	4.9	4.9	3.1

上段は件数、下段は割合を示しています。また、割合が全体よりも5ポイント以上高いものを■、低いものを■で着色しています。

■水が溢れるのを防ぐ取組について

区民が感じている水害の危険度（平均点）は 3.8 点で、地震よりも低い評価になっています。一方で、改善を希望する点としては、「排水能力の高い側溝などの整備」が 52.2%と最も多く、半数を超えています。

区民が感じる危険度（10 段階評価）



3.8 点/10 点

危険度の平均点
(無回答除く)

改善を希望する点

- | | | |
|----|---------------------|-------|
| 1位 | 排水能力の高い側溝などの整備 | 52.2% |
| 2位 | 水が浸み込みやすい道路の整備 | 42.9% |
| 3位 | 大雨のとき雨水を溜められる調整池の整備 | 28.1% |

■災害に強いまちの整備を進めていくうえで、重要だと思う取組

- | | | |
|----|---------------------|-------|
| 1位 | 災害発生時の火災延焼を防ぐための対策 | 56.8% |
| 2位 | 災害から迅速に復旧・復興するための取組 | 49.6% |
| 3位 | 建物を倒壊させないための対策 | 43.5% |

テーマ5. これからのまちづくりについて

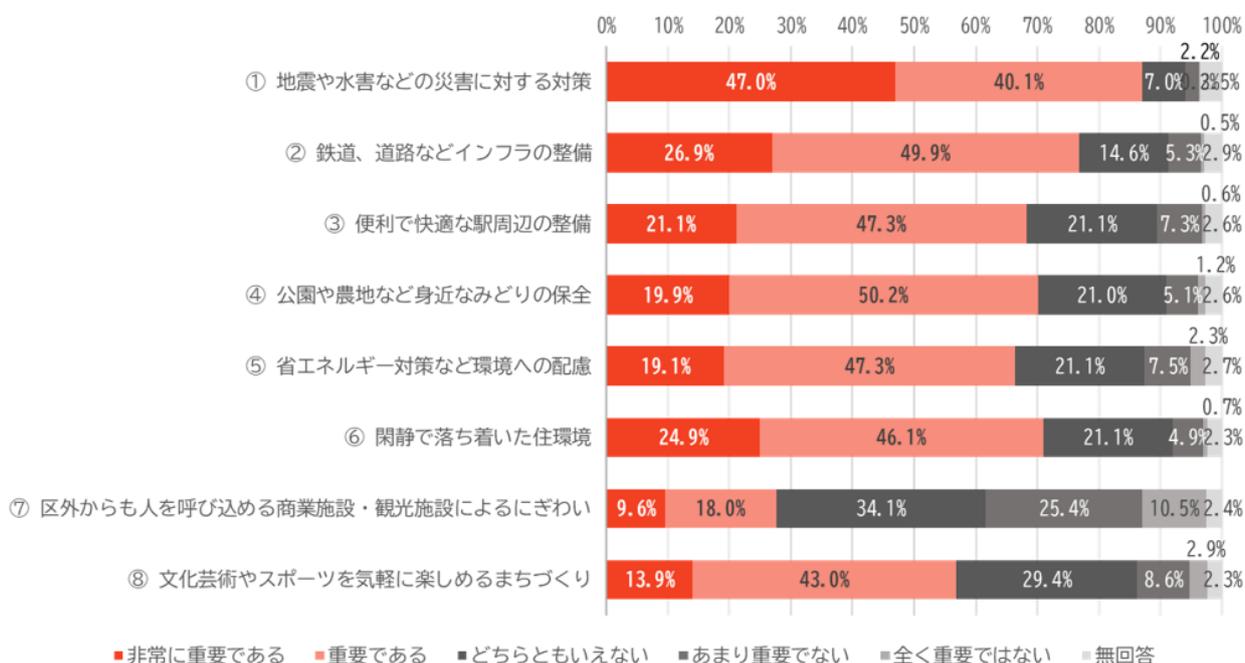
■これから（10～20年後）の練馬区のまちづくりに向けて、区民が重要だと考える分野

これからの練馬区のまちづくりに向けて、区民が重要だと考える分野は、「地震や水害などの災害に対する対策」が87.1%と最も多く、次いで「鉄道、道路などインフラの整備」、「閑静で落ち着いた住環境」の順となっています。

区民が考える重要度※

1位	地震や水害などの災害に対する対策	87.1%
2位	鉄道、道路などインフラの整備	76.8%
3位	閑静で落ち着いた住環境	71.0%
4位	公園や農地など身近なみどりの保全	70.1%
5位	便利で快適な駅周辺の整備	68.3%

※重要度：「非常に重要である」または「重要である」と回答した割合の合計



3. パネル展および都市計画審議会で寄せられた意見や提案等

パネル展の実施概要

都市計画マスタープランに記載された各施策や取組について、パネルを用いて紹介しました。来場された区民等からは、各施策・取組の進捗や今後のまちづくりに関する意見や質問が寄せられ、担当者が説明しながら意見交換を行いました。

また、来場者に対して「パネル展のご意見・ご感想」や「練馬区のまちの未来」についてアンケート調査を実施しました。

実施内容

実施日（全4回）	実施方法	パネルの内容
①令和7年11月6日（木）15：30～19：30 （@石神井庁舎5階会議室） ②令和7年11月7日（金）12：30～16：30 （@関区民センター2階多目的ホール） ③令和7年11月15日（土）13：30～17：30 （@光が丘区民センター2階洋室） ④令和7年11月19日（水）15：30～19：30 （@練馬区役所1階アトリウム）	パネル展示 （必要に応じて区職員が パネルの内容を紹介し、 質問などに回答） および来場者アンケート	■実施概要 ■鉄道や道路などインフラの整備 ■地域生活を支える駅周辺のまちづくり ■災害に強い安全なまちづくり ■みどりと環境などのまちづくり ■各地域別のまちづくり ■これからのまちづくり

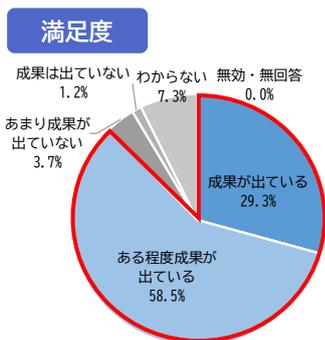


実施結果

全4回実施した結果、来場者数は延べ123人、アンケート回収数は82件でした。

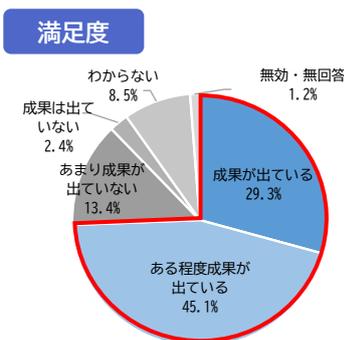
アンケートで、この10年間のまちづくりの取組状況について尋ねたところ、「成果が出ている」または「ある程度成果が出ている」と回答した方の割合は、以下の3つの分野において、いずれも7割を超えています。

■鉄道、道路など インフラの整備



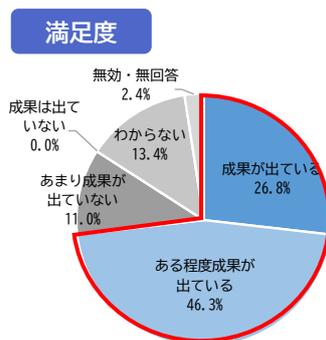
87.8%
「成果が出ている」と「ある程度成果が出ている」の合計

■地域生活を支える 駅周辺のまちづくり



74.4%
「成果が出ている」と「ある程度成果が出ている」の合計

■災害に強い 安全なまちづくり

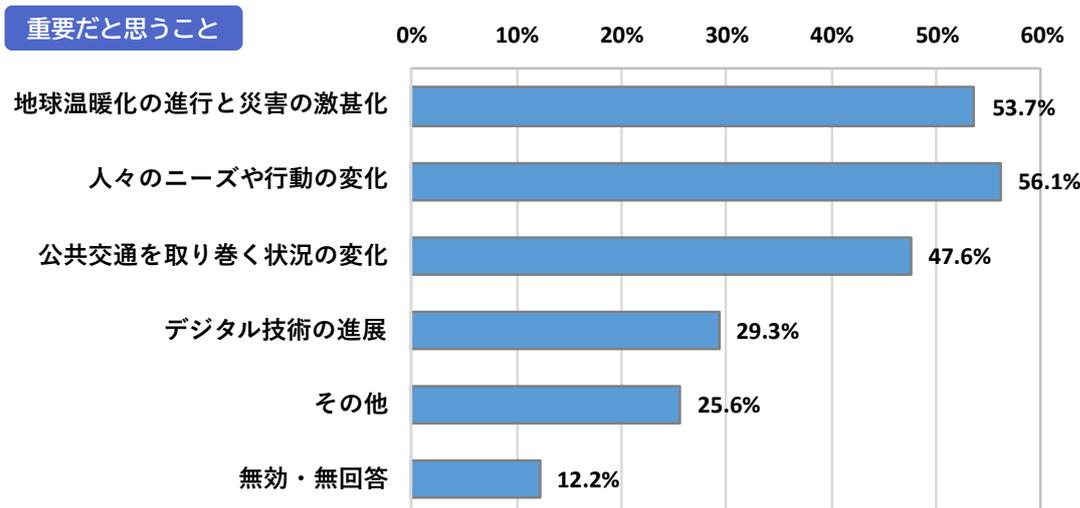


73.1%
「成果が出ている」と「ある程度成果が出ている」の合計

■ これからのまちづくりに向けた新たな視点について重要だと思うこと

これからのまちづくりを考えるうえで重要だと思うことについて尋ねた結果、『人々のニーズや行動の変化』が56.1%で最も高く、次いで『地球温暖化の進行と災害の激甚化』が53.7%となっています。

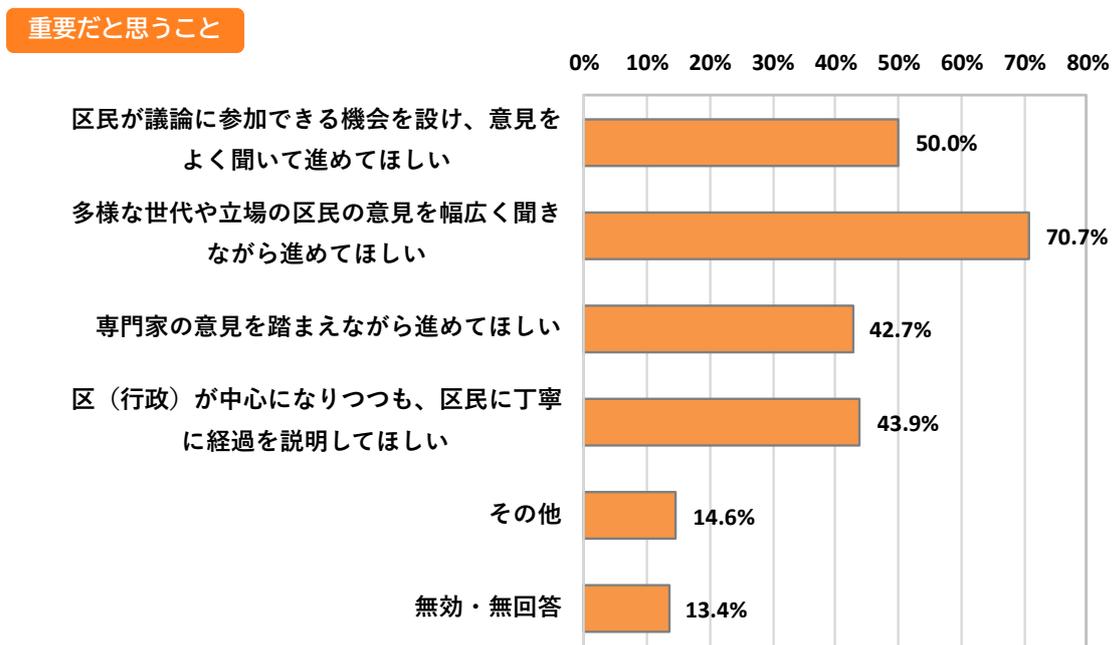
選択肢以外で挙げられた意見としては、『自然や歴史的資源の保全・活用』や『コミュニティづくり』、『経済・商業の活性化』、『施設の維持管理・更新』などが挙がっています。



■ 練馬区都市計画マスタープランの改定作業を進める際、重要だと思うこと

今後都市計画マスタープランを改定することとなった場合の進め方について尋ねた結果、『多様な世代や立場の区民の意見を幅広く聞きながら進めてほしい』が70.7%で最も高く、次いで『区民が議論に参加できる機会を設け、意見をよく聞いて進めてほしい』が50.0%、『区（行政）が中心になりつつも、区民に丁寧に経過を説明してほしい』が43.9%となっています。

選択肢以外で挙げられた意見としては、『学校と協力して子どもたちの意見を計画に反映してほしい』、『まちづくりを知る機会や関心を高める機会を増やしてほしい』などが挙がっています。



■ 区のまちづくりについての主な意見・要望（自由記述の要旨）

鉄道、道路などインフラの整備

- 大江戸線延伸とあわせて、防災とにぎわいが両立したまちづくりを求める。
- 西武新宿線、大江戸線、外環等の早期実現を期待する。
- 駅にホームドアを設置してほしい。鉄道の高架下の有効活用も進めてほしい。
- 区内の南北を移動するバス交通の改善に力を入れてほしい。
- 歩行者に優しい道路を整備してほしい。子どもやお年寄りが安全に歩ける歩道の確保。
- 周辺住民の意見を聴きながら、適切に計画を進めてほしい。

便利で快適な駅周辺の整備

- 歩行者が安全に利用、通行できる場所にしてほしい。
- 障害のある方も安全に歩行ができるような、買い物がしやすい環境の整備を求める。
- 駅周辺の無電柱化をさらに進めてほしい。
- 何でもある便利な駅前になるとよい。
- 住宅、商業、レクリエーション、スポーツ・文化など機能をエリアごとに分けるのもよい。
- イベントなども開催できる広場を整備してほしい。

地震や水害など災害への対策

- 緊急車両が入れる道路づくりを進めてほしい。
- 延焼遮断帯の形成や、密集地域におけるまちづくりを進めてほしい。
- 都市の排水能力を強化してほしい。
- 災害時の給水支援、汚水処理の対策が課題。
- 日頃からのコミュニティづくりの中で、災害対応ができる体制をつくる。
- 区としての対応策、住民の協力体制などを積極的に発信するべき。

公園や農地など身近なみどりの保全

- 農地はできるだけ残してほしい。練馬区の特徴なので、区の支援を期待する。
- 公園や街路樹の維持管理を適切に行ってほしい。
- 民地のみどりの保全も大切。つながりあるみどりの創出を進めてほしい。
- 中・大規模の公園を新たに整備してほしい。
- 公園の利用者が増えるよう、敷地の一部を貸与してカフェが開店できるようにしてほしい。
- イベントや防災訓練など、公園の非日常的な活用をしやすくしてほしい。

省エネルギーなどによる環境への配慮

- 省エネルギーに関するパネル展示やセミナーを行い、周知・啓発に取り組んでほしい。
- 太陽光発電のための補助金など、家庭での省エネの取組に対して支援してほしい。
- 太陽光パネルを使用した交通案内板やデジタルサイネージを設置することで、災害に強く外国人にも配慮したまちづくりを進めてほしい。
- 公共交通機関の利用者を増やす取り組みが大事。
- 省エネルギーのための新しい技術への対応を進めるべき。

閑静で落ち着いた住環境の確保

- 閑静な住宅地の維持とともに、防犯対策（暗い道への照明や防犯カメラの設置等）が大事。
- 問題のある空き家が増加する前の対策が必要。
- 生垣の補助など緑化助成制度を継続してほしい。
- 散歩が楽しくなる街路景観の質的向上に注力してほしい。
- 広い空を感じられるオープンスペースを確保してほしい。

区外からも人を呼び込める商業施設・観光施設によるにぎわい

- 区内の観光資源や文化資源を連携して活用することや、それらの情報発信が重要。
- 観光資源としての緑と畑（野菜）、公園を拡充してほしい。
- 地域の商店街を大切に、活性化してほしい。
- 子どもの遊び場やプレイパークを充実させてほしい。
- 区内在住だが区外で働く者としては、落ち着いた暮らせる場所であることを望む。

文化芸術やスポーツを気軽に楽しめるまちづくり

- 新たな拠点となるスポーツ施設を整備してほしい。
- 区民が日常的に取り組んでいる創作活動への支援や、交流や発表する場をつくってほしい。
- 公園の柔軟な活用などを通じて、誰もが楽しめるまちづくりを期待する。
- 学校の校舎や校庭が、タイムシェア・スペースシェアできるようになるとよい。
- 芸術文化やスポーツに関する区民の活動を支援してほしい。

その他

- 子ども達が将来、練馬に戻って子育てしたくなるまちづくりを期待している。
- 若い人が町会や自治会の担い手として参加してもらえる仕組みづくりを支援してほしい。
- メリハリのある計画づくりによって、練馬区のアイデンティティを追求してほしい。
- 質問や相談へ丁寧に対応するなど、区民の声を聴きながら計画づくりを進めるべき。

都市計画審議会での意見聴取

練馬区都市計画審議会は、区の都市計画に関する重要事項を審議する区長の諮問機関であり、公正で透明性の高いまちづくりを進める役割を担っています。委員は、区民に加え、都市計画の専門的な知識を有する学識経験者などで構成されています。

報告書の作成に向けて、都市計画審議会に記載内容の概要等を報告し、意見をいただきました。

実施内容

報告日時など	意見の受付	報告内容
第251回 練馬区都市計画審議会 令和7年12月19日(金) 午後3時～	審議会時に直接 または 後日メールにて受付	・実施状況報告書の概要について ・区民アンケートの結果について ・パネル展の実施結果について

いただいた意見等

委員からいただいた意見や助言の主な内容は、以下のとおりです。

- 実数を示すにとどまらず、目標値や総数との関係を明らかにすることができれば、進捗状況や成果を客観的に把握でき、より明確な実績として示すことができるのではないかと。
- 様々な分野におけるまちづくりの取組成果が示されているが、すべての事業が計画どおりに進んでいるとは限らない。今後都市計画マスタープランを改定する場合は、現状と課題を曖昧にせず、方針を明確に示すことが重要である。
- 大分県で発生した大規模火災については、多くの空き家の存在が被害の拡大につながったとの報道があった。近年は、これまで想定していなかった事象が課題として顕在化することもあることから、今後都市計画マスタープランを改定する場合は、最新の社会状況を踏まえて検討を進めるべき。
- 東京都市圏パーソントリップ調査では外出率が減少している一方、物の動き（物流）は増加している。新たな視点として、人の移動だけでなく物の動きにも着目する必要があるのではないかと。
- 今後都市計画マスタープランを改定する場合は、都市施設の経年に伴う老朽化を踏まえた維持管理の方針を明確化する必要がある。計画的な修繕や機能更新、場合によっては一時的な利用制限も含めて示すことが求められているのではないかと。

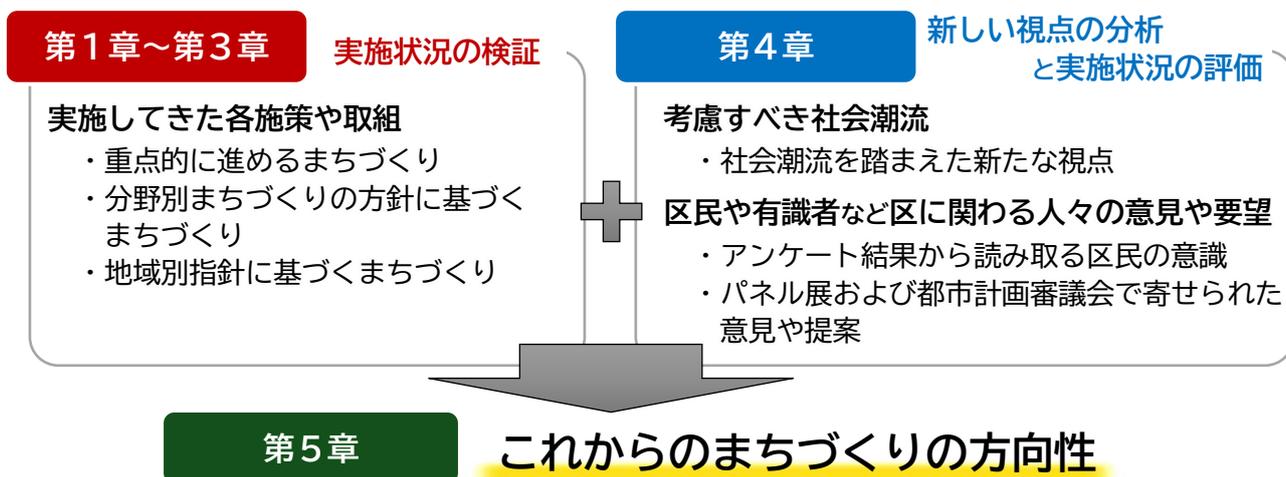
このほか、実施状況報告書への記載内容に関する指摘や技術的な助言がありました。

第5章 練馬のこれからのまちづくりの方向性

～都市計画マスタープラン見直しに向けた考え方～

前章までに、各施策・取組の実施状況について検証するとともに、新しい視点の分析や区民の評価等を整理しました。

本章では、これらを踏まえ、練馬のこれからのまちづくりの方向性を示します。



《主要テーマ1》 快適に移動できるまち	<ul style="list-style-type: none">■ 地域の実情に応じ、誰もが使いやすい多様な交通手段を確保する■ 自動運転社会を見据え、自動車・自転車・歩行者が安全に通行できる道路空間を整備する■ 地域住民や事業者との協働により、持続可能な交通を構築する
《主要テーマ2》 駅を中心に にぎわいが広がるまち	<ul style="list-style-type: none">■ 誰もが安全に歩け、回遊しやすく、憩い・交流できる駅前空間を整える■ 駅ごとの特性や周辺エリアの役割に応じて、にぎわいを創り出す取組を進める■ まちの魅力や強みを活かした土地利用の最適化を図る
《主要テーマ3》 災害に強く 安心して暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none">■ 地域の実情に応じ、災害時の被害を最小限に抑える取組を強化する■ 気候変動によるリスクの変化に備え、安全性を高める■ インフラを適切に維持管理し、必要な更新を行う
《主要テーマ4》 みどり豊かで 落ち着いて暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none">■ 閑静で落ち着いた住環境を維持する■ 公園や緑地などの身近なみどりや農地を守り、多様な活用を進める■ 住み続けたいと思える地域コミュニティを育む仕組みを整える

《まちづくりの進め方》

- 人々のニーズや行動の変化を把握し、多様な世代や立場の区民とともに検討する
- 各施策・取組を検証できるよう、客観的な目標を設定する

これらの方向性のもと、令和8年4月以降、都市計画マスタープランの改定を視野に入れ、練馬のさらなる発展に向けたまちの将来像と都市のあり方について検討します。また、立地適正化計画についても、国や都などの動向を踏まえつつ、策定を見据えた検討を進めます。

練馬区都市計画マスタープラン 実施状況報告書

令和8年（2026年）3月

練馬区 都市整備部 都市計画課

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1

☎ 03-5984-1534



大江戸線延伸地域のあそび場
練馬区立八坂中学校作製

大江戸線延伸を早期
実現しよう!